高岡市埋蔵文化財調査報告　第８冊

中保Ｂ遺跡　調査報告

―― 中保土地区画整理組合による
高岡市中保地区の区画整理事業に伴う調査 ――

２００２年　３月

高岡市教育委員会

高岡市埋蔵文化財調査報告　第８冊

中保Ｂ遺跡　調査報告

―― 中保土地区画整理組合による
高岡市中保地区の区画整理事業に伴う調査 ――

2002年３月

高岡市教育委員会

表紙の図版

中保Ｂ遺跡・第６次調査区遠景写真

―― 船着場遺構から越中国府推定地（高岡市伏木地区）をのぞむ ― -

中表紙の遺物実測図

中保Ｂ遺跡出土・「津三」墨書土器　（Ｓ＝2/3 ）

序

中保B遺跡は、ＪＲ西高岡駅に南面する高岡市中保地内に所在する遺跡です。このたび、同遺跡の所在することが周知されておりました範囲において、区画整理事業が行われることになり、これによって遺跡の一部が道路によって恒久的に覆われたり、場合によっては破壊される可能性が生じたため、事前に発掘調査を実施することとなりました。

調査の結果、中保B遺跡は縄文時代後期から近世までの複合遺跡であることが判明しました。中心となる古代におきましては、事務棟や倉庫群などからなる多数の掘立柱建物をはじめ、水上交通の介在したことを示す船着場遺構や、文書活動の行われていたことを窺わせる木簡や硯といったものが検出され、当該期においては、物流をともなう官衙的な機能がそなわっていたことが明らかとなりました。

なお、従来までの古代史研究によれば、当地における税物をはじめとする物資については、富山平野を網目状に流れる水利を活用し、水上交通をもって輸送していたのではないかと推察されて参りました。したがいまして、今回の船着場遺構の検出は、そうした古代社会における活動の一端を物証というかたちで証明したことになります。また、物流にかかる一連の施設が、このように明確に検出された発掘事例は大変貴重であるため、本書については、学術研究や郷土の歴史の究明にもお役立ていただけるものと思われます。

末尾になりましたが、この発掘調査を実施するにあたり、中保土地区画整理組合をはじめとする各関係機関や地元の皆様には、多大なご理解とご協力をいただいて参りました。ここに厚くお礼を申し上げます。

平成14年３月

高岡市教育委員会

教育長　　細呂木　六良

例　言

1．本書は、高岡市中保地内の区画整理事業に伴う中保Ｂ遺跡の発掘調査報告書である。
2．試掘調査は、中保土地区画整理組合の委託を受け、平成６年度に実施した。
3．本調査は、中保土地区画整理組合の委託を受け、平成８年度から11年度にわたって実施した。
4．報告書の作成は、平成12年度と13年度において、高岡市単独予算にて実施した。
5．調査関係者は次のとおりである。ただし、平成６年度までは社会教育課が当事業を担当し、平成７年度以降は文化財課がこれを引き継いでいる。

課　長　：野村一郎（６年度）
　　：田村晴彦（平成７年度～９年度）
　　宮村勝博（平成10年度～12年度）
　　大石茂　（平成13年度～）
課長補佐　：森忠男　（～６年度）
　　：大石茂　（平成11年度～12年度）
主　幹　：石浦正雄（平成８年度～11年度）
　　天谷隆夫（平成12年度～）
係　長　：大石茂　（～６年度）
課　員　：山口辰一，横津明義，荒井陸（平成７年度～），太田浩司（平成９年度～）

7．現地調査及び整理・報告書作成作業は根津が担当し、現地調査の一部をアジア航測株式会社に委託した。
8．現地調査及び報告書作成において、以下の各氏からは適切なご指導や多大な資料提示等を戴いた。

諫山えりか　板橋正幸　宇河雅之　宇野隆夫　江口友子　大塚隆　岡本淳一郎　亀田学
川崎晃　岸本雅敏　北野隆亮　北山健一郎　木下良　本本雅康　久々忠義　楠瀬勝　小林健司
白鳥良一　新宅輝久　鈴木景二　関義則　田所真　館野和己　田中明　田中広明　出越茂和
西村勝広　長谷部国彦　林健亮　藤井一二　宮代栄一　宮田進一　宮塚義人　村田大　山田昌久
山中敏史　山本正敏　渡邊裕之　（五十音順，敬称略）

9．本書における遺構の種別は下記に示す記号を用いた。

ＳＡ ―― 柵，　ＳＢ ―― 掘立柱建物，　ＳＤ ―― 溝状遺構，　ＳＥ ―― 井戸，
ＳＦ ―― 道路遺構，　ＳＫ ―― 土坑，　ＳＺ ―― 船着場遺構・墳墓，　ＳＸ ―― その他

10．本書における遺物番号は次のとおりである。

1001～　須恵器，　2001～　土師器，　3001～　陶磁器類，　4001～　木製品
5001～　金属製品・土製品，石製品等，　6001～　縄文土器

11．調査区のグリットは、平面直角座標系の第Ⅶ座標系に合わせ、原点より北及び東へ各１ｍの位置に起点を設け、一辺５ｍ四方を一区画とした。

調査参加者名簿

屋外調査

青井一暁　麻生正三　石浦玲子　石橋健二　今市伊織　井山尚之　上杉代司男　太田昌宏
荻布弘之　織田幸太郎　角澤勲　片岡千賀子　川本牧雄　北野泰紀　京極哲也　熊木啓子
佐竹光恵　柴田優　島田勇雄　高岡信一　滝沢慎太郎　武部寛　田所人志　田中明　地崎保
塚原望　塚本ルミ子　中尾佳代子　中田郁子　中田俊男　永森祺郎　西守正一　野崎彰吾
八田純二　長谷川共進　長谷川稔洋　畠山進　早瀬清二　殿若孝之　平野律子　広瀬武
細川秀三　堀純一　前田節子　前田武国　前野猛　増山真由美　松野満　南弘喜　宮崎剛一
明法寺健一　室崎宗之　山田清信　山田千香　八幡栄三　吉田仲　若井正之

室内整理調査

青井一暁　池田昌美　石浦玲子　石橋健二　伊藤育子　今市伊織　井山尚之　岩坪修三
片岡千賀子　京極哲也　熊木啓子　佐竹光恵　柴田優　嘗野由美　滝沢慎太郎　武部寛
田所人志　田中明　塚原望　塚本ルミ子　中尾佳代子　中田郁子　中村順子　野崎彰吾
畠志佳子　八田純二　長谷川稔洋　平野律子　広瀬武　藤井美紀　堀純一　前田節子
増山真由美　山田千香　（五十音順・敬称略）

高岡市埋蔵文化財調査報告　第８冊
中保Ｂ遺跡　調査報告

目　　次

発掘調査概観 …… 1

古　代

序　説 …… 3
検出遺構 …… 3
出土遺物 …… 19
考　察 …… 31

中　世

検出遺構 …… 40
出土遺物 …… 42
木棺墓 …… 43
まとめ …… 45

古墳時代 …… 48

縄文時代 …… 49

挿　図

図１　遺跡周辺図
図２　中保Ｂ遺跡・各調査区配置図
図３　掘立柱建物ＳＢＯ１・遺構平面図
図４　掘立柱建物ＳＢ３５・遺構平面図
図５　井戸ＳＥ０１・遺構平面図
図６　井戸ＳＥ０１・遺構概観図
図７　井戸ＳＥ０１・井桁及び井戸枠概観図
図８　船着場遺構ＳＺＯ１・遺構概観図
図９　船着場遺構ＳＺＯ２・遺構概観図
図10　水路ＳＤＯ１・各土層断面計測地及び土層断面図
図11　性格不明遺構ＳＸＯ２・遺構概観図
図12　中保Ｂ遺跡における古代の遺物の出土傾向
図13　木簡実測図
図14　中保Ｂ遺跡における帰書土器の出土地点
図15　中保Ｂ遺跡における木製品の出土地点
図16　中保Ｂ遺跡における転用硯の出土地点
図17　中保Ｂ遺跡における灰釉陶器と緑釉陶器の出土地点
図18　中保Ｂ遺跡周辺の地理
図19　中保Ｂ遺跡　遺構全体図（中世）
図20　木棺墓ＳＺＯ３・遺構概観図
図21　木棺墓ＳＺＯ４・遺構概観図
図22　木棺墓の副葬品
図23　中保Ｂ遺跡出土の縄文土器及び石斧

挿　表

表１　掘立柱建物観察表
表２　中保Ｂ遺跡の存続傾向
表３　北側建物群の周辺から出土した遺物の器種構成
表４　東側建物群の周辺から出土した遺物の器種構成

各調査区平面図

図面101　調査区全体図(1/1000)
図面102　第２次調査区、第８次調査・２区全体図
図面103　第４次調査区全体図
図面104　第６次・第７次調査区全体図
図面105　第８次調査・１区，３区，４区全体図
図面106　第８次調査・５区，６区，７区全体図
図面107　第８次調査・８区全体図
図面108　第11次調査区全体図
図面109　第９次・13次調査区全体図(1)
図面110　第９次・13次調査区全体図(2)
図面111　第12次調査区全体図
図面112　第14次調査区全体図
図面113　第15次調査区全体図
図面114　調査区全体図(1/600)

遺物実測図

図面201　須恵器・甕
図面202　須恵器・蓋，杯類
図面203　須恵器・杯
図面204　須恵器・杯類
図面205　須恵器・杯類
図面206　須恵器・杯
図面207　須恵器・杯類
図面208　須恵器，土師器・杯類
図面209　土師器・杯類
図面210　土師器・杯類

図面211　土師器・杯類
図面212　土師器・杯類
図面213　土師器・杯類
図面214　土師器・甕
図面215　土師器・甕，鉢
図面216　土師器・甕
図面217　須恵器・壺
図面218　須恵器・壺
図面219　須恵器・壺
図面220　須恵器・壺，横瓶
図面221　須恵器・大甕
図面222　墨書土器，漆書
図面223　墨書土器
図面224　墨書土器
図面225　墨書土器
図面226　墨書土器，ヘラ記号
図面227　ヘラ記号
図面228　転用硯，灯明皿，緑釉陶器
図面229　灰釉陶器，赤彩土器，内黒土器，帯金具，石帯
図面230　暗文土器，内黒土器
図面231　木製品・斎串，浮子
図面232　木製品・火切臼，盤，横櫛，浮子，弓
図面233　木製品・剣形木製品，琴の天板，斎串など
図面234　木製品・蓋板，箱板，ヘラ形祭祀用具
図面235　木製品・木簡，人形，馬形，弓など
図面236　木製品・舟形，盤，祭祀用具
図面237　木製品・斎串，箸
図面238　木製品・檜扇，栖杓など
図面239　砥石，製塩土器，土錘，鉄鏃，羽口
図面240　青磁，白磁，土師器など
図面241　珠洲・甕
図面242　珠洲・甕，壺
図面243　珠洲・壺
図面244　珠洲・鉢，すり鉢
図面245　珠洲・鉢，すり鉢
図面246　土師器・小型丸底土器，鉢，壺など
図面247　土師器・高杯，器台，甕
図面248　土師器・甕　木製品・鋤先形祭祀用具，横槌

遺構写真

図版101　船着場遺構　ＳＺ０１（第６次調査区全景）
図版102　第11・12・14次調査区全景
図版201　第２次調査区全景（西側部分・南から）
図版202　第７次調査区全景（東から）
図版203　第８次調査・２区北側全景（南から）
図版204　第８次調査・３区全景（北から）
図版205　第８次調査・５区全景（西から）
図版206　第８次調査・６区全景（西から）
図版207　第８次調査・７区全景（南から）
図版208　第11次調査区全景
図版209　第13次調査区全景
図版210　第15次調査区全景
図版211　船着場遺構　ＳＺ０１
図版212　道路遺構　ＳＦ０１（船着場遺構から）
図版213　道路遺構　ＳＦ０１（北側建物群の方面から）
図版214　井戸　ＳＥ０１（南東方向から）
図版215　井戸　ＳＥ０１完掘状況
図版216　井戸　ＳＥ０１（東から）
図版217　ＳＸ０２（南から）
図版218　ＳＸ０２（南から）
図版219　船着場遺構　ＳＺ０２（北側部分・北から）
図版220　船着場遺構　ＳＺ０２（南側部分・北から）
図版221　掘立柱建物　ＳＢ０１（北から）
図版222　掘立柱建物　ＳＢ０１（北から）
図版223　掘立柱建物　ＳＢ０２（南から）
図版224　掘立柱建物　ＳＢ２７（南から）
図版225　掘立柱建物　ＳＢ２８（南から）
図版226　掘立柱建物　ＳＢ２９（南から）
図版227　掘立柱建物　ＳＢ３０（北から）
図版228　掘立柱建物　ＳＢ３１（南から）
図版229　掘立柱建物　ＳＢ３２（北から）
図版230　掘立柱建物　ＳＢ３３（北から）
図版231　掘立柱建物　ＳＢ３４（南から）
図版232　掘立柱建物　ＳＢ３５（南から）
図版233　掘立柱建物　ＳＢ３６（南から）
図版234　掘立柱建物　ＳＢ３７（南から）
図版235　掘立柱建物　ＳＢ３８・４４（南から）
図版236　掘立柱建物　ＳＢ３９（南から）
図版237　掘立柱建物　ＳＢ４１（北から）
図版238　掘立柱建物　ＳＢ４５（北から）
図版239　掘立柱建物　ＳＢ４６（南から）
図版240　掘立柱建物　ＳＢ４８（南から）
図版241　掘立柱建物　ＳＢ４９（南から）
図版242　掘立柱建物　ＳＢ５０（南東方向から）
図版243　掘立柱建物　ＳＢ５０（西から）
図版244　掘立柱建物　ＳＢ５１（南から）
図版245　掘立柱建物　ＳＢ５２（南から）
図版246　木棺墓　ＳＺ０３遺構検出状況（南から）
図版247　木棺墓　ＳＺ０３木棺内部検出状況（南から）
図版248　木棺墓　ＳＺ０３木棺内部検出状況（東から）
図版249　木棺墓　ＳＺ０４遺構全景（完掘後・北から）
図版250　木棺墓　ＳＺ０４木棺検出状況（南から）
図版251　木棺墓　ＳＺ０４木棺内部検出状況（南から）
図版252　木棺墓　ＳＺ０４木棺基礎板検出状況（南から）
図版253　木棺墓　ＳＺ０４刀剣検出状況（東から）

遺物写真

図版103　暗文土器
図版104　暗文土器，緑釉陶器，灰釉陶器，内黒土器
図版301　須恵器杯Ｂ蓋，杯，広口壺，横瓶
図版302　須恵器杯
図版303　須恵器杯
図版304　須恵器杯，稜椀，盤など
図版305　須恵器杯類・墨書土器
図版306　墨書土器
図版307　灰釉陶器，暗文土器，帯金具，石帯
図版308　転用硯，灯明皿，製塩土器
図版309　鉄鏃，檜扇，火切臼，ヘラ形祭祀用具など
図版310　人形，斎串，琴の天板，船形，馬形など
図版311　三足盤，椀，珠洲，皿，足鍋，刀剣
図版312　土師器甕，壺，椀，鋤先形祭祀用具，横槌
図版313　墨書土器（赤外線写真）
図版314　墨書土器（赤外線写真）
図版315　墨書土器・人形（赤外線写真）
図版316　木簡（赤外線写真）

調査写真

図版401　遺物出土状況一覧
図版402　遺物出土状況一覧
図版403　遺物出土状況一覧
図版404　調査風景一覧
図版405　調査風景一覧
図版406　調査風景一覧
図版501　中保Ｂ遺跡周辺の米軍空中写真

発掘調査概観

遺跡概観

中保B遺跡は、ＪＲ西高岡駅に南面する高岡市中保地内に所在する遺跡である。その周辺地域においては豊富な水利や強固な台地が形成されており、概して集落などを形成するには適した環境にあったとみられるが、そのことは、この一帯に多種多様な包蔵地が所在することからも窺い知ることができよう。

今回の発掘調査によって、当遺跡については縄文後期から近世にいたる複合遺跡であることが判明した。詳細については後述とするが、中心となる古代においては、官衙的な活動が行われていたことが判明し、当時の官人や有力者の介在なども窺われた。また、船着場や多数の倉庫などが遺営されていたことからは、水上交通を駆使することによって広範囲を舞台に各地域と交流をもっていたことが想起され、嘱して周辺地域を統括する立場にあったことが想起されることとなった。

なお、古代の建物群については調査区の北側と東側の２つの地点に立地が限定されるが、この傾向は出土遺物の分布状況などにもみられることから、当該期の様相は二極化を呈していたことが窺われる。また、中保B遺跡は越中国府とも少なからず交流をもっていたと推定されるが、直線距離にして10km以上離れた地に所在する双方の間には、陸路ばかりではなく、水上の交通ルートも確立していたものと思われる。

さて、その古代の様相も11世紀前半代には終焉を迎え、その後、一定の断絶期間をおいて当地には中世の様相が繰り広げられていったことが確認されている。調査区からは未盛掘の木棺墓や掘立柱建物などの遺構が検出さ

図１．遺跡周辺図（縮尺＝1/20,000）　『高岡市遺跡地図』に一部加筆

れた他、青磁，白磁，珠洲，刀剣，漆器などといった様々な遺物も出土している。ちなみに、この周辺地域には「福田荘」や「五位荘」といった中世の荘園なども形成されていたとする比定案もあり、これらとの対比も興味深いところである。

なお、中保B遺跡については、その後も近世及び近現代に至るまで断続的に様相の展開されてきたことが確認されているが、本書においては古代を中心としながらも、年代的には縄文時代から中世までの様相に限定して概要を記載をしていくこととする。

調査にいたる経緯と調査経過

高岡市中保土地区画整理組合によって、同市中保地内の区画整理事業が計画されるにいたり、平成６年に同組合から高岡市教育委員会へと埋蔵文化財にかかる問い合わせが寄せられてきた。しかし、このうちの約30,000㎡の範囲については、既に中保B遺跡の埋蔵文化財包蔵地として指定されていたことから、事前に試掘調査を行う必要が生じることとなった。

これを受け、平成６年11月より翌年３月にかけて試掘調査を実施したところ、上記したうちの20,000㎡以上の範囲に本調査の必要があるものと判断され、再び同組合との協議の場がもたれたが、平成８年度から本調査を行うことで合意に至り、同年５月16日の作業開始を皮切りに、以後、４箇年度にわたり本調査や試掘調査などが実施されていった。

なお、この４箇年度の間に手掛けた全調査面積は24,900㎡にのぼる。また、当初から当事業を担当してきた高岡市教育委員会社会教育課文化係は、平成７年度における組織編成により文化財課と改められ、その後の関連事務及び発掘調査の推進等は同課が引き継いで実施している。

各調査区と本書の構成

上述のように、中保B遺跡は長期にわたって屋外調査が実施され、その結果、多数の遺構や遺物を検出した他、大小15箇所の調査区を設定することとなった。しかし、今回はこれを一冊の報告書にまとめる必要性が生じたため、各調査区ごとに報告するという方法はとらず，当遺跡において展開された歴史的様相を各時代ごとに簡潔にまとめることとした次第である。

なお、各調査区の配置は下図に示す番号のとおりである。ただし、試掘調査である第１次調査と第10次調査については、他の調査（区）と重複するため図示していない。また、第５次調査については確認調査である。

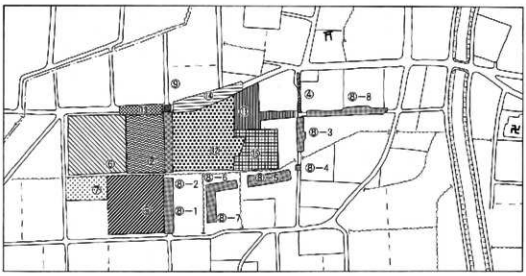

図２．中保B遺跡・各調査区配置図

古　　代

序　説

今回の発掘調査によって、中保Ｂ遺跡には縄文時代後期から近世までの長期にわたる様相が断続的に存続していたことが判明した。中心となる古代においては50棟以上の掘立柱建物をはじめ、調査区内を縦横にめぐる水路や船着場遺構などといった多数の遺構が検出されている。

図面101を参照するならば、当遺跡における古代の建物は、調査区の北側と東側に集中する傾向にあることが判るが、(以下、便宜的に「北側建物群」及び「東側建物群」と呼ぶこととする。)後述するように、双方は存続年代や用途などが相違しながらも同時共存をはかっていたものと思われる。

調査区を縦横にめぐる水路の西部と中央部には船着場遺構が造営されているが、後者の東方には倉庫群が併設されており、この地においては水上交通による物資の輸送を行うという活動が行われていたことが考えられる。ちなみに、降雪期を有する当地方においては水上交通にかかる比重も大きいものと考えられてきたが、上記のような水上交通にかかわる一連の遺構群を検出したことについては、そうした従来からの推察を、物証により証明したことになると言えよう。

なお、中保Ｂ遺跡からは、緑釉陶器や灰釉陶器をはじめ、暗文土器、帯金具、木簡、墨書土器などといった官衙的な色彩を帯びたものが出土しているが、とりわけ「津三」や「案調」などといった墨書土器については、当遺跡の歴史的様相を考える上でも注目に値するものと思われる。ただし、そうした官衙的な様相についても、後述するように時代の流れとともに北側建物群と東側建物群の間を行き来していたことが勘案され、当遺跡の様相については、諸要素が複雑にからみあって構成されていたものと思われる。

検　出　遺　構

北側建物群

北側建物群では総計27棟の掘立柱建物が検出されている。周辺からは８世紀前半代のものこそ希薄であるが、概ね７世紀中頃から11世紀前半代までの遺物が出土していることから、掘立柱建物はこの間に存続していた可能性が高いとみられる。

なお、当遺跡の掘立柱建物を解説するにあたり、その桁行や梁行については、実数の他にも試論として天平尺や高麗尺で換算した数値を適時併記することとした。前者については一尺を29.7㎝とし、後者は35.5㎝として換算した。また、掘立柱建物の方位については、基本的に南北柱列を対象とし、磁北を基準にその傾きをしめすこととした。ただし、掘立柱建物の多くは激しい切り合いによって組方が不鮮明となっているものがある他、調査区外に片側が所在するものもあるため、将来的に近隣地区が調査されて詳細が明らかとなった暁には、下記の内容も変化をみせる可能性があることをご了承いただきたい。

掘立柱建物　ＳＢ01

第２次調査区と第13次調査区とにまたがって検出された、６間×２間の身舎に１間の東面庇をもつ建物である。身舎面積は70.8㎡をはかり、当遺跡においてはＳＢ５０に次ぐ２番目の床面積を有するが、ＳＢ５０を三間四面の構造であったとみるならば、本址は当遺跡最大の身舎面積を有する可能性がある。また、庇を有するということもさることながら、９世紀中頃以降の古代の建物のなかでは本址は当遺跡最大のものとなるため、当該期における中心的な存在であったことが考えられる。

本址はＳＢ０２や０４らと切り合うが、それらとの新旧関係は不明である。桁行は13.36ｍであり、一方の梁行については身舎部分のみでは5.3ｍをはかるが、庇の部分も含めるならば8.0ｍに達する。掘方の平面形は１辺約80㎝のやや大型の方形を呈することで一応の規則性を窺えるが、柱間は必ずしも一定していない。総計23基の掘方が検出されているが、そのうちの12基からは柱根や礎板、あるいは栗石などが検出されている。

なお、１基の掘方からは細片ながらも９世紀代とみられる土師器の杯の底部が出土しており、本址がこれ以降に築造されたことを窺わせているが、柱根などの残存が多いことからも、本址は当遺跡にあっては比較的後出のものであったと思われる。

掘立柱建物　ＳＢ０２

第２次調査区と第13次調査区の２つの調査区にまたがって所在する３間×１間の側柱構造を呈する建物である。桁行は6.25mで、梁行は4.75mを呈する。床面積は29.7㎡をはかり、当遺跡にあっては中規模の部類に属する。掘方の平面形は方形を基本とし、このうちの１基から柱根と礎板が検出されている。

本址はＳＢ０４と切り合うが、幾つかの掘方がＳＢ０４のそれに切られることから、相対的に本址の方が古いものと考えられる。もっとも、両者については同位置かつ同規格を呈することから踏襲性のあった可能性もありうる。出土遺物がなかったため築造年代等は不明である。また、建物の方位についてはＮ－９°　Ｗを呈する。

掘立柱建物　ＳＢ０３

第13次調査区の東側で検出された建物である。３間×１間または３間×２間の側柱構造とみられるが、柱間は一定していない。建物の方位はＮ－6.5°－Ｗを呈し、周囲と比べるとやや異質であるが、この方位を呈する建物は概して柱列が一定しない傾向にある。また、そのうちのＳＨ５２については中世に造営されたものであった可能性があるため、本址についても当該期のものであった可能性が検討されるところである。

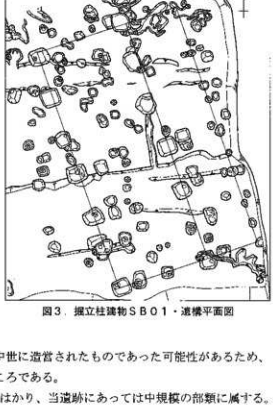

図３．掘立柱建物ＳＢ０１・遺構平面図

桁行は7.00m で、梁行は5.2mを呈する。床面積は36.4㎡をはかり、当遺跡にあっては中規模の部類に属する。掘方の平面形はやや小型の方形を基本とするが、出土遺物は検出されていない。

掘立柱建物　ＳＢ０４

第２次調査区と第13次調査区の２つの調査区にまたがる３間×１間の側柱構造を呈する建物である。上述したＳＢ０２を、ほぼ同位置かつ同規格によって建て替えたものと思われる。ただし、ＳＢ０２では１間あたりの数値は整数尺による等間となるが、本址では岩下桁行が大きくつくられている。

桁行は6.4mで、梁行は4.75mを呈する。床面積は30.4㎡をはかり、当遺跡としては中規模の部類に属する。掘方の平面形は方形を呈し、このうちの１基からは柱根が検出されている。建物の方位はＮ－９°　Ｗである。

掘立柱建物　ＳＢ０５

第２次調査区と第９次調査区の２つの調査区にまたがって検出された３間×２間の側柱建物である。後述のＳＸ０１と切り合うが、本址の掘方がこれを切ることから本址の方が新しいと考えられる。

建物の方位はＮ－９°－Ｗである。桁行は6.7mをはかり、梁行は5.15mを呈する。床面積は34.5㎡を計上し、当遺跡にあっては中規模の部類に属する。掘方の平面形は方形を基本とし、このうちの３基からは柱根が検出されている。本址については、建て替えの有無や梁行における柱間の数を除けば、西側に隣接するＳＢ０２やＯ４とは、ほぼ同方位で同規模の関係にある。

掘立柱建物　ＳＢ０６

第13次調査区の中央北側で検出された側柱構造を呈するとみられる建物である。梁行は２間を呈することが把握されているが、桁行については１間以上の規模であることを確認するのみである。

確認される範囲での桁行は2.95m前後を呈し、一方の梁行も5.7m以上に達することを確認した。建物の方位はＮ－９°－Ｗ前後を呈するとみられ、ＳＢ０２の他、ＳＢ０４，０５，３３らと共通する。掘方の平面形は円形を基本とする。３基の掘方からは柱根も検出されているが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ０７

第13次調査区の中央よりやや西側で検出された側柱構造の建物である。梁行は２間を要して５mをはかり、一方の桁行は確認される範囲でも既に12.45mほどに達している。床面積は62.25㎡以上の数値が計上され、現状に

おいても当遺跡にあっては３番目に大きな建物となる。

建物の方位はＮ－11°－Ｗであり、ＳＢ１２をはじめ，ＳＢ１３や４０などと同様の方位を呈する。掘方の平面形は不整形な方形を基本とする。

掘立柱建物　ＳＢ０８

第13次調査区の北隅で検出された２間以上×２間の側柱建物である。桁行は3.25m以上を呈し、一方の梁行も4.15mをはかる。掘方の平面形はやや小型の円形または方形を基本とする。

建物の方位はＮ－６°－Ｗ前後を呈しており、ＳＨ１４と共通するが、ＳＢ０３や５２などもこれに近い。ただし、ＳＢ５２については中世に築造された可能性があり、本址の築造年代にも一石を投ずるものと思われる。

掘立柱建物　ＳＢ０９

第13次調査区の北隅で検出された１間以上×２間の側柱構造とみられる建物である。建物の片側が調査区外に連するため詳細は不明である。梁行は3.70mを呈するが、桁行については2.1m以上が確認されるのみである。

掘方の平面形は方形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。建物の方位については、Ｎ－15°－Ｗ前後を呈するとみられ、ＳＢ１１をはじめ、ＳＢ１８や５０らと共通する可能性がある。

掘立柱建物　ＳＢ１０

第13次調査区の西側から検出された２間×２間の側柱建物である。桁行は6.25mをはかり、一方の梁行も5.5mを呈する。床面積は34.4㎡にのぼり、当遺跡にあっては中規模の部類に属する。

掘方の平面形はやや大型の方形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。建物の方位はＮ－９°－Ｗを呈するとみられ、ＳＢ０２をはじめ、ＳＢ０４や０５などと共通する。

掘立柱建物　ＳＢ１１

第13次調査区の中央からやや西側で検出された４間以上×２間の規模を有する側柱建物である。梁行は4.9mをはかり、一方の桁行も現状において既に9.8mほどが確認されている。掘方はやや大型で、不整形な方形を基本とするものとみられる。

柱間は比較的一定しているが、掘方などからは出土遺物がなかったため築造年代等は不明である。建物の方位はＮ－15°－Ｗを呈し、ＳＢ０９をはじめ、ＳＢ１８や５０らと共通する。

掘立柱建物　ＳＢ１２

第13次調査区の中央で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は5.95mで、一方の梁行も4.45mをはかるため、天平尺に換算するならば20尺と15尺に相当し、また、その比率も４：３となる。

掘方は規格性のある方形で構成され、柱間も比較的一定している。出土遺物がなかったため築造年代等は不明である。建物の方位はＮ－11°－Ｗを呈し、ＳＢ０７をはじめ、ＳＢ１３や１５などと共通する。床面積は26.5㎡をはかり、当遺跡にあっては中規模の部類に属する。

掘立柱建物　ＳＢ１３

第13次調査区の中央北側で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は9.35mで、一方の梁行も５mを呈する。床面積は46.8㎡をはかり、当遺跡では中規模の部類に該当する。

他の遺構との激しい切り合いにより、桁行方向の掘方は不鮮明である。掘方の平面形は円形または方形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。建物の方位はＮ－11°－Ｗを呈し、ＳＢ０７をはじめ、ＳＢ１２，１５，４０などと共通する。

掘立柱建物　ＳＢ１４

第13次調査区の中央で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は7.45mで、一方の梁行も5.95mを呈する。床面積は44.3㎡をはかり、当遺跡の中ではどちらかと言えば大型の部類に属する。

掘方の平面形もやや大型の円形を基本とする。出土遺物がないため築造年代等は不明であるが、建物の方位がＮ－６°－Ｗを呈し、中世の可能性をもつＳＢ５２と近似することから、本址についても中世に築造された可能性を検討する必要があるものと思われる。

掘立柱建物　ＳＢ１５

第13次調査区の中央北側で検出された１間以上×２間の建物である。南端部を立うじて検出したものである上

に、掘方の一部も他のそれと激しく切り合うことから、その規格等については不明確なところもある。

建物の方位はN－11°－W前後とみられ、ＳＢ０７をはじめ、ＳＢ１２，１３，４０などと共通する可能性がある。掘方の平面形は小型の円形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ１６

第２次調査区の北隅で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は5.35mをはかり、一方の梁行も3.85mを呈する。床面積は20.6㎡にのぼり、当遺跡の中ではやや小規模の部類に属する。

掘方の平面形は円形を基本とするが柱間は一定していない。建物の方位はN－11.5°－Wであり、ＳＢ２３と共通する。掘方などからは特に遺物が出土しなかったため築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ１７

第13次調査区の北隅で検出されたもので、桁行１間以上×梁行２間の側柱構造の建物と考えたものである。梁行については4.65mをはかる。掘方の平面形はやや大型の方形を基本とするが、出土遺物がなかったため築造年代等は不明である。建物の方位はN－18°－Wを呈するとみられる。

掘立柱建物　ＳＢ１８

第13次調査区の中央付近で検出された３間×３間の側柱構造を呈する東西棟である。桁行は7.65mで、梁行は5.35mを呈する。床面積は40.9㎡をはかり、当遺跡の中ではやや大型の部類に属する。

掘方の平面形はやや小型の方形を基本とするが、柱間は必ずしも一定していない。また、出土遺物がないため築造年代等も不明である。建物の方位はN－15°－Wを呈し、ＳＢ０９やＳＢ１１と共通するが、これらについては北側建物群の中にあってはやや異質な存在となっている。ただし、東側建物群に所属するＳＢ５０を中心とするグループと同方位を呈するため、これらとの関連が注目されるところである。

掘立柱建物　ＳＢ１９

第13次調査区の中央からやや西側で検出された建物である。桁行４間の側柱構造を呈するとみられるが、他の建物との激しい切り合いにより東側の桁行が不鮮明となっている。桁行は7.0mを呈し、梁行も5.95mをはかる。床面積も41.6㎡前後の数値が勘案されてくるため、当遺跡の中では大規模の部類に属するとみられる。

建物の方位はN－10°－Wであり、ＳＢ０１をはじめ、ＳＢ２０，２１，２６などと共通する。掘方はやや大型の方形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ２０

第13次調査区の東側で検出された３間×２間の側柱建物であり、後述するＳＢ２１とは同位置かつ同規模による建て替えの関係にあったとみられる。桁行は9.5mで、一方の梁行も6.53mを呈する。床面積は62.0㎡をはかり当遺跡では大型の部類に属する。

掘方の平面形は方形を基本とする。２基の掘方からは礎板のみが検出されており、建物を解体する際には柱を抜き取っていた可能性がある。出土遺物がないため築造年代等は不明である。建物の方位はN－10°－Wであり、ＳＢ０１をはじめ、ＳＢ２１，２４，２６などと共通する。

掘立柱建物　ＳＢ２１

第13次調査区で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は9.5mで、梁行も6.53mを呈するため、天平尺で換算するならば、両者の差はちょうど10尺違いの32尺と22尺に該当することとなる。

掘方の平面形は方形を基本とする。本址はＳＢ２０と同規模かつ同方位による建て替えの関係にあった可能性がある。ただし、本址に所属する２基の掘方からも礎板のみが検出されており、こちらも建物を解体する際には柱を抜き取っていた可能性がある。建物の方位はN－10°－Wであり、ＳＢ０１をはじめ、ＳＢ２０やＳＢ２４などと共通する。床面積は62.0㎡をはかり、当遺跡では大型の部類に属する。

掘立柱建物　ＳＢ２２

第２次調査区と第13次調査区とにまたがって検出された３間×３間の側柱建物である。桁行は7.7mで、一方の梁行も7.45mを呈する。床面積は57.4㎡をはかり、当遺跡にあってはやや大型の部類に属する。

掘方の平面形はやや小型の方形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。建物の方位はN－11.5°－Wであり、ＳＢ１６やＳＢ２３などと共通する。

掘立柱建物　ＳＢ２３

第２次調査区と第13次調査区とにまたがって検出された２間×２間の側柱建物である。桁行は5.8mで、梁行は4.65mを呈する。床面積は約27㎡をはかり、当遺跡ではやや小規模の部類に属する。出土遺物がないため築造年代等は不明である。建物の方位はＮ－11.5°－Ｗを呈し、ＳＢ１６や２２などと共通する。

掘立柱建物　ＳＢ２４

第13次調査区の中央からやや西側で検出された３間×２間の側柱建物である。ＳＢ１１や１２らと切り合うが、新旧関係は不明である。桁行は4.75mで、一方の梁行も4.45mを呈する。

床面積は21.1㎡をはかり、当遺跡内では小規模の部類に属する。掘方の平面形は方形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。建物の方位はＮ－10°－Ｗを呈しており、ＳＢ０１をはじめ、ＳＢ２０や２１などと共通する。

掘立柱建物　ＳＢ２５

第13次調査区の中央からやや西側で検出された２間×２間の側柱建物である。桁行は5.9mを呈し、一方の梁行も5.05mをはかる。床面積は29.8㎡を計上し、当遺跡内では中規模の部類に属する。

掘方の平面形は大型の方形を基本とするが、特に遺物が出土しなかったため築造年代等は不明である。本址はＳＢ２２などと切り合っているが新旧関係までは不明である。建物の方位はＮ－14°－Ｗを呈し、ＳＢ３８や４２などと共通している。

掘立柱建物　ＳＢ２６

第13次調査区の中央からやや西側で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は5.65mで、梁行は4.45mを呈する。床面積は25.1㎡で当遺跡としてはやや小規模の部類に属する。

建物の方位はＮ－10°－Ｗを呈し、ＳＢ０１をはじめ、２０，２１，２４などと共通する。掘方の平面形は小型の円形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。

東側建物群

東側建物群からは、最大25棟の建物が検出されている。周辺からは７世紀中頃から10世紀代までの遺物が出土しているが、８世紀前半代のものが希薄である他、９世紀後半代以降のものについても表土層や水路の上層からの出土に限られ、しかも接合さえも儘ならないような状態で出土する傾向にあったことから、概してこの地区の古代については、７世紀中頃から後半代までの短期間だけ営まれた様相の他、８世紀中頃から９世紀中頃まで連綿と継続する様相とが所在したことが窺われる。

掘立柱建物　ＳＢ２８

第11次調査区で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は6.69mを呈し、梁行も4.5mを呈することから、天平尺で換算するならば双方とも７尺半の等間に該当することとなる。床面積は30.1㎡をはかり、当遺跡にあっては中規模の部類に属する。

本址については、ＳＢ２９をはじめ、ＳＢ３０やＳＢ３３らと同一方向に棟も並んでおり、その姿からは同時期に共存していたか、もしくは築造年代が近い関係にあったものと思われるが、類例的には側柱構造を呈する「屋」と呼ばれる倉庫群であった可能性がもたれよう。建物の方位はＮ－10°－Ｗであり、やはり上記した建物とは同様の方位を呈している。掘方の平面形は方形を基本とするが、出土遺物がなかったため築造年代等については不明である。

掘立柱建物　ＳＢ２９

第11次調査区で検出された４間×２間の屋とみられる側柱建物である。ＳＢ３３と切り合うが新旧関係は不明である。桁行は6.25mで、一方の梁行も4.15mを呈するため、天平尺で換算するならば21尺と14尺にあたるため、両者の比率は３：２となる。床面積は25.9㎡をはかり当遺跡としては小規模の部類に属する。建物の方位についてはＮ－10°－Ｗを呈しており、周辺ではＳＢ２８をはじめ、ＳＢ３０，３２，３５らと共通する。

なお、本址はＳＢ２８，３０，３３らとともに東西方向に整然と建ち並んでいるが、この北方に位置するＳＢ３１とは西側の柱列が揃い、南方にあるＳＢ４９やＳＢ５１とは片側柱列が同一線上に位置している。

掘立柱建物　ＳＢ３０

第11次調査区で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は6.4mをはかり、梁行も4.15mを呈する。床面積は26.6㎡をはかり、当遺跡ではやや小規模の部類に属するが、後述のＳＢ３２とは同規模となる。建物の方位はＮ　10°　Ｗを呈し、周辺ではＳＢ２８をはじめ、ＳＢ２９，３２，３５らと共通する。掘方の平面形は方形である。出土遺物がなかったため築造年代等は不明である。

なお、この建物には南北柱列の北側２間に東柱が設けられている。また、ＳＢ２８，２９，３３らとともに東西方向に整然と建ち並ぶ一角をなしているが、北側ではＳＢ３２とも東側の柱列が揃っている。

掘立柱建物　ＳＢ３１

第11次調査区で検出された４間×２間の側柱建物である。後世の削平により掘方の一部が欠われている。桁行は7.1mを呈し、梁行も4.9mをはかる。床面積は34.8㎡にのぼり、当遺跡の中では中規模の部類に属する。建物の方位はＮ－10.5°－Ｗを呈し、周辺ではＳＢ３４やＳ４８がこれと共通する。

本址はＳＢ２９や４９と西側柱列を揃えて南北方向に建ち並んでおり。また、ＳＢ３２とも梁行を揃えている。掘方の平面形は方形であるが、出土遺物がないため建物の築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ３２

第11次調査区で検出された側柱構造の建物である。桁行は6.4mで、梁行は4.15mを呈する。床面積は26.6㎡をはかり、当遺跡としてはやや小規模の部類に属する。建物の方位はＮ－10°－Ｗを呈し、周辺ではＳＢ２８をはじめ、ＳＢ２９やＳ０５らと共通する。掘方の平面形は方形を基本とする。出土遺物がないため建物の築造年代等は不明である。

なお、本址はＳＢ３０と桁行の東側柱列を揃えて建ち並んでいる。また、ＳＨ３１やＳＡ０１（建物跡？）とも東西方向に整然と建ち並ぶため、これらは同様な時期に併設していた可能性もある。

掘立柱建物　ＳＢ３３

第11次調査区で検出された４間×２間の側柱建物である。桁行は9.5mで、一方の梁行も4.9mを呈する。床面積は46.6㎡をはかり、当遺跡としてはやや大型の部類に属する。建物の方位はＮ－9°－Ｗを呈しており、周辺ではＳＢ３６をはじめ、ＳＢ４１や４９などと共通する。

掘方はやや大型の方形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代などは不明である。本址はＳＢ２９と切り合っているが、新旧関係は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ３４

第12次調査区で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は6.25mで、梁行も4.15mを呈する。床面積は25.9㎡をはかり、当遺跡の中では中規模の部類に属する。ＳＢ３９と重複するが新旧関係は不明である。

建物方位はＮ－10.5°－Ｗを呈し、ＳＨ３１や４８と共通する。掘方の平面形は方形である。出土遺物がないため築造年代等は不明であるが、ＳＢ２８をはじめ、ＳＢ２９や３０などと南側の柱列が一致するため、これらと同時共存した可能性が考慮される。

掘立柱建物　ＳＢ３５

第12次調査区で検出された４間×２間の側柱建物である。桁行は9.50mをはかり、梁行も5.95mを呈するため、天平尺で換算するならば10尺等間と８尺等間に該当するため、かなり規格的な設計であった可能性がある。

床面積は56.5㎡をはかり、当遺跡では大型の部類に属する。建物の方位はＮ－10°　Ｗであり、ＳＢ２８をはじめ、ＳＢ２９，３０らと共通する。掘方の平面形は大型の方形を基本とするが、出土遺物がなかったため建物の築造年代等は不明である。同様の方位を呈する建物は幾つかみられるが、本址と柱列を揃えるものはＳＢ３６のみである。

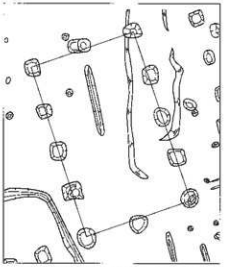

図４．掘立柱建物ＳＢ３５・遺構平面図

掘立柱建物　ＳＢ３６

第12次調査区で検出された２間×２間の外郭規模を有する建物である。桁行と梁行はともに3.56mをはかり、天平尺で換算するならば６尺等間に該当するが、内部には東西方向に２本の東柱が配されており、こちらは４尺の等間となっている。柱の配列から勘案して、この建物については通柱式の高床建物であったものと考えられ、周囲の建物とは異質な構造を呈している。

建物の方位はＮ－９°－Ｗであり、周囲の建物とも大きな隔たりはない。本址はＳＢ３７と切り合うが新旧関係は不明である。掘方の平面形は方形を基本とするが、出土遺物がないため建物の築造年代等は不明である。床面積は12.7㎡をはかり、当遺跡の中では小規模の部類に属する。

掘立柱建物　ＳＢ３７

第12次調査区で検出された２間×２間の総柱建物である。桁行は3.53mであり、梁行は2.85mをはかるため、高麗尺で換算すれば５尺等間と４尺等間に該当することになる。

床面積は10.0㎡であり、当遺跡においては最小クラスに属する。建物の方位はＮ－12°－Ｗを呈し、ＳＢ４４と共通する。本址はＳＢ３６と切り合うが新旧関係は不明である。掘方の平面形はやや大型の円形を基本とするが、特に出土遺物がないため建物の築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ３８

第12次調査区で検出された２間×２間の総柱建物である。桁行と梁行はともに3.54mを呈する。ＳＢ４４と切り合うが、土層観察により本址の方が古いことが判明している。ただし、両者の重複については、同位置かつ同規模による建て替えによるものとみることができるのではないかと思われる。

床面積は12.5㎡をはかり、当遺跡の中では小規模の部類に属する。建物の方位はＮ－14°－Ｗを呈しており、ＳＢ４７と共通する。掘方の平面形は方形を基本とするが、出土遺物がなかったため築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ３９

第12次調査区で検出された２間×２間の側柱建物である。桁行は4.75mで、一方の梁行も3.86mを呈する。床面積は18.3㎡をはかり、当遺跡としては小規模の部類に属する。

建物の方位はＮ－７°－Ｗを呈するため、周囲とはやや異質な存在にある。掘方の平面形は方形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。ＳＢ３４と切り合うが新旧関係は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ４０

第12次調査区で検出された４間×２間の側柱建物である。ＳＢ４２と切り合うが新旧関係は不明である。桁行は8.87mで、一方の梁行は4.75mを呈する。床面積は42.1㎡をはかり、当遺跡の中ではやや大型の部類に属する。

建物の方位はＮ－11°－Ｗを呈する。他の建物の掘方と切り合うため平面形の不明な掘方が幾つかみられるが、概ね方形または円形を呈するとみられる。本址は東方に位置するＳＢ５１と規模や桁行柱列が近似している。

掘立柱建物　ＳＢ４１

第12次調査区で検出された３間×２間の側柱建物である。桁行は5.96mで、一方の梁行も4.75mをはかるため、天平尺で換算するならば20尺と16尺に該当し、その比率も５：４となる。

床面積は28.3㎡をはかり、当遺跡としては中規模の部類に属する。建物方位はＮ－９°－Ｗを呈し、周辺ではＳＢ３３をはじめ、３６や４９などと共通するが、柱列の方位がＳＢ４８と近いことから、これと同様な時期に存続していた可能性ももたれる。

掘立柱建物　ＳＢ４２

第12次調査区と第15次調査区とに跨がって検出された建物である。南側の梁行が一部未確認であるが、近隣の掘方の残存状況などを勘案し、３間×２間の側柱構造を呈するものと考えた次第である。

本址はＳＢ４０と切り合っているが新旧関係は不明である。桁行は6.4mで、一方の梁行は4.96mを呈する。床面積は31.7㎡をはかり、当遺跡では中規模の部類に該当する。建物の方位はＮ－14°－Ｗを呈するとみられ、周辺に位置する屋群などとは方位が異なるが、ＳＢ３８や４７などの総柱構造のグループとは同方位を呈している。掘方の平面形は概ね方形を基本とするが、築造年代を勘案する資料などは得られていない。

掘立柱建物　ＳＢ４３

第12次調査区で検出された２間×２間の総柱建物である。桁行は3.55mで、梁行も2.13mをはかるため、高麗尺で換算するならば10尺と６尺に該当し、また、その比率も５：３に相当する可能性がもたれる。

床面積は7.6㎡をはかり、今回検出された建物の中では最小規模を呈する。本址はＳＢ４７と切り合っているが、土層観察から本址の方が新しいことが判明している。ただし、本址については同位置かつ同規模による建て直しをしたものであった可能性があるのではないかと思われる。

建物の方位はＮ－２°－Ｗであり、当遺跡においては異質な存在となっているが、このことについては上記したような経緯によるものと思われる。掘方の平面形は円形を基本とするが、出土遺物がなかったため存続年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ４４

第12次調査区で検出された２間×２間の総柱建物である。ＳＢ３８と切り合うが、土層観察により本址の方が新しいことが判明している。床面積は12.6㎡をはかり、当遺跡としては小規模な部類に属する。

建物の方位はやや異質のＮ－12°－Ｗ前後を呈するが、これは同位置において建て直しをした際、かつての掘方の位置を避けたがために、このような方位となった可能性もあるのではないかと思われる。桁行と梁行はともに3.55m前後である。掘方の平面形は円形を基本とするが、出土遺物がないため存続年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ４５

第12次調査区で検出された２間×２間の側柱建物である。桁行は5.35mで、一方の梁行も4.62mをはかる。床面積は24.7㎡をはかり、当遺跡の中ではやや小規模の部類に属する。

建物の方位はＮ－31°－Ｗを呈し、当遺跡にあっては異質な存在にある。掘方の平面形は円形を基本とするが、出土遺物がないため築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ４６

第12次調査区で検出された１間×１間の構造物となる可能性をもつものである。その規格もさることながら、方位についてもＮ－20.5°－Ｗを呈するなど、概して他の建物とは異なる形態をとるものであるため、建物として扱うには疑問もある。掘方の平面形は円形を基本とするが、出土遺物などがなかったため築造年代等は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ４７

第12次調査区で検出された２間×２間の総柱建物である。桁行は3.70mを呈し、梁行は3.00m呈する。床面積は11.1㎡をはかり、当遺跡としてはやや小規模の部類に属する。

本址はＳＢ４３と切り合うが、土層観察により本址の方が古いことが判明している。掘方の平面形は円形を基本とするが、出土遺物などがなかったため築造年代等は不明である。建物の方位はＮ－14°－Ｗを呈し、周辺ではＳＢ３８，４２などと共通している。

掘立柱建物　ＳＢ４８

第15次調査区で検出された４間×２間の側柱建物である。桁行は9.2mで、一方の梁行も4.75mを呈する。建物の方位はＮ－10.5°－Ｗ前後を呈しており、ＳＢ３１や３４などと概ね共通するものと思われる。

床面積は43.7㎡をはかり、当遺跡としては大規模な部類に該当する。掘方は大型の方形を基本とするが、出土遺物は得られていない。本址はＳＢ５０と切り合っているが、新旧関係は不明である。

掘立柱建物　ＳＢ４９

第15次調査区で検出された４間×２間の側柱建物である。桁行は9.2mで、一方の梁行も5.2mを呈する。床面積は47.8㎡をはかり、当遺跡としてはやや大型の部類に属する。建物の方位はＮ－９°－Ｗを呈し、ＳＢ３３をはじめ、ＳＢ３６やＳ１などと共通する。

本址はＳＢ５１と切り合っているが、本址の掘方には柱の痕跡が残存していたのに対し、ＳＢ５１の掘方にはこれがみられなかった他、柱根も検出されなかったことから、相対的に本址の方が新しいものと理解したい。また、本址の掘方からは、「明」と墨書された８世紀中頃から後半代の須恵器の杯Ｂ蓋（図面226－1285）が出土しており、この時期以降の築造であったと考えることができる。

掘立柱建物　ＳＢ５０

第15次調査区で検出された大型建物である。後世の攪乱によって掘方の大部分が削平されてしまい、中には柱穴の底部さえも消失したものがある。見掛けの上では５間×４間の総柱建物にも見えようが、四周の外側１間の柱間が若干狭くなることや、西端の南北柱列に建て直しをした形跡があることなどから、四方の外側１間は庇であった可能性がある。

掘方などからは遺物が出土しなかったため築造年代は不明であるが、柱列が必ずしも一定していないことや、柱穴が比較的小さいことなどから、中世の建物とみることも検討に値するであろう。しかし、本址の規格については、高麗尺によれば整数で割り切れる他、方位についてもＮ－15°－Ｗ前後を呈するなど、概してこの周囲に立地する小型の総柱建物とも共通するため、これらとは一連の遺構群を構成していた可能性が考慮されてこよう。

本址及びこれと共通する規格を有する建物群の存続年代については如何ともしがいが、当遺跡の７世紀後半代においては縄文土器をともなう様相が展開していた筈であり、いまのところ当該期の建物として検補にのぼりうるものは、消去法ながらもこのグループのみであることから、本址を積極的に７世紀後半代のものとすることも検討に値するのではないかと思われる。また、その存続年代もさることながら、本址の規格や周囲の建物とのセット関係などを加味していくならば、本址をもって豪族の居宅と考えることも一案にのぼるものと思われる。

掘立柱建物　ＳＢ５１

第15次調査区で検出された４間×２間の側柱建物である。ＳＢ４９と切り合うが、上述のように本址の方が相対的に古い可能性がもたれる。建物の方位はＮ－９°－Ｗである。桁行は9.2mで、一方の梁行は4.75mを呈する。上述したＳＢ４９とは、ほぼ同規格で同方位を呈する。

井　戸

井戸　ＳＥ０１

掘立柱建物ＳＢ０１の南方に位置する井戸である。一辺1.8m程度の不整方形を呈する掘方の中に木製の井桁や井戸枠を配するものである。

上部構造たる井桁については、北面と南面に４段，東面と西面では３段ずつ横板を用いており、臍及び臍孔を介してこれらを組み合わせている。一方の下部構造については、井桁の四周を取り巻くように縦板が配したものとなっているが、こちらは特に部材どおしを組み合わせた構造とはなっていない。

本址は井戸ＳＥ０２と切り合っているが、土層観察により本址の方が新しいことが判明している。また、井戸枠内の覆土からは10世紀前葉の土師器の椀やＫ90型式の灰釉陶器が出土しており、この時期以降に埋没したものと考えることができる。

井戸　ＳＥ０２

本址は、ＳＥ０１を造営する際に多くを破壊されたものであり、現状においては、平面形が不詳で深さ1.2mほどの規格を有する掘方と、木組みの一部とおぼしき部材とを残存するのみである。

詳細な構造等は不明であるが、上記した木製品をもって往時に使用されていた井桁などの部材と考えるのならば、ＳＥ０１と同様に木組みをもつ構造であった可能性がある。ただし、本址から検出された部材は角柱状を呈しており、ＳＥ０１で検出されたそれとは異なっている。

なお、中保Ｂ遺跡においては北側建物群の付近にのみ井戸と断定できる遺構が検出されており、東側からは特にそうしたものは検出されていない。

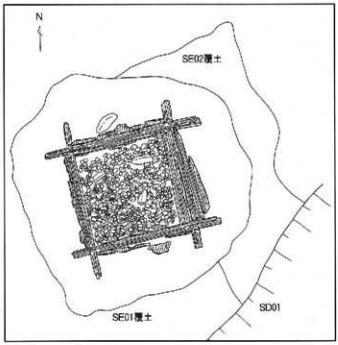

図５．井戸ＳＥ０１・遺構平面図（1/30）

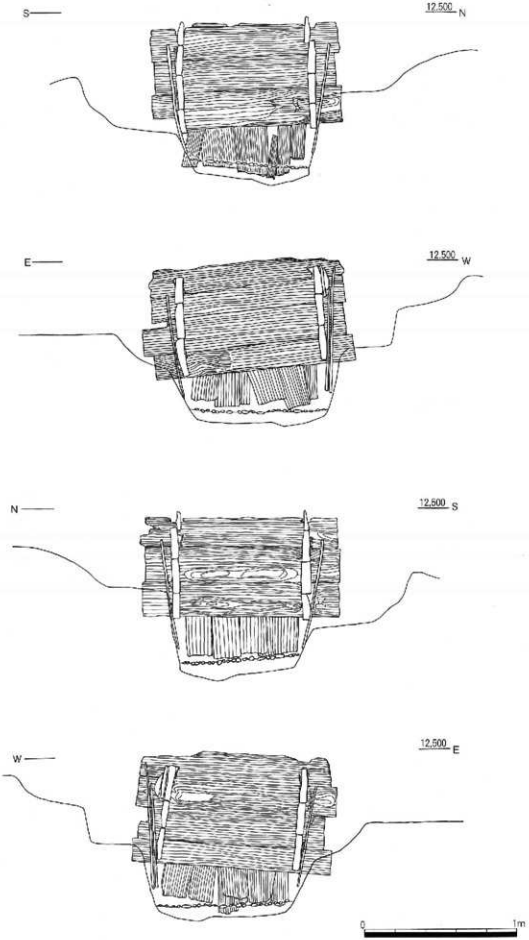

図6．井戸ＳＥ01・遺構概観図　（縮尺1/25　単位：m）
――― 井戸枠内から断裁した状態を図示 ―――

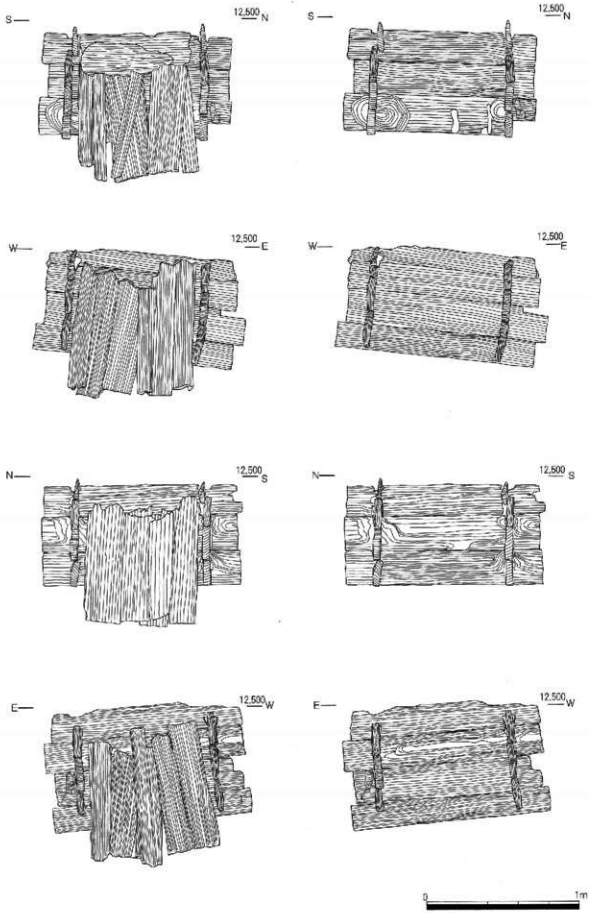

図7．井戸ＳＥ０１・井桁及び井戸枠概観図　（縮尺1/25　単位：m）

船着場遺構

船着場遺構　ＳＺ０１

本址は水路の北岸に付随する一辺15mほどの不整方形を呈するものである。その北東隅からは北側建物群へと通ずる道路が派生している。遺構の最深部は水路と同様なレベルにまで掘りこまれているが、全体としては陸側に向かうにしたがって緩やかに立ち上がる断面形を呈し、部分的には荷物の積み降ろしなども可能にしたとおぼしき平坦部や、実際に船が接岸したであろう船溜まりとみられる部分とを有する。また、しがらみによって護岸された部分も検出されているが、これについては乗降場となる可能性などを掲げておきたい。ちなみに、この部分の標高は約11.80mを呈しており、当時の水面はこれ以下であったと推定されるが、その数値は、後述する船着場遺構ＳＺ０２の平坦部とほぼ同じ値を示している。

さて、現状の研究では、遺跡から検出された遺構を「船着場」と認定するための規定は定まっていないが、本址の場合は、周辺に所在する遺構群との兼ね合いから、船着場としての機能を果たしうる環境にあると見受けられたため、遺構論の上から船着場と解した次第である。ちなみに、本址の周辺からは船を碇泊させるための舟杭が検出されておらず、船着場を規定するための要素に欠けるところもあるが、周辺の樹木等を利用することや、簡易的な杭を打つなどの工夫は現代の例でもみられる他、上述したように遺構の断面は遠浅の海岸のような緩やかな傾斜をもつことから、水際まで船を引き上げて碇泊させるという手法をとることも可能であったと思われる。

本址からは築造年代を決定するだけの遺物は出土しなかったが、本址の北東より派生する道路遺構が９世紀前半の遺物を包含する道路遺構ＳＦ０２の側溝を切っていることから、本址については、少なくともこれ以降の時期に道路を付随する姿を呈していたことが窺えよう。ただし、本址の沿線上にある北側建物群は11世紀前半代まで存続したと考えられることから、本址もそのくらいの時期まで存続した可能性がもたれる。

なお、本址の北東方面では、水路が鋭角的に屈曲する部分があることから、本址にまで大型船が航行するようなことは不可能であったとみられる。しかし、後述する船着場遺構ＳＺ０２と比較しても判るように、本址の周辺には収蔵施設とおぼしきものが検出されていない他、建物群への連絡路や乗降場が設けられていることから、本址については物流に伴う船着場というよりは、むしろ人的な利用に関わるものであった可能性もあると思われる。また、本址と接合する水路については、遺構や遺物の集中する地点を通過しても、依然として南西方向へと続いていくことから、船の航路そのものは一方に限られるものではなかったのではないかと思われる。

船着場遺構　ＳＺ０２

本址は水路が調査区中央をはしる部分の東岸に併設されている。平面形だけをみれば２基の遺構が結合しているようにも見える。ちなみに、北側の部分については全長約20mで最大幅約８mほどの規格を有し、南側は全長約15mで最大幅約７mを呈しているため、両者の規格には少々の差異があるが、特に土層の上からは両者に切り合いは見受けられていない。

上述した船着場遺構ＳＺ０１と比較するならば、本址については備素な構造を呈している上、柵または舟杭らしき柱列を除けば、道路遺構などの付属施設も伴わないため、船着場と決定づける要素に欠けるところもある。しかし、本址が人工物であることは明白であり、また、その東側に立地する建物群についても船着場に付随する収蔵施設（蔵）と解せることから、これらのことを総合して本址を船着場と解した次第である。ちなみに、新潟県和島村の門新遺跡や石川県金沢市の上荒屋遺跡などでも、同様な構造を呈する船着場遺構が検出されている。

なお、本址については収蔵施設を伴っていることから、物資の輸送という用途があったことを確実視できよう。また、上述のＳＺ０１とは違い、特に人的な使用にかかる配慮がなされていない構造を呈していることから、本址の使用にあたっては、物資の輸送という実務的な用途の方が大きかった可能性もあるのではないかと思われる。ちなみに、付近の水路は中型船であれば来航が可能なほどの川幅を有している。また、中型船ならずとも、一定数の小型船が物資を積んで航行することは可能であったと思われる。

道路遺構

道路遺構　ＳＦ０１

船着場遺構ＳＺ０１から派生し、調査区北側の官衙的な建物群へと続く道路遺構である。後世の削平を受けて

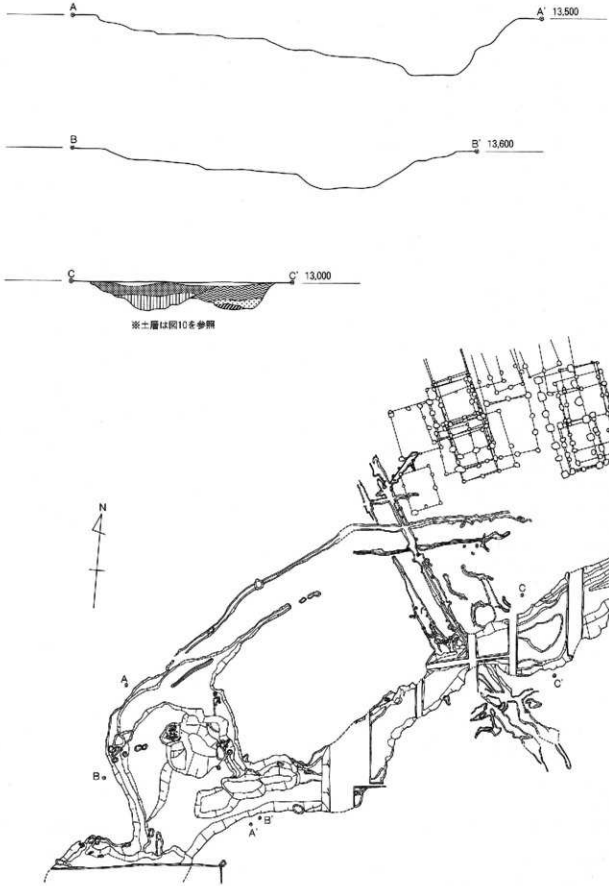

図８．船着場遺構ＳＺＯ１・遺構概観図　（縮尺：平面図＝1/500，その他＝1/200　単位：m）

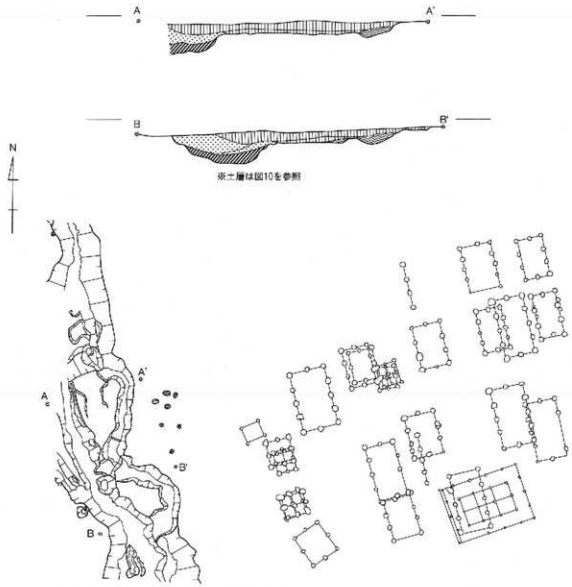

図９．船着場遺構ＳＺ０２・遺構概観図　（縮尺：平面図＝1/600，断面図1/200　単位：m）

いるため、往時の姿をとどめてはいないが、現状では両側に幅30cmほどの側溝をもち、これによって心々３mほどの道路遺構が形成されている。

本址については９世紀初頭の遺物を包含する道路遺構ＳＦ０２の側溝を切っているため、相対的にそれ以降の時期に築造されたものと解することができるが、これにともない、本址と関連する船着場遺構ＳＺ０１なども同様の時期に存続していたことが勘案されるところである。

道路遺構　ＳＦ０２

本址は両側に幅約１mの側溝を有する心々２mほどの道路遺構である。視覚的には水路を越え、さらに南側へと続く可能性ももたれるが、水路と交差する付近には攪乱が存在していたため、橋などの存在を模索するような現状にはなかった。前述したとおり、側溝の覆土からは９世紀前半代の灯明皿（図面228－2197）が出土しており、少なくともこの時期以降に側溝が埋没したものと考えられる。

水　路

水路　ＳＤ０１

調査区内を縦横に巡る水路である。全長300m以上をはかり、幅は５mから10数mもの規模を有する。水路の

深さは地点によって異なるが、各地点の底部の標高を見比べるならば最大1.8mもの高低差のあることがみてとれる。一般には西側の標高が高く、東側が低い傾向にある。また、遺跡の東方には相父川が流れているが、今回の調査によって確認された水路の東端部分（第８次調査・４区）は、この河川に伴う谷地形にさしかかっているため、水路の水はこの河川へと通じていたものと推察される。

遺構の覆土は概ね５つの土層に大別される。以下、上位の層から解説するならば、まず、最上層については暗褐色を基調としながらも、ところによりやや灰褐色を帯びる粘質土が堆積していた。この層からは古代の遺物の他、珠洲をはじめとする中世の遺物が出土した。第２層は黒褐色を呈する粘質土である。主に９世紀後半代以降の遺物を出土するが、遂に中世の遺物が出土することはなかった。第３層は茶褐色を呈する砂層であり、多量の植物遺存体を含む。遺物の検出されることは殆どなかったが、稀に検出される遺物のうちでも最新のものは９世紀前半代のものであった（遺物番号1126）。第４層は黒褐色を基調とし、第２層と酷似した上質を呈する粘質土層である。建物群の周辺では遺物を多量に包含していたが、この層からは９世紀中頃までのものが出土し、それ以降のものは出土していなかった。最下層である第５層については、第４層と同じく黒褐色を基調とする粘質土層であった。第４層に比べて粘性がやや強く、また、古墳時代の遺物が比較的多く出土する傾向にあることから、便宜的に第４層とは分けた次第である。

なお、北側の建物群と近接する地点には中島状を呈する部分が検出されているが、この周辺の覆土には切り合いのあることが確認されている。新しく掘り込まれた側の土層は上記した第１～２層のみがみられ、平面的には直線状をなして掘り返されていた。一方、これに切られる側の土層では第３層以下の土層が確認された。上述のように、第３層は殆ど遺物を包含せずに砂層を基調とすることから、この水路については９世紀の前半から中頃までの間に（洪水等に見舞われてか？）ひとたび埋没していたものと思われる。

その他の遺構

土坑　ＳＫ０１

第13次調査区の中央に位置する土坑である。周囲の遺構との激しい切り合いにより平面形が不明瞭なところもある。覆土は黒褐色を呈しており、周辺に所在する掘立柱建物の掘方などとも類似していた。

図版402などにもあるように、本址からは遺物番号1201の須恵器の壺と、同1123とした椀が折り重なって検出された他、やや地点をかえたところでは遺物番号5001とした帯金具も検出されている。ただし、上記の壺や椀の内部及びその付近には、有機物などのような特に変わったものは検出されなかった。また、これらの須恵器については９世紀後半代のものとみられるため、帯金具とは年代的に大きな隔たりがあることが否めない。

柵　ＳＡ０１

第12次調査区の東端で検出された３間の柵である。周辺に位置する掘立柱建物の掘方と同様に平面形は方形を呈する。また、遺構の方位はＮ－10°Ｗ前後になるとみられるため、隣接するＳＢ２８とは同様な方位となる。

なお、本址は第12次調査区と第11次調査区の境界付近に位置しているが、後者は本址の掘方の底面よりも低いところまで後世の削平が及んでいるため、本址については、本来は第11次調査区内に片�reの柱列を配する掘立柱建物であった可能性もあるのではないかと思われる。

柵　ＳＡ０２

第15次調査区で検出された４間の柵である。軸方の平面形はやや大型の円形で、方位はＮ－９°－Ｗ前後と見受けられる。ＳＢ４１と平面的に重複するが新旧関係は不明である。また、特に掘方からは出土遺物がなかったため、築造年代等は不明である。

性格不明遺構　ＳＸ０１

水路ＳＤ０１が南北方向にはしるその北端付近に位置する張出部をさし、水路の河底よりも約２mほど高いところにつくられたものである。水路の第２層と同質の覆土が堆積していたことから、９世紀中頃以降に埋没していった可能性が窺われるが、十層観察により、これと切り合うＳＢ０５よりは古いことが確認されている。

ちなみに、ＳＢ０５については少なくとも11世紀前半代までに廃棄されたものとみられる。また、本址については、全体の形状や立地などから船着場となる可能性も一案にのぼるかもしれないが、詳細は不明である。

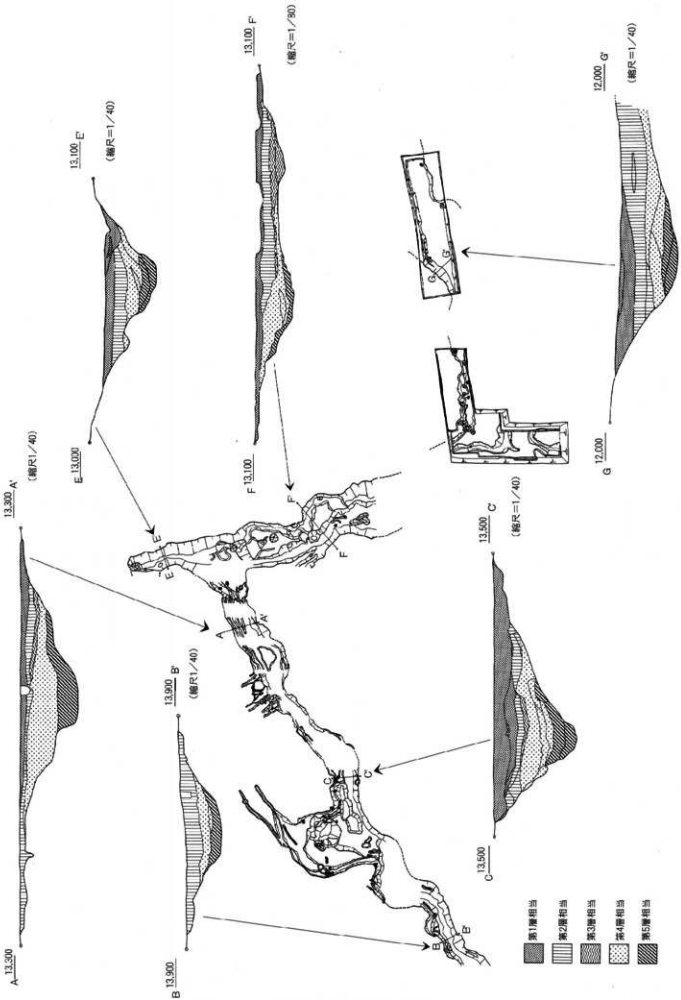

図10. 水路ＳＤ０１・各土層断面計測地及び土層断面図　（単位：m）

性格不明遺構　ＳＸ０２

井戸ＳＥ０１から約１ｍほど北側の地点で検出されたものである。一辺約1.2ｍ，現状での深さ約0.6ｍの掘方の中から長径0.6ｍの曲物を検出した。

後世において多大な削平を受けていたとみられるが、現状では下方の１段を完存し、２段目は２cmほどを残すのみである。曲物内の覆土からは８世紀代の土師器片が出土しており、これ以降に廃棄されたことが窺われるが、類例的には中世にまでくだる可能性があるであろう。

本址については井戸であった可能性も考えられるが、隣接する井戸ＳＥ０１の底部の標高よりも、本址のそれが50cmほど高くつくられている上、曲物も掘方の底面に固定されていないことから、井戸とするには検討の余地があると思われる。

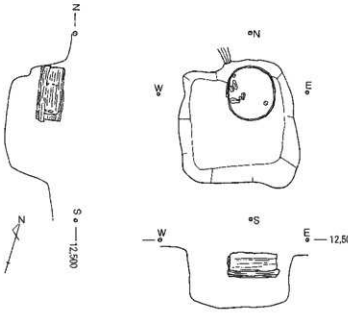

図11．性格不明遺構ＳＸ０２・遺構概観図　（縮尺 1/40　単位：m）

遺物集積遺構　ＳＸ０３

第８次調査の５区において検出されたＳＤ０１の最下層をさす。特に遺構の形態をとるものではないが、必ずしも遺物の出土量が顕著ではない東側建物群の周辺にあって、本址においては抜きんでた遺物の出土量があった他、後述するような官衙的な遺物がまとまって出土したことから、「遺物集積遺構」として扱うものである。

この遺構からは，「案調」や「津三」などといった墨書土器をはじめ、暗文土器，木簡，祭祀用具，転用硯などといった、当地区における古代の主要な遺物の大半が検出されている。個々の遺物の年代を観察するならば、古くは７世紀中頃から後半代のものがみられ、新しくは９世紀中頃までのものが見受けられ、周辺の様相の存続年代が勘案される。

出　土　遺　物

中保Ｂ遺跡から出土した古代の遺物は、年代的には７世紀後半代の一群と、８世紀中頃から11世紀前半代までのものとに二分される。また、これらは調査区の全域から遍在的に出土することはなく、主には北側建物群の周辺と、東側建物群の南方にある遺物集積遺構ＳＸ０３の付近とに集中する傾向にある。

もっとも、古代における全ての時期の遺物が出土するのは北側建物群の周辺のみであることから、この地区が古代の様相の基盤をなしていたと思われる。一方の東側建物群については、遺物の出土傾向やその年代幅，及び建物の切り合いなどを考慮するならば、概ね９世紀中頃までには活動を停止していたと考えられ、北側とは対局をなしている。ただし、９世紀中頃までは東側建物群を中心に官衙的な遺物が使用されていたとみられるが、対する北側では、東側の活動が停止したとおぼしき時期を境にそうしたものが伴っていく傾向にある。

土器・陶磁器類

須恵器（図面201～208，217～228）

中保Ｂ遺跡からは多量の遺物が出土しているが、須恵器の出土量は土師器と並んで特に秀でている。器種としては、杯や椀などといった食膳具をはじめ、壺や甕などの貯蔵具などといったものが見受けられるが、全体の出土比率からすれば食膳具が90%以上を占める傾向にある。

須恵器のみならず、全ての出土遺物は調査区の北側と東側とに所在する建物群の周辺から圧倒数が出土する傾向にあったが、９世紀中頃以降のものは東側建物群の周辺には希薄であり、北側建物群の周辺に集まる傾向が見

受けられた。また、８世紀中頃から９世紀前葉までの間は、須恵器の使用量は全体の中でも圧倒的を占めていたが、それ以降においては土師器にとって代わられる傾向にある。

土師器（図面208～216 ）

土師器についても、須恵器と同様に当遺跡にあっては多量の出土量をほこるが、その多くは北側建物群の周辺に位置する水路跡ＳＤ０１から出土する傾向にあった。割れ口の磨耗も激しく、接合も僅ならなかったことから、詳細な年代や器種を報告しようにも限界があるが、確認される範囲では杯や椀などの食膳具をはじめ、甕などの煮炊具、それと少数ながら灯明皿などの二次的な利用によるものが見受けられた。ただし、須恵器と同様に、器種構成については食膳具が90%以上にのぼっている。

土師器については、９世紀中頃まではむしろ希有な存在であったが、それ以降は急激に出土量を増し、それまでの須恵器との間における量的な比率が逆転する傾向にある。また、出土地点についても、９世紀後半代以降に官衙化を遂げる北側建物群の周辺に集中する傾向にある。

緑釉陶器（図面228・3001～3004）

中保Ｂ遺跡からは、４個体以上の椀ないし皿とみられる９世紀後葉から10世紀前半代の緑釉陶器が出土している。これらは釉の色調などから二次焼成をしたものとみられるが、その胎土などの特徴から、灰釉陶器と同様に東濃産のものではないかと思われる。

個体数が少ないため、出土地点の傾向などは見い出し難いが、同時期に当遺跡へともたらされる灰釉陶器の分布状況なども考慮するならば、緑釉陶器の使用されていた地は、概ね北側建物群を中心とする地区に限定されてくるのではないかと思われる。

ちなみに、上記した４個体のうち、遺物番号3002としたものについては蛇の目高台を有する皿または杯である。やや硬質な胎土を呈し、釉はむしろ黒色に近い。また、図3004は輪高台を有するもので、深緑と黄褐色の二彩となっている。

灰釉陶器（図面229－3005～3017）

中保Ｂ遺跡からは147点もの灰釉陶器片が出土している。器種には杯，椀，皿の他に、遺物番号3008のような瓶も出土している。これらについては胎土や釉調などの特徴から東濃産と目される。また、年代的にもＫ90型式以降のものに限定されている。

ちなみに、越中国においては上記の型式が出現する９世紀後半代以降に灰釉陶器や緑釉陶器の流入が一般化してくる傾向にあるが、いまのところ当遺跡の出土傾向もそれに準じる恰好となる。また、図17などにもあるように、当遺跡における灰釉陶器の出土は調査区の広範囲に及び、東側建物群の周辺からも７点ほどが検出されているが、基本的には北側建物群を中心とする地点に集中するものと思われる。

なお、遺物番号3011としたものはＳＥ０１の底部から検出されたものであり、この井戸の廃棄された年代を勘案する資料になるものと思われる。

赤彩土器（図面229－2200～2202）

当遺跡からは13個体以上の赤彩土器が出土している。細片が殆どであるため、個体数や器種などを把握できるものは少ないが、概ね８世紀代から９世紀代のものが主体をなすものとみられる。

出土地点については、概ね北側建物群と東側建物群の周辺に集中する傾向にある。前者では建物群に南接する水路部分から５個体以上が出土し、後者では８個体以上が遺物集積遺構ＳＸ０３を中心に出土している。

内面黒色土器（図面229－2203～2205，図面230・2210）

内面黒色土器については、椀や杯などといった器種がみとめられる。全体からみれば少数の出土にすぎず、また、多くは細片であったことから、詳細な形式や年代などは掴めていないが、確認される範囲では概ね９世紀代以降のものが多く出土する傾向にある。

図12．中保B遺跡における古代の遺物の出土傾向（一桝は10×10m）

暗文土器（図面230－2206～2209，2211）

中保B遺跡からは11個体以上の暗文土器が出土している。出土地点は北側建物群に南接する水路の覆土中と、東側建物群の南方に位置する遺物集積遺構ＳＸ０３とに明確に分かれる。前者からは３点が出土しているが、細片のため年代はおろか部位さえも定かではない。ただし、暗文が螺旋を描いていないことから模倣品とみられる。一方の後者からは８個体以上が出土している。完形に近い遺物番号2206は７世紀中頃の特徴を有しており、暗文も忠実に描かれているが模倣の域を出ない。また、これと同時期の遺物番号2208や、８世紀中頃の特徴を有する遺物番号2207についても、螺旋状を呈する本来の暗文ではないことから模倣品とみられる。

なお、当地方において暗文土器の検出した遺跡は少なく、いまのところ当遺跡の他、越中国府関連遺跡の伏岡地区や東木津遺跡，そして須田藤の木遺跡や北高木遺跡といった計５遺跡を数えるにすぎない。これらについては、国府や郡衙の出先機関，あるいは東大寺領荘園などに比定する見解が提起されており、当遺跡についても、これらのように官衙的な様相をもつ機関であった可能性がもたれるのではないかと思われる。

転用硯（図面228－1303～1307）

当遺跡からは文書活動の所在したことを暗示する転用硯が計33個体ほど出土している。多くは細片であったため全個体の実測図を掲載することはできなかったが，図16にもあるように、それらの出土位置は概ね調査区北側と東側の建物群をとりまくように分布している。ただし、北側建物群に近い位置からは20個体以上の転用硯が検出されているが、一方の東側建物群に近い地点からは数個体が検出されたにとどまる。

年代的には８世紀中頃から10世紀代までのものがみられ、長期にわたって文書活動がともなっていたことが窺われる。ちなみに、８世紀代では18個体，９世紀代では14個体，10世紀代では１個体の転用硯が検出されている。北側建物群に近い地点からは概ね９世紀前半代以降も転用硯が伴う傾向にあるが、東側では９世紀前半代よりも新しいものは検出されていない。使用される器種は須恵器の杯Ｂや杯Ｂ蓋がほとんどであるが、遺物番号1306のように、口縁の屑部から上部を打ちかいて転用したものもある。

なお、中保Ｂ遺跡からは円面硯や風字硯などといったものの出土はない。

灯明皿（図面228－2197～2199，1308）

中保Ｂ遺跡からは総計25個体以上の灯明皿が検出されている。使用される器種は、須恵器及び土師器の杯や皿などである。細片が多いため、全ての個体を図示することはできなかったが、年代的には８世紀後半代から10世紀代までのものが見受けられる。建物群の所在する調査区北側と東側に集中して出土する傾向にあるが、転用硯などと同様、東側建物群の付近から出土するものについては９世紀前半代までのものに限られるのに対し、北側では９世紀後半代以降のものも出土する傾向にある。

ヘラ記号（図面226，227　1289～1302他）

当遺跡からは総計36個体に及ぶヘラ記号をもつ土器類が検出されている。細片が多いため実測に足るものは少ないが、概して８世紀中頃から９世紀代のものに集中する傾向にある。

杯の底外面や杯Ｂ蓋の内面に施されるものが殆どであるが、遺物番号1291などのように、杯の口縁部に施されるものもある。出土地点については、当遺跡における古代の遺物の分布傾向に準じているが、北側建物群に近い地点では20個体，東側では16個体が出土している。

木　簡

中保Ｂ遺跡では、遺物集積遺構としたＳＸ０３から１点だけ木簡が検出されている。上下及び表面からみて左側の部分が欠損しているが、表裏とも文字の書かれていることが確認されている。

表面には「口〔目カ〕麿取人」という人名らしき表記があるが、その右

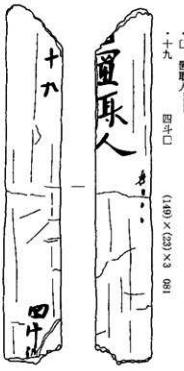

図13．木簡実測図　（縮尺2/3）

横には但書とおぼしき墨跡もみられる。裏面には上部の右端に小さい文字で「十九」と書かれている他、少々の間をあけて「四斗□」と書かれている。

これらが示す内容については不明であるが、ともあれ、当遺跡においては、木簡を使用するような活動が行われていたということまでは言及できるであろう。

墨書土器

中保B遺跡では57個体27種の墨書土器が検出されており、なかには当遺跡の歴史的性格の一端を示すかのようなものも含まれている。図14にも示したとおり、それぞれの出土地点については建物の集中する調査区の北側と東側とに二分される傾向がある。前者からは26個体17種が検出され、後者からは31個体10種が検出されているが、後者のうちでは「案調」「津三」といったものが注目される。

なお、墨書の解読については、富山大学の鈴木景二氏、奈良女子大学の舘野和己氏、金沢星稜大学の藤井一二氏、そして奈良文化財研究所の山中敏史氏の各氏（五十音順）からご教示をいただいた。

「大家」（図面222－1238）

調査区内を縦横に巡る水路跡の第2層から出土したものである。墨書は9世紀前半から中頃に比定される須恵器の杯Aの底外面に記されている。その内容については、中保B遺跡における当該期の中心的事務所施設をさすものと思われるが、この土器と同様の時期に北側建物群が大型化をはじめ、官衙的な様相を帯びるようになることから、この関連が注目されるところである。

「大」（図面222－1240）

北側建物群に南接する位置から1点だけ出土したものである。墨書は9世紀前半代以降の須恵器の杯Aの底外面に記されている。墨書の示す内容をめぐっては様々な解釈も可能であろうが、年代や出土位置が一致することから、上記の「大家」との関連も注目されるところである。

「□家カ」（図面222－1239）

北側建物群に東接する水路跡の第2層から出土したものである。墨書は8世紀後半代の須恵器の杯Aの底外面に記されているが、小片であるため年代等は不明である。

墨書の示す内容については、「家」という文字がつくことから施設名の可能性が高いのではないかと思われるが、この他にも後述する「林家」や「里家」などの墨書が出土しており、その関連が注目される。

「里家」（図面222－1241）

北側建物群に東接する水路の第2層から出土したものである。墨書は8世紀後半代の須恵器の杯Bの底外面に記されている。墨書の示す内容については、「家」という文字がつくことから施設名の可能性が高いのではないかと思われるが、当遺跡においては「大家」「林家」などといった墨書も出土しており、その関連が注目される。

「内」（図面223－1253～1259他）

北側建物群の周辺から5点以上が出土したものである。確認される範囲では9世紀前半代のものに集中する傾向がある。墨書の示す内容については如何とも解し難いが、この墨書土器の年代は北側建物群が官衙化を呈する時期と重なるため、これに関連する可能性なども考えておきたい。ちなみに、遺物番号1255や1259なども「内」と書かれている可能性をもつものと思われる。

「諸人」（図面223－1249～1252）

北側建物群の周辺から計4点が出土したものであるが、いずれも9世紀前半代の須恵器の杯Bの底外面に記されている。その内容から人名を表すものと思われるが、上記の「内」墨書と同様、同じ時期に官衙化を呈する北側建物群の周辺から集中的に出土することから、この動向との関連も注目される。

「秋刀自女」（図面222－1248）

北側建物群の東方から出土した女性名の墨書である。欠損により最後の文字はやや不明確ではあるが、標記のような文字になるものと思われる。墨書は9世紀前半代の須恵器の杯B蓋の天盤部に記されている。

「岐佐女」（図面222－1243）

調査区内を縦横に巡る水路跡の第2層から出土した女性名の墨書である。墨書は8世紀後半代の須恵器の杯A

に記されている。図14に示したとおり、北側建物群に近い位置から出土している。

「□月ヵ」（図面222－1245）

北側建物群と南接する水路の第２層から出土したものである。墨書は８世紀後半代の須恵器の杯Ｂの底外面に記されている。墨書の示す内容については判然としない。

「林前」（図面222－1246）

北側建物群と東接する水路の第２層から出土したものである。墨書は８世紀後半から９世紀前半代とみられる須恵器の杯Ｂ蓋の内面に記されている。その内容については如何とも解し難いが、当遺跡には「林」という文字がつく墨書が複数出土していることから、これらとの関連が注目されるところである。

「林□」（図面222－1244）

北側建物群と南接する水路の上層から出土したものである。墨書は９世紀前半と目される須恵器の杯Ｂの底外面に施されている。その内容については不明であるが、上述の「林前」と同様、当遺跡には「林」という文字がつく墨書が複数出土していることから、これらとの関連が注目されるところである。

「×」（漆書）（図面222－1247）

北側建物群に南接する水路の第２層から出土したものである。文字は９世紀前半代の杯Ｂ蓋の天盖部に漆で書かれている。内容については、何らかの記号をあらわすのではないかと思われるが、詳細は不明である。

「｜」（図面222－1242）

北側建物群の付近に位置する遺物包含層から出土したものである。８世紀後半代と目される須恵器の杯Ａの底外面に書かれている。何らかの記号をあらわす可能性を考えておきたい。

「□□」解読不能（図版313 三段目右端）

水路ＳＤ０１の第２層から出土したものである。墨書は須恵器の内面に書かれている。器種については杯Ｂ蓋ではないかと思われるが定かではなく、また、細片であったことから実測も不可能であったが、その形状から２文字以上が書かれていたものと思われる。上位の文字については「木」という文字の一部ともとれるが、当遺跡からは「林家」や「林前」などといった墨書が検出されており、これらとの類似性について検当を加えていくことも一案ではないかと思われる。

「林家」（図面225－1280）

調査区内を縦横に巡る水路跡の第４層層から出土したものである。墨書は９世紀初頭の須恵器の杯Ａの底外面に記されている。「家」という文字がつくことから施設名をあらわす可能性があるが、「林」については人名や地名の他、郷名などとの対比を行う必要性もあるのではないかと思われる。

「秋麻呂」（図面225－1283）

上述の「林家」墨書の出土地点の付近から出土した人名の墨書である。墨書は８世紀中頃から後半代と目される須恵器の杯Ａの底外面に記されている。

「案鳥」（図面224－1270～1272）

遺物集積遺構ＳＸ０３から２個体，周辺の表土から１個体の計３個体が出土しているが、後述の「□鳥ヵ」の墨書を同じものであったと解するならば、当遺跡からは総計４個体が出土したことになる。

墨書は８世紀中頃から後半代と目される須恵器の杯の底外面に記されている。その内容については、文書管理を担当した案主という役職名と人名との複合ではないかと思われる。

「案調」（図面224－1261～1269）

遺物集積遺構ＳＸ０３から14個体が検出されたものである。墨書はいずれも８世紀中頃から後半代と目される須恵器の杯Ａの底外面に記されている。内容については、案上という文書管理を担当した役職名と人名（調氏）との複合ではないかと思われる。

「案□」（図面225－1274，1278）

上記した「案調」や「案鳥」に類するとみられるものの、欠損等により二文字目が不明となっているものが２点ほど検出されている。いずれも遺物集積遺構ＳＸ０３から出土しており、年代も「案調」や「案鳥」と同様に８世紀中頃から後半代のものである。また、文字の書き方などにも共通するところがある。

「□鳥ヵ」（図面225－1275）

調査区の南側の炭土中より１個体が出土したものである。墨書は８世紀中頃から後半代と目される須恵器の杯Ａの底外面に記されている。内容については、上述の「案鳥」と同一の文字が書かれていた可能性を検討したい。

「□調ヵ」（図面224－1267）

上述した「案調」に類する可能性があるが、欠損等により上方の文字が不明となっているものが１点ほど検出されている。「案□」と同様に、出土地点や土器の年代が上述の「案調」と共通する。

「明」（図面226－1285～1287）

調査区南側の各所から４個体が検出されたものである。遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものが３個体，掘立柱建物ＳＢ４９の掘方から出土したものが１個体である。

墨書の内容については如何とも解しがたいが、当遺跡から東方へ２kmほど離れた地点に位置する高岡市東木津遺跡から「明家」という墨書土器が出土していることにも注意を払いたい。ちなみに、遺物番号1286については無銘の杯Ｂ蓋であるが、制作技法からは概ね８世紀中頃から後半代のものと判断される。

「津三」（図面225－1281）

調査区内を縦横に巡る水路の第２層から出土したものである。墨書は９世紀前半から中頃に比定される須恵器の杯Ａの底外面に記されている。「津」については船着場の存在を肯定する史料として積極的に受けとめたい。

一方の「三」の文字については、中保Ｂ遺跡それ自体が何かを基準として３番目に数えられる津に値するのか、それとも調査区周辺地区における３番目の船着場をあらわすのか、あるいは異筆による「川」ではないかとする意見もあるが、この点については今後の検討課題としておきたい。

「□廣ヵ」（図面225－1284）

調査区内を縦横に巡る水路の第４層から出土したものである。墨書は９世紀前半代とみられる須恵器の杯Ｂ蓋の内面に記されている。墨書の内容については人名の可能性などが考えられる。

「稲里」（図面222－2193）

北側建物群に南接する水路の第２層から出土した人名の墨書である。墨書は９世紀後半代以降とみられる土師器の杯または皿の底外面に記されている。

「□工ヵ」（図面226－2195）

北側建物群に東接する水路の第１層から出土したものである。墨書は９世紀後半代の土師器の杯Ａの底外面に書かれている他、口縁部にも何事かの文字が書かれている。両者とも文字及び内容については不明である。

「□」（図面225－1282）

遺物集積遺構ＳＸ０３の付近から出土したものである。墨書は８世紀後半代の須恵器の杯Ｂの底外面に書かれている。約半分程度が検出されているものと見受けられる。

「||」（図面226－1288）

遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものである。墨書は８世紀後半代の須恵器の杯Ａの底外面に書かれているが、内容は不明である。一案としては何かの記号を表すのではないかと思われる。

「□」（図面225－1279）

遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものである。墨書は８世紀中頃から後半代と目される須恵器の杯Ｈの底外面に書かれている。ごく細片であったこともあるが、現状では文字や記号，あるいは絵画などという意見も飛び交うが、詳細は不明である。

木製品

中保Ｂ遺跡からは祭祀具や生活用具などといった多種に及ぶ木製品が検出されている。その出土地点については、北側建物群の周辺と遺物集積遺構ＳＸ０３とに二分される傾向にある（図15）。多くは古代に属するものと思われるが、中には年代の特定できないものも含まれていることをご了承願きたい。

斎串（図面231－4001～4006，図面233－4018，図面237－4037～4042）

中保Ｂ遺跡からは、総計13点以上の斎串が出土しているが、北側建物群に近い位置からは計７本以上の斎串が

検出されており、一方の東側建物群の周辺からは６点の斎串が検出されている。遺物番号4001については、調査区中央部の北側建物群に南接する井戸ＳＥ０１の井戸枠内から出土したほぼ完形の斎串である。全長16.2cm，幅1.6cm，厚さ0.3cmという規格を呈する。遺物番号4002はＳＥ０１の南方に位置する水路ＳＤ０１の最下層から出土したものである。上部の先端付近が残存するのみであるため全体像は不明だが、現状では全長7.6cm，最大幅1.9cm，厚さ0.3cmという規格を呈する。

また、同様な地点からは遺物番号4003をはじめ、4004や4005といったものも検出されている。遺物番号4003は上部の一部を欠損しているが、全長12.8cm，幅1.9cm，厚さ0.2cmを呈する。遺物番号4004や4005についても一部欠損がみられるが、前者は全長12.4cm，幅1.1cm，厚さ0.3cmという規格を呈する。後者についても、現状では全長13.4cm，幅1.6cm，厚さ0.2cmという規格を呈する。

その他、下部及び一部を欠損しているが、全長36.5cm，最大幅2.0cm，厚さ0.7cmを呈し、明らかに他の斎串よりも長大な規格を有する4006のような斎串も上記とはやや離れた地点から出土している。さらに、ＳＸ０１にもほど近い水路の最下層からも長大な斎串4018が検出されている。この斎串については上部の一部を欠損しているが、全長59.5cm，幅2.1cm，厚さ0.3cmを呈する。

次に、東側建物群の周辺から出土した斎串について概要を述べることとする。遺物集積遺構ＳＸ０３からは計３本の斎串が検出されている。遺物番号4037は下部を欠損しているが、現状での全長は19.1cm，最大幅3.1cm，厚さ0.4cmという比較的大型の規格を有する。遺物番号4038は全長16.6cm，幅2.4cm，厚さ0.6cmという規格を呈しており、遺物番号4039については全長16cm，幅1.5cm，厚さ0.5cmを呈する。また、この上層からも３本の斎串が検出されているが、遺物番号4040はほぼ完形で、全長15.7cm，幅1.5cm，厚さ0.3cmを呈する。遺物番号4041については全長14.3cm，幅1.1cm，厚さ0.3cmの規格を有する。そして遺物番号4042については、上部を欠損するものの、現状では全長10.7cm，幅0.9cm，厚さ0.2cmという規格を有している。

火切臼（図面232－4009，図面235－4030）

この遺跡からは２本の火切臼が検出されている。遺物番号4009は北側建物群に近接する水路の第４層から出土したものであり、遺物番号4030については遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものである。

前者ついては欠損により全体像が不明となっているが、現状では全長23.1cm，最大幅3.0cm，厚さ1.3cm，断面形は基本的に長方形を呈し、火起こしをした部分が３箇所確認されている。また、後者についても欠損がみられるため全体像は不明だが、現状での全長は23cm，最大幅3.1cm，厚さ2.2cmをはかる。断面形は基本的に長方形を呈しており、火起こしをした部分は６箇所検出されている。

盤（図面232－4010，図面236－4035，4036）

当遺跡からは計３点の盤が出土している。遺物番号4010は北側建物群と東接する水路の最下層から出土した平底の盤である。一部を欠損しているが、口径20.0cm，器高2.2cm，最大器厚は1.2cmを呈するとみられる。また、遺物番号4035については遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものであり、口径18.5cm，器高1.8cm，最大器厚は0.8cmという数値を復元することができるが、器面には複数に及ぶ方形の孔がみられる。

高台のつく遺物番号4036の盤は、一枚板から轆轤引きによって製作されたものであり、口径23.0cm，器高3.0cm，最大器厚1.0cmを呈する。ただし、この盤は中世の遺物を包含する水路の上層から出土したものであるため、中世のものであった可能性もある。

横櫛（図面232－4011，4012）

北側建物群の付近からは２点の横櫛が検出されている。遺物番号4011は建物群に近接する地点の水路の最下層から検出されたものである。多くを欠損しているため、現状では全長1.3cm，最大幅は2.0cmを呈するにすぎないが、少なくとも17本の歯があったことが確認される。

一方の遺物番号4012としたものは、井戸ＳＥ０１の井戸枠の裏土より出土したものである。歯の部分の一部を欠損しているが、全長3.9cm，最大幅5.6cmの規格を有しており、45本の歯が確認される。

浮子（図面232－4013，4014）

北側建物群と東接する水路の最下層からは２点の浮子が出土している。遺物番号4013については下部を欠損しているため全体像は不明であるが、現状では全長26.4cmを呈し、片側先端部ではやや大きく削り出されている。

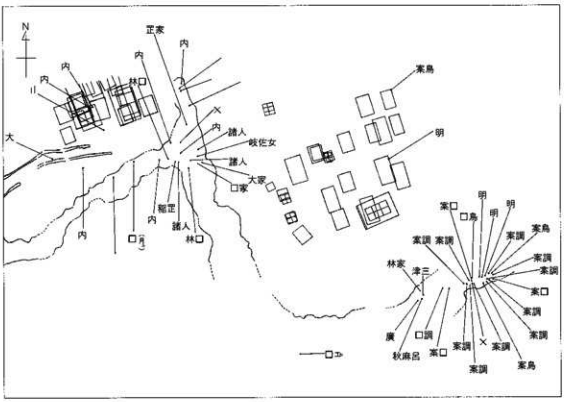

図14．中保Ｂ遺跡における墨書土器の出土地点

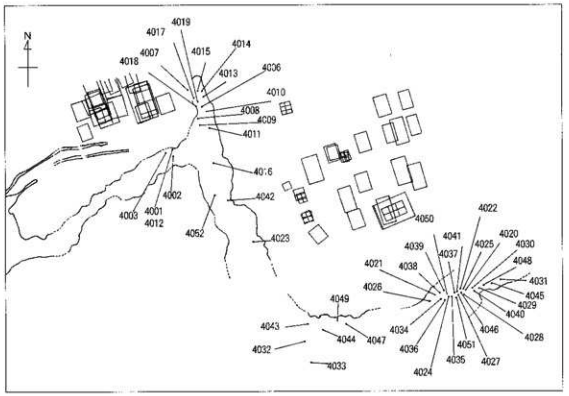

図15．中保Ｂ遺跡における木製品の出土地点　（図中の数字は遺物番号をしめす。）

一方の遺物番号4014も下部を欠損しているため全体像は不明だが、現状では全長12.9cm，幅1.4cmの棒状を呈する。切り込みを施すことによって端部を形成するものである。

弓（図面232－4015，図面235－4027）

当遺跡からは２本の弓が検出されている。いずれも水路の最下層から出土したものであるが、遺物番号4015については北側建物群に東接する地点から出土したものであり、遺物番号4027は東側建物群と南接する地点から出土したものである。

双方とも片側を欠損しているため全体像は不明であるが、前者については全長72.2cm，最大幅は3.0cmを量し、比較的簡素なつくりをしている。また、後者については全長31.5cm，最大幅は2.8cmを呈し、こちらは比較的細部にまで加工が行き届いている。

武器形祭祀具（図面233－4016）

北側建物群に東接する水路の最下層から出土したものである。全長122.8cm，最大幅4.5cm，厚さ2.4cmという規格を量する。中程では幅を狭くするように加工されており、全体としては槍などに近い形状を呈している。

先端は２方向から削り出されているが、断面が厚く、鋭角的でもないため、刺突具としての実用性はないものと思われる。また、その片側の先端部は二股に加工されており、何かを挟む用途があったことが考えられる。

琴の天板（図面233－4017）

北側建物群と東接する水路から出土した琴の天板（又は共鳴板）の一部である。ごく断片が検出されたにすぎないため全体像までは不明であるが、残存する部分については全長57.6cm，最大幅9.1cm，厚さ2.4cmという規格を呈している。先端部分には弦を張るための突起が３箇所みられる。また、そこから約17cmほどのところには共鳴槽を固定するために用いられていた桜の革が一部残存している。

人形（図面235－4026）

遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものである。全長10.3cm，幅2.3cm，厚さ0.2cmという規格を量しており、人形としてはやや小型の部類に属するかと思われる。

赤外線投影の結果、頭部には眉をはじめ、目，鼻，口，髭などの表現があることが判明したが、背中をはじめとするその他の部分には墨痕すらみとめられなかった。また、右足の部分が欠損しているが、これが祭祀に関わるものかどうかは不明である。

馬形（図面235－4031）

遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものである。一部を欠損している上、特に鞍などの表現もみられないことから、馬形とするにもやや疑問がもたれる。全長は15.8cm，最大幅は3.8cm，厚さは約１cmを量する。

船形（図面236－4032）

遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものである。付近には船着場遺構や「津三」墨書土器などが検出されている。片側を欠損しているため全体像は不明だが、現状では全長11.9cm，最大幅3.7cmを量する。

檜扇（図面238－4047，4050，4051）

遺物集積遺構ＳＸ０３からは３点の檜扇が検出されている。遺物番号4047については全長26.6cm，幅3.2cm，厚さは0.2cmをはかる。下部には複数の骨部をまとめる直径0.3cmほどの孔が穿たれている。周囲からはこれと同規格の遺物番号4051が出土しており、往時はこれとセットをなしていた可能性がある。

また、同様な地点からは遺物番号4050としたものも検出されている。こちらについても上部を欠損しているため全体像は不明だが、現状では全長27.3cm，最大幅2.2cm，厚さ0.4cmという規格を量する。下部の末端から約２cmのところには、複数の骨部をまとめるための直径約0.4cmの楕円形の孔が穿たれている。

用途不明品（図面238・4048，4049）

遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したもので、同様な規格を有するものが計２点検出されている。遺物番号4049としたものは上部を欠損するものの、全長13.1cm，幅1.7cm，厚さ0.5cmの規格を呈する。下部に桜の革が巻かれており、他の部材と結合されていたことが想起される。

一方の遺物番号4048も、上記とほぼ同様な規格を呈することから、往時において双方はセットをなして使用されていた可能性がある。双方の用途については不明確である。

用途不明品（図面233－4019）

上述の琴の天板と同様な地点から出土したものである。ごく断片が検出されたにとどまるものの、全長61.5cm，幅1.2～3.3cm，厚さ1.1～1.5cmを呈する。用途などは不明であるが、成形は全面的に雑である。

用途不明品（図面236－4034）

東側建物群と南接する水路の第３層から出土したものである。片側が欠損しているため全体像は不明だが、現状では全長22.5cm，幅3.5cm，厚さ３cmの棒状を呈する。片側の先端部分は４方向から先端に向けて削られ、やや先細りさせたつくりとなっており、連続的に８箇所の切り込みが設けられている。

刃子の柄（図面235…4028）

遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものである。片側の先端部には欠損もみられるが、現状では全長14.3cm，幅2.5cm，厚さ約１cmを呈するが、対になる片側の部分や刃などを失っている。片側先端付近には糸や紐をくくり付けるための切り込みがみられる。

紡錘車（図面235…4029）

遺物集積遺構ＳＸ０３から出土したものである。欠損部分が多いため全体像までは不明だが、辛うじて紡輪と紡茎とが接合して検出された。紡輪は大半を欠損しているが、現状では最大部分で半径2.5cm，厚さ1.7cmが残存する。紡茎は全長11.1cmを残存し、幅は1.0cmを呈する。

箸（図面237…4044～4046）

遺物集積遺構ＳＸ０３からは計３点の箸が検出されている。いずれも片側を欠損しているため下記にしめす規格は現状をあらわすのみであるが、遺物番号4044については全長11.6cm，幅0.7cm，断面は概ね不整形を呈している。遺物番号4045については、全長14.3cm，幅0.6cm，断面は概ね不整円形を呈し、全体的には荒く削り出した様子が窺える。遺物番号4046については、全長15.3cm，幅0.7cm，断面は概ね不整円形を呈しており、表面は荒く削り出されたつくりとなっている。

蓋板（図面234－4020～4022）

遺物集積遺構ＳＸ０３からは計６点の蓋板が検出されており、本書においてはこのうちの実測に足る３点を図示した。遺物番号4020は、直径18cm程度，厚さ約0.4cmの規格をもつ円形の蓋板と考えられる。遺物番号4021は、直径16cm程度，厚さ約0.4cmの規格をもつ円形の蓋板と考えられる。さらに、遺物番号4022については、直径16.5cm以上，厚さ約0.4cmの規格をもつ円形の蓋板と考えられる。

箱板（図面234－4024）

東側建物群と南接する水路の第４層から出土した箱板の部材である。全長16.1cm，幅5.6cm，厚さ0.9cmの板状を呈する。器面の随所に他の部品を繋ぐための孔が穿たれている。

柄杓（図面238－4052）

東側建物群に西接する水路の最下層から出土したものである。一部を欠損しているが、幅８cm程度，厚さ0.3cm程度，長さ50cm程度の枚を直径約12cm程度の曲物へと加工して本体部分をつくりあげている。柄の部分は全長35cm，最大径1.3cm前後の棒状を呈する。

用途不明品（図面234－4023）

東側建物群に西接する水路の最下層から出土した完形の木製品である。全長37.8cm，最大幅5.8cmを呈し、やや片側に反っている。先端部分のヘラ状を呈する部分が本品の刺する部分であると思われる。この部分は持ち手側から一段下げて成形されているが、やや内湾する傾向にある。

この遺物については古墳時代の大扇ではないかとする意見もあるが、特に二股に成形されているわけでもなく、現状では何かを挟み込むような形状にはなっていないことから、当欄に記載をすることとした次第である。

用途不明品（図版219 及び401の 上段右側）

調査区中央部の東側建物群に西接する船着場遺構ＳＺ０２の一角から出土したものである。全長約３m，幅約８cm，断面は概ね円形を呈する。片側先端を鋭く尖るように加工されている。

用途については不明であるが、船着場遺構とおぼしきところから出土したことから、この遺構との関連についても模索すべきと思われる。

石製品

石帯（図面229－5002）

北側建物群に南面する水路の第２層から出土した縦36㎜，横37㎜，厚さ7 ㎜の花崗岩製の巡方である。軟質な材質のためか、あるいは後世の損壊によるものか、表面には細かな凹凸がみられる。裏面には帯に固定するための孔が四隅に２つずつ放射状に穿たれている。石質等の状況からみて、六位以下の下級役人のものとみられる。

砥石（図面239－5003～5005）

調査区を縦横にめぐる水路の覆土中から総計９点が出土している。今回報告するものはそのうちの一部であるが、遺物番号5003については全長5.8㎝，幅4.6㎝，厚さ2.4㎝を呈する。また、遺物番号5004は全長10㎝，最大幅８㎝，厚さ５㎝を呈する。さらに、5005は全長5.2㎝，幅3.4㎝，厚さ1.4㎝の規格を有している。

なお、遺物番号5003と5005については、水路の最上層から出土しているため中世のものであった可能性もある。また、遺物番号5004については同じ水路からの出土であるが、こちらは最下層からの出土であるため、９世紀の中頃よりも以前のものとみられる。

金属製品

帯金具（図面229－5001）

北側建物群のただなかに位置する土坑ＳＫ０１から出土した銅製の巡方であり、縦24㎜，横27㎜という比較的小型の規格を呈する。表金具には縦4.5㎜，横17㎜の長方形の孔が穿たれている。四周に面取りがみられ、四隅もやや丸みを帯びている。裏金具には、四隅に各一箇所ずつ表金具と結合されるための鉚を叩き潰した部分がみられる。表裏の金具は約３㎜の間隔をあけて結合されており、腰帯に用いられた革の厚さがしのばれる。

なお、その規格もさることながら、表金具の一部に黒色の漆が残存していたことから、この帯金具については六位以下の下級役人が所有する「烏油腰帯」であったと考えられる。ただし、表金具と裏金具とが結合したままの状態で、しかも単体で出土したことを考慮するならば、本来の所有者からの贈与品であったことが窺われよう。

鉄鏃（図面239－5020～5022）

中保Ｂ遺跡からは計４本の鉄鏃が出土している。遺物番号5020としたものは飛燕式と呼称される奈良時代の鉄鏃である。また、柳葉形を呈する5021については、逆刺が鋭角的に深くつくられていることから一見する限りでは５世紀代のものとも類似するが、逆刺に比して鏃頭が短いことや篦被や茎が長いこと，さらには篦被の関が台状となることなど、概して５世紀代のものとは相違するところもあるため、年代については一考の余地があるものと思われる。遺物番号5022としたものは10世紀以降に編年される鏃頭式の鉄鏃である。また、この他にも切先の一部のみを残存するものが出土している。

これらは全て本路ＳＤ０１の覆土から出土したものであるが、5020については北側建物群の南方にあたる水路の最下層から出土したものである。また、5021は同建物群の東方の表土層から出土したものであり、実測図を載せていない切先の一部のみを残存するものもここから出土している。さらに、5022については東側建物群と南面する地点の第２層より出土した。

鉄滓

当遺跡においては、水路の最下層をはじめとする各地から鉄滓が検出されており、概して鉄製品の生産や加工などが当地で行われていたことを窺わせているが、一部のものは中世の遺物を包含する水路の最上層から出土しているため、古代だけではなく、中世にもこうした活動があったことを窺わせる。

土製品

鞴の羽口（図面239－5023）

水路の最下層をはじめとする調査区の各地から出土しているが、細片が多いため、図面ではこのうちの１点を掲載した次第である。これらに伴うとみられる鉄滓も各地から出土するが、一部のものは中世の遺物を包含する水路の最上層から出土したため、古代から中世にわたって鉄製品の生産や加工が行われていた可能性がある。

実測図を掲載した遺物番号5023については、欠損により一部を残存させるのみであるが、現状では全長3.2cm，最大器厚1.6cm，復元上の径は６cm前後になるものと思われる。

土錘（図面239－5008～5019）

調査区の各地から総計143 個体の土錘が出土している。細片が多かったため、図面では実測に足るものだけを掲載したが、円柱状を呈する大型のものと、球状を呈する大～中型を呈するもの、そして中央部分のみを厚くし、両先端を先細りさせる小型のものがみられる。

出土地点は北側建物群と東側建物群の付近に集中し、前者では表土化した包含層から53点，水路の各層から個別に出土したものが70点ほど出土している。一方の東側建物群に近いところからは20点が出土しているが、こちらも表土層または表土化した遺物包含層から出土したものが12点，水路の第２層からの出土が６点，遺物集積遺構ＳＸ０３からの出土が２点という内訳になる。

製塩土器（図面239－5006，5007）

他の遺物と同様に、北側建物群や東側建物群の近隣からは製塩土器，もしくは製塩土器とおぼしきものが検出されている。ほとんどのものは細片であるが、その点数は 229点にも及んでいる。

図面239 では、これらのうちで確実に製塩土器と考えることができる２点を掲載した。いずれも尖底式のものであり、器面の調整なども雑であるが、やや厚手の型式であることから、類例的には８世紀代以降のものと思われる。

考　　察 ――古代の様相について――

前項までにおいては、中保Ｂ遺跡における古代の検出物について、事実記載を中心に述べてきた。以下では、これらを総合的に見つめなおすことによって、当該期の歴史体様相について考察していくこととしたい。

検出遺構

北側建物群の周辺

北側建物群の周辺からは総数27棟の建物群をはじめ、井戸２基以上，船着場遺構，道路遺構、その他ピット群や溝状遺構などといった多数の遺構が検出されている。中心的な存在でもある建物群については、郡庁施設や荘所施設などにみられるような「コ字形」や「品字形」の配置を呈してはいないが、建物どおしに激しい切り合いが見受けられることからは、少なくとも建物が繰造され続けるだけの必然性があったことを窺わせよう。

周辺から出土した遺物の年代幅を概観するに、北側建物群の周辺には７世紀中頃から後半までの、ごく短期間だけ営まれた様相と、８世紀中頃から11世紀前半代まで連綿と継続した様相とが所在していたものと思われるが、この地をとりまく様相については９世紀中頃を境に状況が一転するものと思われる。すなわち、この時期以降においては建物が大型化の傾向をみせはじめ、また、船着場遺構やそれに付随する道路遺構なども造営されてゆくなど、概して施設面の整備がすすめられていく。また、その傾向は出土遺物にもみられ、当該期では緑釉陶器や灰釉陶器といった官衙的な様相を想起させるものが北側建物群を中心に出土するようになる。

なお、北側建物群の周辺では、これ以後も様相が継続され、当遺跡の古代の様相が終結する11世紀前半代まで活動が存続してゆく傾向にあるが、これと対峙する後述の東側建物群については、開始時期こそ北側と同様であるが、９世紀中頃までにその活動を停止してしまうとみられるため、北側については、終始この遺跡の中心的役割を担ってきた可能性がもたれるのではないかと思われる。ちなみに、北側建物群では収蔵施設に該当しうる建物が希薄であるため、この地には東側建物群にみられるような物流にかかわる本格的な機能はなかった可能性がある。

東側建物群の周辺

一方の東側建物群を中心とする地点では、総計25棟の建物群や船着場遺構などが検出されている。建物群については、４つの切り合いと３種類に大別しうる建物方位が見受けられることから、上述した北側建物群と同様に、複数の様相が重複していた可能性も考えられるが、周辺から出土した遺物の年代を勘案するに、東側建物群の周

辺では、7世紀後半代における一時的な様相と、8世紀中頃から9世紀中頃までの様相が重複していたものと思われる。

東側建物群に属する建物については整然と計画的に配置された形跡があるため、これらの多くは同時共存していたものと考えられるが、類例的には収蔵施設（蔵）であった可能性があり、この近隣に所在する船着場遺構との関連が注目されるところである。ちなみに、東側建物群における当該期の出土遺物の中には、「神三」「楽調」「案鳥」などといった意味深長な墨書土器をはじめ、文書活動の介在を示す木簡や転用硯といったものが検出されており、総じて、当地においては水上交通によって物資を収集し、これを管理するといった機能が備わっていたものと思われる。ただし、周辺から出土する遺物の年代幅や建物の切り合いなどを勘案するならば、この様相については9世紀の中頃には活動を停止し、当遺跡における活動の中心も北側建物群にとってかわられたものと思われる。

なお、東側建物群においては二間四面と考えうる大型建物も検出されており、その規模からは中心施設として機能した可能性がもたれるが、上記した収蔵施設と日される建物群とは異質の方位を呈することなどから、これらとは異なる様相に属するものであったと思われる。

遺構の推移について

上記したように、中保B遺跡においては複数に及ぶ様相が重複していたものと思われるが、以下では、周辺から出土した遺物の年代幅や建物の方位を大別することによってその推移を勘案し、そのうえで中保B遺跡における古代の様相について、一つの仮説をたてておくことにしたい。

なお、便宜上ここでは建物方位という観点より、検出された建物をⅠ類からⅣ類に分類して記述をすすめていくこととする。Ⅰ類については建物の方位が14～15度ほど西へ傾くものとする。これに該当する建物は北側建物群と東側建物群の双方から検出されているが、東側建物群におけるこの種類の建物の特徴としては総柱建物が多いという傾向がある。Ⅱ類については建物の方位が10度前後西へ傾くものとする。これに属するＳＢ４９の掘方からは８世紀中頃以降の須恵器が出土した他、ＳＢ０５についても９世紀後半代の遺物を包含するＳＸ０１を切る関係にあることなどから、概して８世紀中頃から11世紀前半代までの間に存続した可能性が開えるものと思われる。Ⅲ類については建物の方位が６度ほど西側へ傾くものをさすこととするが、これに属するＳＢ５２の掘方からは中世的な土器片が出土していることから、Ⅲ類の多くは中世に比定しうるものと思われる。残るⅣ類については上記以外の建物方位を呈するものとする。Ⅳ類の建物は各地に所在するが、同位置かつ同規模による建替えをするが故にこうした方位を呈する例もあったものと思われる。

さて、北側建物群においては、上述したうちのⅠ類からⅣ類までのすべての建物が検出されているが、Ⅱ類以外の建物については中小規模のものが多いことから、当該期においては北側建物群は遺跡の中心ではなかったものと思われる。しかしながら、Ⅱ類においては大型の建物も含まれることから、一定時期以降においては中保B遺跡における中心的役割を担っていた可能性がある。

一方の東側建物群においてはⅠ類からⅣ類までの建物が検出されている。Ⅱ類の建物には切り合いが１回しか見受けられないため必ずしも長期的な存続を考えることはできないが、建物の立地状況を勘案するに、これらについては計画的に造営され、同時期において多数の建物が林立していたのではないかと思われる。また、これらについては、結果として周囲を水路によって方形に画されるという特異性がみられる他、いまのところ生活に直結する井戸が伴わないことなどから、一般集落とはややかけ離れたところもみられる。しかし、周辺に船着場が併設されていることを傍証とし、これらの建物群を側柱構造を呈する収蔵施設（蔵）群と解するならば、東側建物群の周辺における遺構群の多くは、水上交通による物資の輸送行為と関わるものであったと把握することも可能ではないかと思われる。

また、Ⅰ類については多くが総柱建物で構成される他、同位置かつ同規模による建て替えが行われる傾向にあるという点などにおいてⅡ類とは相違することから、双方の間には年代的な隔絶もあったのではないかと思われる。ちなみに、Ⅰ類の中にはＳＢ５０のような大型建物も含まれており、また、他の建物もこれをとりまくように所在しているため、東側建物群における１類の建物については、類例的に豪族層の居宅として機能した可能性を検討する必要があるのではないかと思われる。

表1．掘立柱建物　観察表

SB	地区	規模	構造	桁行	梁行	柱痕	礎板	床面積	方位	棟方向	使用尺	備考
01	北	6×2	側柱	13.36（45尺／6間）	5.30（18尺／2間） 8.00（27尺／3間）	○	○	70.8 106.9	N－10°－W	南北棟	天平尺	身舎部分 東面庇を含む
02	北	6×3										
03	北	3×1	側柱	6.25（21尺／3間）	4.75（16尺／1間）	○	○	29.7	N－9°－W	南北棟	大平尺	
	北	3×1？	側柱	7.00≪23.5 尺／3間）	5.20（17.5尺／1間）	○	×	36.4	N－6.5°－W	南北棟	大平尺	
04	北	3×1	側柱	6.40（21.5尺／3間）	4.75（16尺／1間）	○	×	30.4	N－9°－W	南北棟	天平尺	
05	北	3×2	側柱	6.70（22.5尺／3間）	5.15（17尺／2間）	○	×	34.5	N－9°－W	南北棟	天平尺	
06	北	1≦×2	側柱	2.95（10尺／1間）	5.70（19尺／2間）	○	×	16.8≦	N　9°　W	南北棟	天平尺	
07	北	4≦×2	側柱	12.45（42尺／4間）	5.00（17尺／2間）	×	×	62.25＜	N－11°－W	南北棟	天平尺	
08	北	2≦×2	側柱	3.25（11尺／2間）	4.15（14尺／2間）	×	×	13.5≦	N－6°－W	南北棟	天平尺	
09	北	1≦×2	側柱	2.10（7尺／1間）	3.70（12.5尺／2間）	×	×	7.8 ≦	N－15°－W	南北棟	天平尺	
10	北	2×2	側柱	6.25（21尺／2間）	5.50（18.5尺／2間）	×	×	34.4	N－9°－W	南北棟	大平尺	
11	北	4≦×2	側柱	9.80（33尺／4間）	4.90（16.5尺／2間）	×	×	48.0≦	N－15°－W	南北棟	大平尺	
12	北	3×2	側柱	5.95（20尺／3間）	4.45（15尺／2間）	×	×	26.5	N－11°－W	南北棟	天平尺	
13	北	3×2	側柱	9.35（31.5尺／3間）	5.00（17尺／2間）	×	×	46.8	N－11°－W	南北棟	天平尺	
14	北	3×2	側柱	7.45（25尺／3間）	5.95（20尺／2間）	○	×	44.3	N　6°　W	南北棟	天平尺	
15	北	1≦×2	側柱	1.95（6.5 尺／1間）	4.45（15尺／2間）	×	×	8.7	N　11°　W	南北棟	天平尺	
16	北	3×2	側柱	6.35（18尺／3間）	3.85（13尺／2間）	×	×	20.6	N－11.5°－W	南北棟	天平尺	
17	北	1≦×2	側柱	――	4.65（15.5尺／2間）	×	×	8.7 ≦	N－18°－W	南北棟	天平尺	
18	北	3×3	側柱	7.65（26尺／3間）	5.35（18尺／3間）	×	×	40.9	N－15°－W	東西棟	天平尺	
19	北	4×2？	側柱	7.00（23.5尺／4間）	5.95（20尺／2間）	×	×	41.6	N－10°－W	南北棟	天平尺	
20	北	3×2	側柱	9.50（32尺／3間）	6.53（22尺／2間）	×	○	62.0	N－10°－W	南北棟	大平尺	
21	北	3×2	側柱	9.50（32尺／3間）	6.53（22尺／2間）	×	○	62.0	N－10°－W	南北棟	大平尺	
22	北	3×3	側柱	7.70（26尺／3間）	7.45（25尺／3間）	×	×	57.4	N－11.5°－W	南北棟	天平尺	証か？
23	北	2×2	側柱	5.80（19.5尺／2間）	4.65（15.5尺／2間）	×	×	27.0	N－11.5°－W	南北棟	天平尺	
24	北	3×2	側柱	4.75（16尺／3間）	4.45（15尺／2間）	×	×	21.1	N　10°　W	南北棟	天平尺	
25	北	2×2	側柱	5.90（20尺／2間）	5.05（17尺／2間）	×	×	29.8	N－14°－W	南北棟	天平尺	
26	北	3×2	側柱	5.65（19尺／3間）	4.45（15尺／2間）	×	×	25.1	N－10°－W	南北棟	天平尺	
27	東	2≦×2	側柱	3.73（10.5尺／2間）	3.90（11尺／2間）	○	×	14.5	N－1°－W	南北棟	高麗尺	
28	東	3×2	側柱	6.69（22.5尺／3間）	4.59（15尺／2間）	×	×	30.1	N－10°－W	南北棟	大平尺	
29	東	4×2	側柱	6.25（21尺／4間）	4.15（14尺／2間）	×	×	25.9	N－10°－W	南北棟	大平尺	
30	東	3×2	側柱	6.40（21.5尺／3間）	4.15（14尺／2間）	×	×	26.6	N－10°－W	南北棟	大平尺	東柱あり。
31	東	4×2	側柱	7.10（24尺／4間）	4.90（16.5尺／2間）	○	○	34.8	N－10.5°－W	南北棟	天平尺	
32	東	3×2	側柱	6.69（21.5尺／3間）	4.15（14尺／2間）	×	×	26.6	N－10°－W	南北棟	天平尺	
33	東	4×2	側柱	9.50（32尺／4間）	4.90（16.5尺／2間）	×	○	46.6	N－9°　W	南北棟	天平尺	
34	東	3×2	側柱	6.25（21尺／3間）	4.15（14尺／2間）	×	×	25.9	N　10.5°　W	南北棟	天平尺	
35	東	4×2	側柱	9.50（32尺／4間）	5.95（20尺／2間）	×	×	56.5	N　10°　W	南北棟	天平尺	
36	東	2×2	通柱	3.66（12尺／2間）	3.66（12尺／2間）	×	×	12.7	N　9°　W	南北棟	天平尺	東柱あり。
37	東	2×2	総柱	3.63（10尺／2間）	2.85（8尺／2間）	×	×	10.0	N－12°－W	南北棟	高麗尺	
38	東	2×2	総柱	3.53（10尺／2間）	3.54（10尺／2間）	×	×	12.5	N－14°－W	南北棟	高麗尺	
39	東	2×2	側柱	4.75（16尺／2間）	3.86（13尺／2間）	×	×	18.3	N－7°－W	南北棟	大平尺	
40	東	4×2	側柱	8.87（30尺／4間）	4.75（16尺／2間）	×	×	42.1	N－11°－W	南北棟	大平尺	
41	東	3×2	側柱	5.95（20尺／3間）	4.75（16尺／2間）	×	×	28.3	N－9°－W	南北棟	天平尺	
42	東	3×2	側柱	6.40（18尺／3間）	4.96（14尺／2間）	×	×	31.7	N－10°－W	南北棟	高麗尺	
43	東	2×2	総柱	3.55（10尺／2間）	2.13（6尺／2間）	×	×	7.6	N－2°－W	南北棟	高麗尺	SB47と建替え関係
44	東	2×2	総柱	3.55（10尺／2間）	3.55（10尺／2間）	×	×	12.6	N－12°－W	南北棟	高麗尺	
45	東	2×2	側柱	5.35（15尺／2間）	4.62（13尺／2間）	×	×	24.7	N－31°　W	南北棟	高麗尺	
46	東	1×1	側柱	2.09（7尺／1間）	2.38（8尺／1間）	×	×	5.0	N－20.5°　W	南北棟	天平尺	
47	東	2×2	総柱	3.70（10.5尺／2間）	3.00（8.5 尺／2間）	×	×	11.1	N　14°　W	南北棟	高麗尺	SB43と建替え関係
48	東	4×2	側柱	9.20（31尺／4間）	4.75（16尺／2間）	×	×	43.7	N　10.5°－W	南北棟	天平尺	
49	東	4×2	側柱	9.20（31尺／4間）	5.20（17.5尺／2間）	×	×	47.8	N－9°－W	南北棟	天平尺	
50	東	3×2	総柱	7.80（22尺／3間）	4.60（13尺／2間）	○	×	35.9	N－15°－W	東西棟	高麗尺	二間四方か？ 西を含む。
		5×4	―	12.45（35尺／5間）	8.90（25尺／4間）			110.8				
51	東	4×2	側柱	9.20（31尺／4間）	4.75（16尺／2間）	×	×	43.7	N－9°－W	南北棟	天平尺	
52	北？	3×2	総柱	4.48（15尺／3間）	4.16（14尺／2間）	○	×	18.6	N－5.5°－W	南北棟	大平尺	二世？

※．桁行及び梁行の単位はm，床面積はmをあらわす。

※．建物方位については南北柱列を対象とし、磁北を基準に算出した。

※．天平尺における1尺は29.7cmとし、高麗尺は35.5cmで換算した。

※．部分的な検出にとどまった建物については、今後の調査によっては規模が変化する可能性もある。

なお、Ⅰ類が７世紀後半代に比定され、Ⅱ類やⅢ類が８世紀中頃以降のものであったのならば、双方は異なる尺度をもって設計された可能性があるのではないかと考え、表１においてはその試論を併記した次第である。これによれば、概ねⅠ類については高麗尺で設計された可能性をもつものが多数あり、Ⅱ類では天平尺の整数または半数尺で換算しうる例がほとんどを占めるという傾向が抽出されている。

なお、本項では建物を中心に考察をすすめてきたが、それがもつ歴史的様相や、周辺に所在する他の遺構をも包括した遺構群としての推移などについては、周辺からの出土遺物の概要を踏まえたうえで改めて解説することとしたい。

出土遺物

中保Ｂ遺跡の調査区からは７世紀中頃から11世紀前半までの古代の遺物が出土しており、須恵器や土師器といったものの他にも、官衙的な様相を呈するものが多数検出されている。全出土遺物のうちの圧倒数は、調査区を縦横にめぐる水路から出土したが、特に建物群の付近から集中的に出土する傾向がみてとれた。ただし、８世紀前葉のものが希薄であることから、当地における古代の様相は、その前後の時期に二分されていたことが窺われる。ちなみに、その点は遺構群の推移とも複雑にからみ合う。前述のように、当遺跡では、調査区の北側と東側とにおいて建物群が分立し、その時代の流れとともに変化をみせるからである。

もっとも、そうした併存関係も長くは続かず、９世紀中頃を最後に東側では遺物が殆ど見られなくなり、それとは対照的に、北側建物群を中心とする地点では、９世紀後半代以降においても継続的に遺物がともなう傾向にあるなど、概してこの時期以降の古代の様相については、この北側建物群の周辺が基盤となっていったことが窺われ、二極化のなかにも複雑な関連や消長関係があったものと思われる。

西　暦	650	700	750	800	850	900	950	1000
北　側		―	――	――	――	――	――	――
東　側		――	――	――	――			

表２．中保Ｂ遺跡の存続傾向（実年代は諸説を考慮）

墨書土器について

中保Ｂ遺跡からは多種多様な墨書土器が検出されている。墨書の示す内容については、施設名と考えられるものをはじめ、人名及びこの複合と解せるものなどが見受けられる。

図14に図示したように、個々の出土位置については各建物群の周辺に二分される傾向にあると言えるが、建物群の消長と同様に、北側建物群を中心とする地点では９世紀中頃以降のものが多く、東側建物群においても８世紀中頃から９世紀中頃までのものが集中する。

北側建物群の周辺は９世紀中頃以降に官衙化を呈する傾向にあるが、当該期のものとしては「大家」墨書土器が注目に値するであろう。一方の東側建物群において墨書土器の出土が顕著となるのは８世紀中頃から９世紀中頃までの間であるが、この時期の東側建物群は水上交通による物流の拠点として機能していたものと考えられるが、水上交通の介在を示す可能性がある「津三」や、文書管理を担当した案主という役職と人名との複合と考えうる「案調」や「案烏」といった墨書土器が特筆されるものと思われる。

木簡と転用硯

中保Ｂ遺跡からは、１点だけではあるが木簡も出土しており、周辺に位置する船着場遺構や倉庫群、あるいは「津三」や「案調」といった墨書土器などと対比させて、この木簡の存在を考察をするのも一案となろう。残念ながら、その釈文の意味するところは定かではないが、ともあれ木簡が出土したということからは、中保Ｂ遺跡が文書事務をともなう機関であったことを暗示するものと思われる。また、当遺跡からは計41点の転用硯も出土している。年代的には８世紀中頃から10世紀代までのものがみられるが、このことは、中保Ｂ遺跡において長期にわたって文書活動が行われていたことを意味するものと思われる。

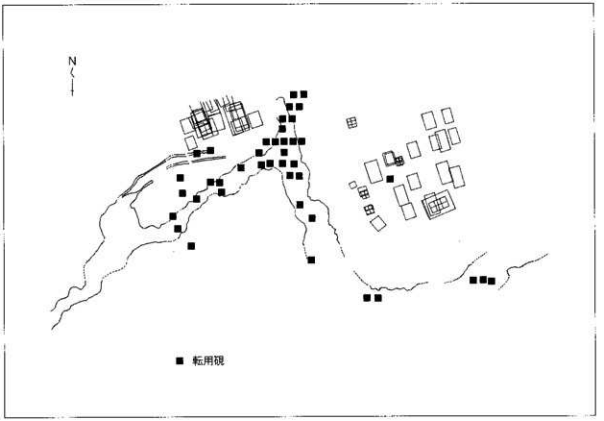

図16．中保B遺跡における転用硯の出土地点　（破片数：表土層からの出土を含む）

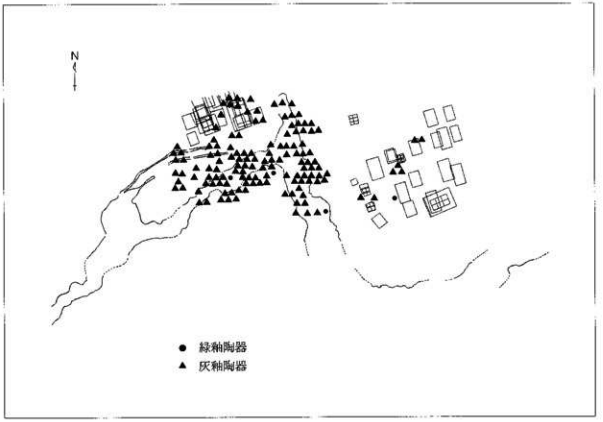

図17．中保B遺跡における灰釉陶器と緑釉陶器の出土地点　（破片数：表土層からの出土を含む）

もっとも、転用硯については木簡の検出された東側建物群のみならず、北側建物群の周辺にも多数出土しており、文書活動そのものは双方の地区において行われていた可能性がある。

暗文土器について

中保B遺跡からは、7世紀中頃から後半代にかけてのものと、8世紀中頃に編年される暗文土器が出土している。暗文土器とは、基本的に7世紀から8世紀前半代までの間に都で盛行したものであり、越中国内では国府関連遺跡の串岡地区から出土したのをはじめ、高岡市の東木津遺跡や須田藤の木遺跡などといった官衙的な遺跡から出土している。

ただし、中保B遺跡から出土したものは、暗文が螺旋状を呈していないことから模倣品であったとみられるため、当遺跡における暗文土器を伴う様相については、国府などの先進地域とは一応の交流をもちながらも、やや間接的な交流にとどまっていた可能性もあろうかと思われる。ちなみに、当遺跡の歴史的様相については、7世紀中頃から後半代にかけてのものと、8世紀中頃から11世紀前半までの二大別の様相が所在するが、暗文土器は双方の時期にともなっている。

灰釉陶器と緑釉陶器

中保B遺跡からは灰釉陶器や緑釉陶器といった、所謂「高級陶磁器」と称されるものも出土している。もっとも、緑釉陶器の出土数が4点のみであるのに対し、灰釉陶器は142点もの出土数をほこり、また、器種についても瓶や壺とおぼしき大型品が加わるなど、その出土傾向については緑釉陶器を凌駕する傾向にある。

なお、越中国においては、9世紀後半代以降になってから官衙的な遺跡を中心に灰釉陶器や緑釉陶器がともなってゆき、また、その産地についても今のところは東濃産のものが多い傾向にあるため、中保B遺跡についてもこの傾向と照合することとなる。ただし、建物群の消長関係と呼応するかのように、中保B遺跡では北側建物群の周辺にこれらが集中して出土する傾向にある。

器種構成について

次に、中保B遺跡から出土した遺物の器種構成を整理していきたい。図3や図4に示した統計をみるかぎりでは、両地区とも食膳具の比率が90%以上を占め、煮炊具と貯蔵具については10%にも満たないことが判る。

ちなみに、他の遺跡と比較してみると、周辺に国府が存在したとされる越中国府関連遺跡では、食膳具が90.5%、煮炊具が3.6%、貯蔵具が5.9%という数値が得られている。また、荘園の荘所などとされる入善町じょうべのま遺跡の9世紀代では、食膳具が85.4%、煮炊具が9.7%、貯蔵具が4.9%という数値が得られ、同遺跡の10世紀代でも食膳具が94.9%、煮炊具が0.7%、貯蔵具が4.4%という結果が出ており、中保B遺跡とは似通った数値となっている。一方、集落遺跡とされる立山町浦田遺跡の例では、食膳具が54.0%、煮炊具が43.6%、貯蔵具が2.3%となり、食膳具と煮炊具との差異があまり大きくないことが把握されている。

この統計によれば、中保B遺跡については国府関連遺跡や荘所などといった可能性をもつ遺跡と同様な器種構成を呈すると言える。また、官衙的な遺跡では灰釉陶器や緑釉陶器といったものが伴うのに対して、一般集落では、こうしたものが殆どみられないという傾向にあることが指摘されているが、この点からも、中保B遺跡については官衙的な様相を呈する遺跡と同様な傾向にあったことを窺い知ることができよう。

ただし、検合が値ならなかったために厳密な統計は提示できないものの、北側建物群における煮炊具は概ね9世紀後半代以降のものが多い傾向にある。したがって、これより新しい時期においては、やや煮炊具の占める割合が高くなる可能性がある。

帯金具と石帯

中保B遺跡からは、帯金具や石帯といったものが調査区北側の建物群周辺から出土しており、これによって当遺跡には役人による何らかの介在があったことが窺われる。両者とも、形状や材質などを勘案すると六位以下の下級役人の所持したものであったと考えられるが、前者については単体で、しかも表裏の金具が接合したままの状態で検出されたことから、革帯の部分を切断して近親者に譲渡したものであった可能性があるのではないかと思われる。

ただし、上記の推測が正しければ、中保B遺跡では下級役人から帯金具の一部を譲渡されるような人物が常駐していた可能性が浮上するのではないかと思われる。

食膳具			煮炊具(口縁部を対象)			貯蔵具(口縁部を対象)		
土師類	17760片	81.95%	土師甕	1388片	6.40%	須恵壺	91片	0.42%
須恵類	1805片	8.33%	土師鉢	86片	0.40%	須恵甕	356片	1.64%
灰釉杯類	135片	0.62%						
内黒杯類	24片	0.11%						
赤彩杯類	20片	0.09%						
緑釉杯類	2片	0.01%						
暗文杯類	3片	0.01%						
小計	19749片	約91.14%	小計	1474片	約6.80%	小計	447片	約2.06%

表3．北側建物群の周辺から出土した遺物の器種構成

食膳具			煮炊具(口縁部を対象)			貯蔵具(口縁部を対象)		
土師類	345片	13.01%	土師甕	78片	2.94%	須恵壺	34片	1.28%
須恵類	1977片	74.58%	土師鉢	18片	0.68%	須恵甕	86片	3.24%
灰釉杯類	7片	0.26%						
内黒杯類	7片	0.26%						
赤彩杯類	41片	1.55%						
緑釉杯類	2片	0.08%						
暗文杯類	56片	2.11%						
小計	2435片	約91.85%	小計	96片	約3.62%	小計	120片	約4.53%

表4．東側建物群の周辺から出土した遺物の器種構成
(表3及び4は破片統計であり、表土層出土の遺物を含む。また、比率は概数を示す。)

まとめ

前項までにおいては、中保B遺跡から検出された主な遺構や出土遺物について個別に概要を述べてきた。以下ではこれらを総括し、この遺跡の歴史的性格について考察を加えていくこととしたい。

古代における中保B遺跡は、概して官衙的な様相を呈していたと考えられるが、検出された遺構や遺物を参照するならば、古代の様相は概ね3期に細別できるものと思われる。第一の様相は、暗文土器を伴う7世紀後半代に存続したものである。出土遺物の年代幅が示すように、この様相は一時的に存続したものであったと思われる。これらの遺物に対応する遺構群については必ずしも明瞭ではないが、三間四面の規模を有すると思われるSB50が当該期のものであったならば、同方位を呈し、かつこれを取り巻くように立地するI類の建物群は一つの建物群を形成していた可能性が浮上し、また、その形態からは豪族層の居宅とみることも一案にのぼるものと思われる。

第二の様相は、8世紀中頃から9世紀中頃まで存続するものと仮定する。ちなみに当遺跡においては8世紀前半代の出土遺物が極めて希薄であるため、この様相と上述した第一の様相とでは連続性はないものと思われるが、8世紀中頃からはじまるこの様相においては、調査区の北側と東側とにおいて殆ど同時にII類の建物群が造営されてゆく。しかし、船着場遺構や倉庫群の存在にも象徴されるように、東側においては物流の拠点として官衙的な活動が繰り広げられていたとみられる。

なお、この時期においても、模倣ながら開始当初に近畿的な暗文土器を伴っていることから、越中国府をはじめとする先進地域との介在を考慮することも一案に浮上するであろう。また、周辺から検出された「案廚」や「津二」といった墨書土器についても、この時代の象徴的な遺物となるのではないかと思われる。ちなみに、この様相と対峙する北側建物においても一定量の遺物が出土しているとに、この中には転用硯も含まれていることから、この地においても官衙的な活動が行われていた可能性があるものと思われる。ただし、遺跡の全体像を概観するならば、明らかにこの時期における活動の中心は、水上交通の拠点であった東側建物群の周辺にあったも

のと思われる。

第三の時期は、上記した９世紀中頃を境とし、以後11世紀前半代頃まで継続する時期と仮定する。この時期では、東側建物群の周辺に展開された水上交通の活動は停止し、北側建物群のみが残存するが、それまで小規模な建物ばかりで構成されていた北側の建物が、この時期を境に大型化する傾向が窺われる。また、中枢施設をさすとみられる「大家」墨書土器の他、官衙的色彩を想起させる灰釉陶器や緑釉陶器などを有する傾向もみてとれるため、概して当遺跡における官衙的な様相は、この時期を境に北側建物群の周辺に移動したとみられる。

さて、このような推移を遂げる中保Ｂ遺跡については、律令社会において、どのような歴史的様相を呈していたのであろうか。以下では上述した遺跡の推移を踏まえた上で、各検出物をとりあげて考察を深めていくこととしたい。

中保Ｂ遺跡においては、概して官衙的な様相が展開されていたが、第３期以降は倉庫類が調査区から姿を消してゆくことから、かつて東側遺構群において展開されたような物流の任務は、あくまでも一時的なものであったと解せるのではないかと思われる。また、その倉庫類についても側柱構造を呈する屋であることから、調庸物や一時的な収穫物の貯蔵にあてがわれたものと考えられるため、一連の物流経路からみれば、当遺跡は中継点，ないし出先機関的な役割をもっていた可能性があるのではないかと思われる。

さらに、当遺跡からは役人の介在をあらわすものも出土しているが、それらについても下級役人である案主の介在を暗示するにとどまる「案調」墨書土器などが出土するにすぎないことや、同じく下級役人の所持品と考えられる帯金具が、しかも譲渡品というかたちで当遺跡にもたらされた可能性があること、さらには、越中国府や郡衙といった官衙は別の地域に比定地があるなど、これらのことを総合するならば、当遺跡については官衙的な様相を呈するとしても、それは越中国府や郡衙などといったものと比べれば下位の機構に属し、かつ物資の輸送を介してこれらと連結する立場にあったと解することができるのではないかと思われる。

図18．中保Ｂ遺跡周辺の地理（縮尺 1 /150,000 ）

なお、当遺跡の近隣には、かつて和田一郎氏や木倉豊信氏によって東大寺領榎田荘が比定された経緯もあり、中保Ｂ遺跡をもってこの関連とみる意見も既に唱かれている。その肯定材料としては、上記の比定案もさることながら、いまのところ同荘の施入時期と同じく８世紀中頃に当遺跡が造営されたことや、その当初から近畿系の暗文土器を伴うということの他、船着場をはじめとする輸送施設が常設されていることなどが挙げられている。

しかし、中保Ｂ遺跡については、同荘が依然として存続する９世紀前半代で倉庫群にまつわる活動も停止してしまう他、荘所の所在を主張するに有力な「庄」墨書が欠

如するといった否定的要素もある。さらに、調査区から検出された倉庫群についても屋である可能性があることからは、必ずしも中保B遺跡をもって同庄の関連とする限りでもないのではないかと思われる。

一方、当遺跡をもって在地色の影響があったのではないかとする意見もある。その意見については次のような事柄がこれを助成する可能性がある。まず、官衙的な用途にしたがって造営されたとみられる東側建物群が一時的なものであったということが挙げられよう。また、律令体制が衰退していたとみられる11世紀前半代になっても北側建物群では活動が継続していることも注目され、さらには、この前代にあたる7世紀後半代においては在地豪族層の拠点が営まれていた可能性もあり、加えて、前述した帯金具をめぐっても、下級役人の所持したものを譲渡というかたちでもたらされた形跡があることから、当遺跡が下級役人から帯金具の一部を譲渡されるような立場にあった者が常駐していたことが窺われるなど、こうしたことを総合的に考察するならば、当遺跡については必ずしも官衙的な一面ばかりが窺われないため、先にしめした在地色を説く意見については傾聴に値するものと思われる。

なお、当遺跡の歴史的様相を把握するにあたっては、当該期における越中国礪波郡の状況を記した『越中国官倉納穀交替記』の内容を参照すべきではないかという意見もある。同文献によれば、同郡に所属する「川上村」「意斐村」「某村」では、それぞれに多数の正倉を有し、郡衙に代わって穀物などを一時保管していたとする考察が提起されている。もちろん、中保B遺跡で検出された倉庫の形態からすれば、上記の内容とは相違する面があるものの、この3村と同様に、多くの倉庫を有し、かつ物流の拠点として機能していた中保B遺跡においては、これらと同様に、在地または現地における出先機関としての機能を有していた可能性が見込まれてくるのではないかと思われる。そして、仮に中保B遺跡が水上交通ルート上の中継点であり、官衙等の律令機構の出先ないし中間地点に位置していたならば、当該期には越中国府をはじめとする諸官衙とは水路をもって連結していた可能性がもたれよう。ちなみに、中保B遺跡の東方に位置し、かつ船着場遺構や水路とも連結するとみられる祖父川は、その北方において小矢部川と合流しているが、この小矢部川の河口付近と上流側においては、それぞれ越中国府と礪波郡衙の推定地がある。

なお、この点については射水郡と礪波郡との郡境の位置に注目すべきものがあるのではないかと思われる。現状では越中国における郡境は必ずしも明確ではないが、従来の考察にしたがうならば、中保B遺跡は両郡の郡境付近に位置していた可能性がある。仮に中保B遺跡が射水郡に所属していたとしても、射水郡衙の所在が想定される高岡市伏木からは郡域としては最も遠隔に位置する上、国府には最も遠い地域にあたるため、交通路の利便性という観点からは欠けるところがあるものと思われるが、当遺跡を礪波郡の所属とした場合は、同郡域内においては郡衙からは最も遠隔となる地に位置してしまう代わりに、逆に国府への最短距離に位置することとなるため、当遺跡が同郡において物資の仮置き場や中継点として機能していたならば、立地条件としては一理ある地に造営されていたことになるのではないかと思われる。

総じて、上述したような周辺地域における歴史的環境や地理的な位置関係などを考慮するならば、中保B遺跡については、在地的な様相を基盤にすえながらも、東側建物群の存続する時期を中心に、一時的に礪波地方ないし礪波郡衙における出先機関のような機能を果していたのではないかと思われ、現時点においては、このような一案を提案しておくこととしたい。

中　　世

中保B遺跡では、12世紀後半から15世紀にいたる中世の様相も検出されている。概して古代ほど多くの検出物は得られていないが、数棟の掘立柱建物が検出されていることをはじめ、区画溝や木棺墓などといった遺構が検出されている。区画溝については調査区の各地から検出されており、往時はこの周辺を広域にわたって区画していたものと思われ、古代とは違った手法をもって当該地の環境をつくりあげていったことが窺われる。また、木棺墓は2基ほど検出されているが、双方とも未盗掘であったため、刀剣や漆器などといった良好な副葬品を検出するにいたっている。

紙数の関係もあり、あまり多くのことを論ずる余裕はないが、以下ではこの遺跡における中世の概要について簡略に述べていくこととする。

検出遺構

掘立柱建物　ＳＢ２７

第11次調査区の東側から検出されたものである。部分的な検出であったため、建物とするには少々の検討を要するが、この遺構を建物と仮定して記述をすすめるならば、本址については、桁行２間以上×梁行２間の規格を有する掘立柱建物であった可能性がある。

柱根以外には特に出土遺物がなかったため、存続年代などは明確ではない。ただし、建物の方位（南北柱列）はＮ－１°－Ｗを呈しており、周辺に点在する古代の建物とは明らかに相違するものの、隣接する区画溝の方位とは近似することから、本址については中世に築造されたものであった可能性がもたれる。

掘立柱建物　ＳＢ５２

第12次調査区の北端から検出された３間×２間の総柱建物である。桁行は4.48mで、一方の梁行も4.16mを呈する。床面積は18.6㎡をはかる。柵方からは中世的な土器片が出土しているが、明確に年代を把握することはできない。ただし、建物の方位については南北柱列でとるとＮ－5.5°－Ｗを呈し、また、柱間距離や掘方の平面形も一定しないため、周辺に位置する古代の建物とは基本的に相違している。

周辺にはＳＢ０３をはじめ、ＳＢ０８，１４，３９といった建物が本址と同様な方位を呈しているが、このうち、建て替え時において周辺の建物との位置関係を考慮したが故にこの方位を呈しているとみられるＳＢ３９を例外とするならば、これ以外の建物については、本址とともに中世における建物群を構成していた可能性を考慮しうるのではないかと思われる。

区画溝

調査区の各地に所在し、現地をほぼ東西南北に区画する溝状遺構群である。各地で溝の規格は変化をみせるが、概して幅0.8～1.5m，深さ0.2～0.5mという規格を呈している。遺構の断面は浅いＵ字型を呈し、屈曲部は直角を意識してつくられているものと思われる。

図19のＡ地点では遺物番号3021とした青磁の椀が検出されている。また、同図Ｂ地点では遺物番号3038とした珠洲の四耳壺が検出されており、少なくともこれらの地点については13世紀前半以降に埋没したことが想起されてこよう。全体を観察すると、一辺は40mから45mを一つの単位として造成する傾向にあったことがみてとれる。また、南北方向の溝については直線的に造営され、方位も真北に対し約１～２°ほど西方に軸が傾くことで統一されているが、東西方向の溝はあまり直線状を呈さず、地点によっては方位が大きく傾く傾向にある。ちなみに、小矢部市桜町遺跡の庵田地区でも中世の条里遺構が検出されているが、中保Ｂ遺跡のそれとは南北方向をはしる溝の主軸が近似する。

なお、平面的には本址の一部と古代の道路遺構ＳＦ０１とが連結しているようにも見えるが、両者には明確な切り合いがあった上に、本址と同様な覆土を呈する遺構がその東側にも所在していることから、本址はＳＦ０１と連結するものではなかったものと考えられる。また、本址は調査区南西部においても水路ＳＤ０１と切り合っているが、土層観察により本址の方が水路を切ることが判明している（図面101 他）。

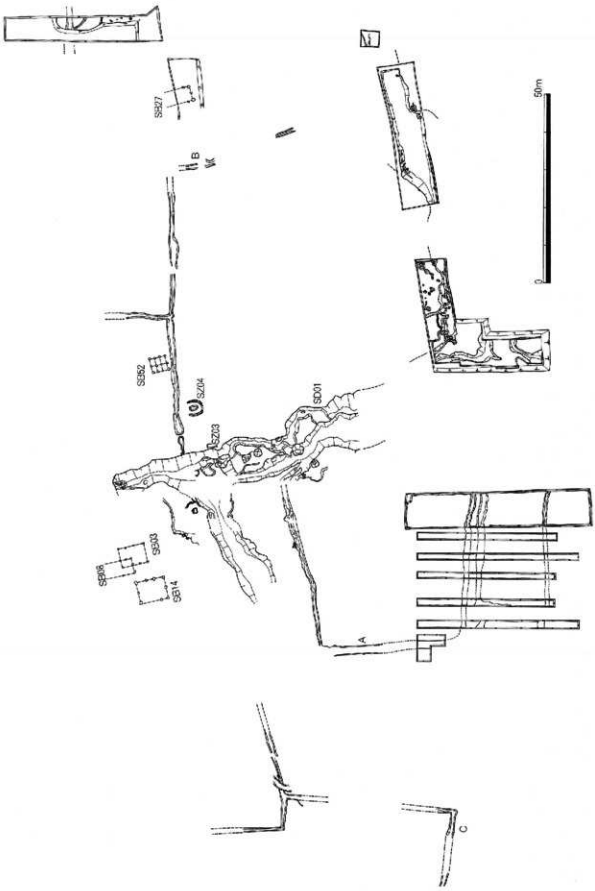

図19．中保B遺跡　遺構全体図（中世　縮尺：1/1000）

水路跡　ＳＤ０１

本址は古代にも存続した水路ＳＤ０１そのものをさす。古代の概要を解説する際にも述べたように、水路の最上層は中世の出土遺物を包含することから、この層が存在する調査区西部から東端部までは、中世においても水路として存続していた可能性が問える。

ただし、図19にかかげたＣ地点の付近では水路と区画溝とが切り合っているが、発掘調査の結果、本址が区画溝に切られることが判明しているため、少なくともこの地点では中世においては水路として存続してはいなかったものと考えられる。また、中世の遺物を包含する第１層は、確かに調査区の西部（古代の船着場遺構ＳＺ０１の手前）にまで達しているが、中世の遺物が出土するのは図19に示した地点を西限とすることから、実際に中世においても水路として明確に存続していた範囲は、もう少し東側の地点までに限られてくるのではないかと思われる。

なお、この最上層からは12世紀後半代から15世紀の遺物が検出されていることから、この水路の存続年代は、最大解釈にして古墳時代から15世紀までの長期にわたって存続していた可能性がある。

出土遺物

中保Ｂ遺跡における中世の様相からは、珠洲をはじめ、土師器，青磁，白磁などといった遺物が出土している。区画溝や木棺墓から検出されたものを除けば、ほとんどのものが水路の最上層から出土している。紙数の都合により、全ての遺物に解説を加えていくことは困難であるが、以下では当遺跡における中世の出土遺物の概要について記述をすすめていくこととしたい。

土師器（図版240－2212～2215）

中保Ｂ遺跡における中世の様相からは、数量的には少ないながらも中世の土師器が出土している。器種には杯をはじめ，皿，足鍋などといったものがある。ほとんどのものは実測不可能な細片であったため、図面ではごく少数を掲載するにとどまっている。

水路ＳＤ０１の最上層から出土した遺物番号2213の杯Ａについては、実測こそ可能であったが磨耗がはげしく、調整法などは確認できなかった。また、遺物番号2215とした足鍋は平成６年の試掘調査の第１トレンチから出土したものであるが、この地点は調査区全体からみても東端に位置し、すでに祖父川の両岸に付随する谷地形にまで達しているため、この遺物は西方に位置する遺構群からの流れ込みであったとみられる。

ちなみに、足鍋については近畿系という印象が強いが、本品はやや足の部分が太く、模倣ないしは在地化の傾向が窺えるものと思われる。また、年代についても12世紀後半から13世紀前半代のものではないかと思われる。

珠洲（図面240 ～245－3023～3035）

中世の出土遺物のなかでは最も多くの出土量を数えるのがこの珠洲である。器種については甕をはじめ，壺，鉢，すり鉢といったものが見受けられる。

遺物番号3038としたものは、第11次調査区の区画溝から出土した13世紀代の四耳壺の肩部から上位の部分である。ちなみに、同図の下方に掲載した壺の胴下半部（遺物番号3040）は、この近隣から出土したものであり、型式や色調などの特徴から双方については同一個体であったと思われるが、特に接合する部分が見出せなかったことから個別に掲載した次第である。また、遺物番号3023，3047，3048といったものについては、細片であったため詳細は不明であるが、すり鉢であった可能性もありうる。

青磁（図面240－3020～3022）

当遺跡からは６点の青磁が検出されている。このうち型式等が把握されるのは図面240 に掲載した３点である。遺物番号3021としたものは、図19のＡ地点から出土した12世紀後半代の椀の底部である。また、遺物番号3020については、調査区北側において古代の建物が集中する付近のＳＤ０１の最上層から出土したものである。細片ではあるが、概ね13世紀代のものではないかと思われる。

なお、遺物番号3022とした獣脚については、第２次調査区南端の表土層から出土したものである。足の裏の部分には釉薬が塗られていないため、実用的なものであった可能性も考えられるが、類例的には香炉となる可能性などを視野に入れておきたいかと思われる。また、明確には言及しがたいが、年代については14世紀くらいの時

期を想定できるのではないかと思われる。

白磁（図面240－3018，3019）

当遺跡からは3点ほど白磁も出土している。このうち遺物番号3019とした椀の底部は，上記の青磁の獣脚とほぼ同じ地点，すなわち調査区北側の遺物群から30mほど南下した地点の表土層から出土したものである。その特徴からは概ね13世紀代のものと思われる。

遺物番号3018としたものは第15次調査区から出土したものであるが，既にこの地点は自然河川に伴う谷地形にさしかかるため，この遺物については，概ねこの地点よりも西方に位置するところからの流れ込みであったのではないかと思われる。年代については11世紀後半頃のものと思われる。

古銭（聖宋元宝）（図面240－5024）

木棺墓ＳＺ０４の付近の表土層から１点だけ検出されたものである。特に数枚がセットをなして検出されたわけではないが，付近に所在した遺構及び歴史的様相との関連も視野に入れておきたいかと思われる。

木棺墓

当遺跡からは２基の木棺墓が検出されている。いずれも盗掘を免れたものであり，副葬品なども残存していた。２基の木棺墓の副葬品には形状や製作技法などに共通項が見出せることから，双方の被葬者は何らかの関連性をもっていた可能性がもたれるのではないかと思われる。

木棺墓　ＳＺ０３

調査区中央部の北側において検出されたものである。主軸はＮ－5°－Ｗを呈している。後世の削平を受けているため上部構造などは不明であるが，縦2.5m，横１m，現状での深さ0.4mといった方形の墓坑を穿ち，底面を平坦に仕上げたうえで木棺を安置していた。

後世の削平等により，木棺は元の位置を若干動いていたが，その構造については横板や側板を一枚板でつくり，床板と蓋板については数枚の板材を釘打ちすることなく敷きつめていくというものであった。木棺の内部には墓坑内の土が入り込んでいたが，水路の近隣に所在したこともあり，辛うじて頭蓋骨や大腿骨などの一部が骨粉の状態で残存していたため，被葬者は頭部を北に向けて伸展葬で葬られていたことが判明した。

副葬品は棺の内外から検出されているが，棺内からは遺物番号4056とした漆器の椀１個体をはじめ，遺物番号4057とした漆器の皿３枚以上が検出されている。棺外では棺の北側に遺物番号4055とした漆器の三足盤がたてかけてあった。

この木棺墓については，上記した漆器の椀の型式から14世紀前半に埋葬されたことが考えられる。被葬者の性格については不明だが，木棺の規模や頭蓋骨の大きさを勘案するに成人とみられる。

木棺墓　ＳＺ０４

上記の木棺墓ＳＺ０３よりも10mほど東に位置する木棺墓であるが，こちらは周囲にＵの字形の周溝が検出されている。後世の削平があったため上部構造などは不明であるが，縦2.4m，横１m，現状での深さ0.5mを呈する方形の墓坑をつくり，底面を平坦に仕上げたうえで木棺を安置していたことが判明している。

木棺の構造は，上記したＳＺ０３のものとはやや異質なものとなっている。まず，床板については長さ1.5m，横10cm，厚さ１cm程度の細長い板を並べるという構造を呈し，全体的には縦1.5m，横0.45mという規格に仕上げられている。蓋板は床板と同様の規格を呈する細長い板を７枚組み合わせたものとなっているが，こちらは２箇所に横板を組み合わた構造となっている。横板や小口は１枚板で作られているが，その高さは僅か15cm程度しかなく，特に釘打ちなどはされていない。

被葬者はすでに上にかえっていたが，棺内からは遺物番号4057と同型式とみられる漆器の皿２枚分が検出された。また，棺外においては木棺からみて東側の位置に刀剣１口が副葬されていた。被葬者の性格については，刀剣が副葬されていたことから武士の可能性を検討したい。木棺の全長からは成人が埋葬されている可能性もあるが，木棺の側板が15cm程度しかないことから，埋葬施設の構造については更なる検討を要するものと思われる。

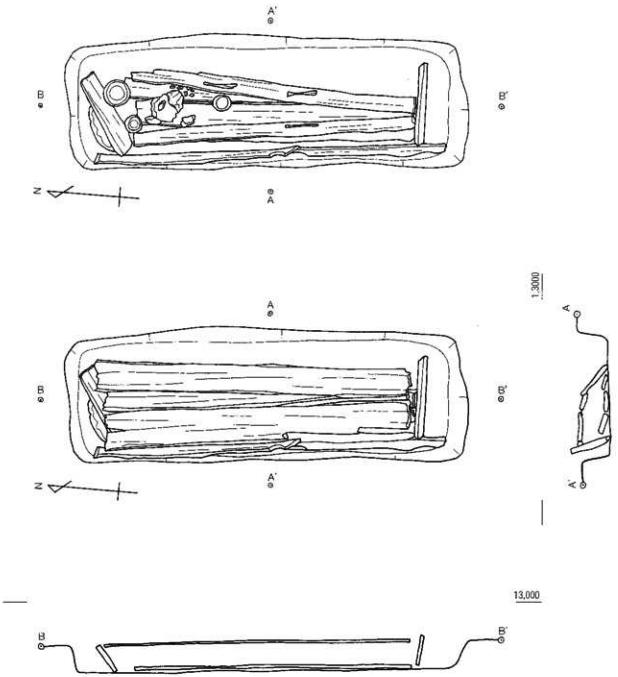

図20. 木棺墓ＳＺ０３・遺構概観図　（縮尺1/100　単位：m）

木棺墓の副葬品――漆器皿（図22－4057）

木棺墓ＳＺ０３から３枚以上，ＳＺ０４からは２枚分の漆器の皿が検出されている。双方とも損傷がはげしく，多くは実測さえも儘ならない状態であったが，検出時の状況から判断するに，これらは同様な形状を呈するものであったと思われる。

保存状態が良好であったＳＺ０３出土の遺物番号4057については，口径９cm，器高1.2cm，最大器厚は0.4cmという規格を呈し，底部は平底につくられていた。基本的に器面には黒色の漆が塗られているものの，外面の底部には漆は塗られていなかった。ちなみに，両墓からは同様なものが出土していることから，これらの被葬者は何

らかの共通項を有していたのではないかと思われる。

木棺墓の副葬品――漆器椀（図22－4056）

木棺墓ＳＺ０３から出土したもので、口径14.8cm，器高５cm，最大器厚は0.6cmという規格を呈する。底部には小さな高台がつき、また、その全面に黒色の漆が塗られている。その形状から14世紀前半代のものと思われる。

木棺墓の副葬品――三足盤（図22－4055）

木棺墓ＳＺ０３において棺外副葬されていたものである。口径38cm，器高6.6cm，最大器厚は３cmという規格を呈する。僅かながらも口縁部を有しており、また、残存する脚部の位置関係からは三脚を呈していたものと思われる。

内面の全面と底外面の縁側には黒色の漆が塗られているが、この技法は上記の漆器皿とも共通する。また、同心円状の加工痕が残存していることから、その製作にあたっては轆轤引きがなされたものと思われる。

木棺墓の副葬品　・刀剣（図22）

木棺墓ＳＺ０４において棺外副葬されていたものである。木棺の東側において刀身を鞘におさめた状態で安置されていた。刀身を鞘におさめた状態での全長は92.2cm，幅は3.5cmをはかる。刀身は鉄製で、全長85.4cm，幅2.2cmという規格を呈する。

刀身における反りの中心はほぼ中央部にきている。切先の型式や刀身の棟については腐食のため不明確である。茎は振り袖形になるものと思われる。検出時において既に著しいまでに腐食がすすんでいたため、刃文や茎の鑢目，あるいは彫物などは一切確認されなかった。また、Ｘ線撮影を行って銘の有無なども検討したが、特にそうしたものは見受けられなかった。

鍔についても刀身と同様に鉄製である。腐食のため型式は不明確であるが、楕円形を呈することから堅丸形になるのではないかと思われる。また、鞘については木製で、特に装飾はされておらず、全面にわたって黒色の漆が塗られているのみである。

まとめ

中保Ｂ遺跡における中世の概要を記載した。出土遺物の年代幅から勘案すると、当遺跡内における中世の営みは、概ね11世紀末から15世紀代までの長期間の年代幅が考慮されてくる。

調査区から検出された遺構は断片的なものが多く、古代のように明確にその様相をつたえるものがない。また、出土遺物も多くはなかったため、必ずしも当遺跡における中世の様相を明確に語ることはできない。しかしながら、調査区のほぼ全面的にわたって区画溝が検出されたことからは、中世においては古代とは異なる施策によって土地が管理されていたことが窺われよう。また、木棺墓の検出状況を勘案するに、当地においては墓苑が形成されていたわけでもなく、また、数棟の建物が点在するような状況にあったものと思われる。

なお、この遺跡における中世の歴史的性格をひもとくに際しては、調査区外にひろがる様相にも留意する必要があるのではないかという意見がある。ちなみに、当該期における当遺跡周辺では「福田庄」や「五位庄」といった中世の荘園が営まれていた可能性があるが、その対応については、周辺地域の発掘調査の進展などにも注意しながら、慎重に考えていきたいと考える次第である。

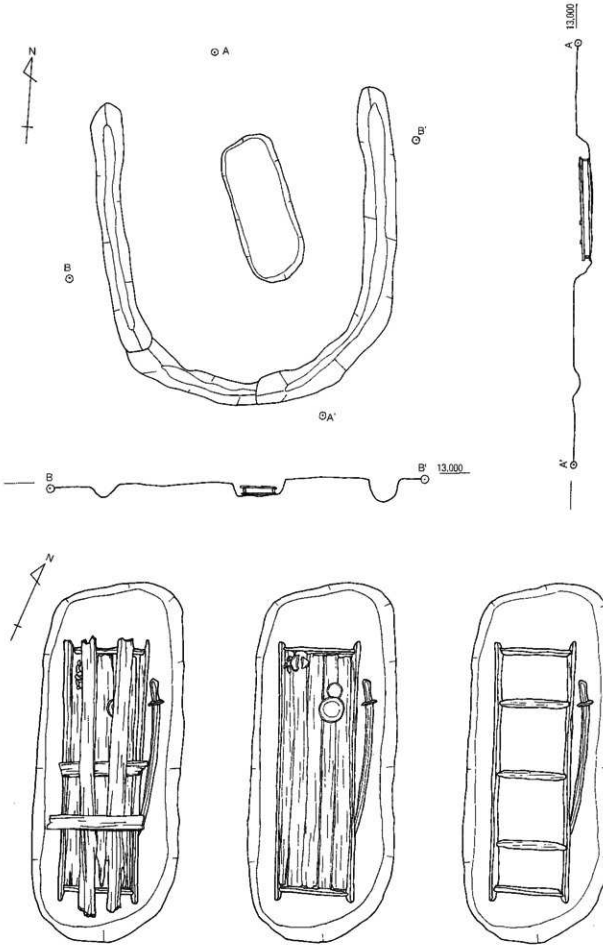

図21. 木棺墓ＳＺ０４・遺構概観図 （縮尺：上段1/100，下段1/50　単位：m）

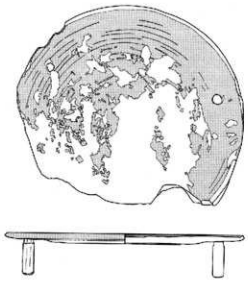

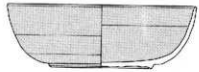

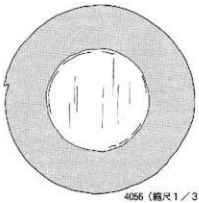

4056（縮尺1／3）

4055（縮尺1/6）

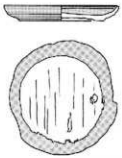

4057（縮尺1／3）

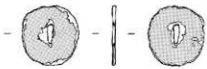

5025（縮尺1／6）

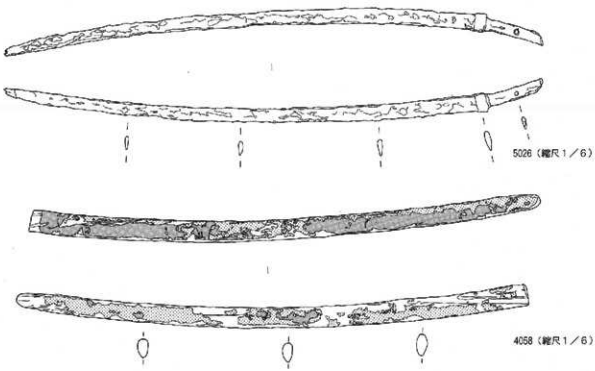

5026（縮尺1／6）

4058（縮尺1／6）

図22．木棺墓の副葬品　ＳＺ０３出土（4055，4056，4057）　ＳＺ０４出土（5025，5026，4058）

古　墳　時　代

中保B遺跡では古墳時代の遺物も出土している。これらについては水路ＳＤ０１の最下層から顕著に出土する傾向にあり、表土層などからは殆ど出土することがなかった。（以下、特に断らないものについては同遺構の同土層から出土したものとする。）また、竪穴住居をはじめとする当該期の遺構も現状では検出されてはいず、当遺跡にあっては専ら遺物ばかりが出土してくる傾向にあった。

図面246 から248においては、このうちの一部を掲載した次第である。個々の遺物について詳細な記述を加えるだけの紙数的余裕はないが、以下では幾つかの個体にしぼってその概略を述べていくこととしたい。

土師器・小型丸底土器（図面246－2216他，2220他）

調査区内の各地から数個体が出土している。遺物番号2216は口縁部を欠くものの、それよりも下位の部分はほぼ完存している。外面は全面的に赤彩が施されている他、胴部の中央部分には直径３㎜程度の孔が穿たれている。内外面ともに最終的にはナデによって調整されているが、外面の一部にはミガキを施した痕跡が残存している。

遺物番号2220については、上記と同様に口縁部を欠き、また、内外面ともにナデによって最終的な調整がなされているが、こちらについては特に赤彩や孔などは施されてはいない。

土師器・鉢（図面246－2218他）

調査区内の各地から土師器の鉢が出土している。遺物番号2218は約半個体分を欠損しているが、内外面ともにナデによって最終的な調整がなされている。遺物番号2226及び2227については古墳時代後期の鉢である。両者とも最終的な調整はナデであるが、2226については叩目などが若干残存している。また、2227については底部が厚くつくられている。

土師器・甕（図面246－2225，2228他）

他の器種と同様、当遺跡からは古墳時代の土師器の壺も数個体分が検出されている。遺物番号2225は有段口縁を呈する大型の甕である。胴部を欠いているが、ナデによって最終的な調整がなされていたことが確認される。

遺物番号2228としたものは、球形の胴部とやや外反ぎみの底部を有するものである。頸部から上位を欠いているが、内面はナデによって最終的な調整がされ、外面は成形時のハケメが残存している。

土師器・高杯（図面247－2229他）

調査区内の各地から数個体の高杯が出土している。図面247 ではそのうち残存状況の良好なものを図示した次第である。遺物番号2229は杯部のみを残存させるものであるが、杯底部には明瞭な稜がつくられている。全面的にナデによる最終的な調整がなされている。

土師器・器台（図面247－2231他）

調査区内の各地から数個体分の器台が出土している。図面247 に図示したもののうちの遺物番号2231は完形に近い残存率を呈するものであり、外面と器受部、すなわち人の目に触れるところには赤彩が施されている。また、外面は全面的にミガキによって調整され、受部と脚部の内面はナデによって最終的な調整がなされている。

なお、当遺跡からは、遺物番号2233や2234などのような高杯とも器台とも判断のつけがたいものも出土している。前者については内外面ともにナデによる調整がなされている。後者についてはミガキ調整の後に内外面ともに赤彩が施されている。

土師器・甑（図面247－2230，図面248－2240他）

当遺跡における古墳時代の土師器のうち、最も多くの出土量をほこるのがこの甑である。接合状況が良好ではなかったため、実測図を提示できるものは少ないが、遺物番号2238としたものは唯一完形に近い残存率を呈するものである。口縁部は外反し、胴部はやや長めのつくりとなっている。内面はナデによって最終的な調整がなされており、外面にはハケメが施されている。胴部には煮炊きに使用した際のものとみられる煤が付着している。

遺物番号2239についても比較的多くの部分が残存しているが、遺存状態が悪かったため調整法などは判然としていない。上記した遺物番号2238とは違い、口縁部は外反せず、やや直立ぎみの「く」の字形を呈する。遺物番号2230から2237までに図示した甑については、接合が僅ならなかったため口縁部のみが把握されたものである。

それぞれには細かな型式差や他地域の影響を窺わせるところもみられるが、口縁部が「く」の字形に屈曲するなどの共通点がある。遺物番号2247と2248については擬凹線を有する有段口縁の変である。双方とも頸部から下の部分を欠いており、場合によっては底になる可能性もある。また、遺物番号2240から2244などについても有段口縁を呈するものであるが、これらについては擬凹線をもたずにナデによって調整されている。

遺物番号2245や2249については、口唇部先端をつまみあげて狭い口縁帯を形成するものである。口縁部においてはナデによって調整されているが、それよりも下位の部分の調整法については磨耗のため不明である。

鋤先形祭祀用具（図面248－4053）

古代における東側建物群に西接する水路の最下層から出土したものである。一部を欠損しているが、全長43.2cm，推定される最大幅約20cm，厚さ1.8cmという規格を有する。外見上からは鋤を想起させるが、杉材を使用していることをはじめ、中央部分には円形の窓が穿たれ、さらには柄の部分が直径2cm程度の円形を呈するにすぎないことなどから、概して実用のものではなく、祭祀的な用途を考慮できるのではないかと思われる。

横槌（図面248－4054）

水路ＳＤ０１の最下層から検出された木製の横槌である。構造的には、本体部分と柄の部分とを個別につくり、両者を組み合わせるものとなっている。柄の形状については、本体部分から離脱しないように片側をやや太めに成形している。比較的長期に及ぶ使用のためか、表面は滑らかになっている。一方の本体部分については、左右対象に成形するよう試みた形跡が窺われるものの、加工痕が明確に残るなど、全体的に成形は荒い傾向にあるなど、柄の部分とは相違するところがある。

比較的硬質な素材であるイヌガヤを使用している他、本体の底部には小石がくい込んでいることなどから、実用的な用途をもっていたのではないかと思われる。

縄　文　時　代

中保Ｂ遺跡からは、井口式の深鉢や打製石斧などといった縄文時代の遺物も検出されている。前者については、土坑ＳＫ０２や水路ＳＤ０１の第４層などから出土したものであるが、この遺物が出土したことをめぐっては、高岡市石塚遺跡の出土例と並び、現行では佐野台地上における最古の様相を確認したことを意味する。

いまのところ、これらに伴う竪穴住居などは検出されていないため、当地に縄文時代の集落が所在していたとは断言できないが、当遺跡の周辺には、縄文時代晩期の高田新遺跡や駒形遺跡などが所在しているため、将来的に周辺の発掘調査がすすむにつれて、この周辺をとりまく縄文時代の様相なども把握されてくるものと期待する次第である。

土坑　ＳＫ０２

第２次調査区内の北側に位置する土坑である。長径2.7m，短径1.7m，深さ18cmの規模を有する。古代の整地層の下位から確認されたものであったため、本址については、この整地層を造成する際に上部を削平されてしまったものであり、覆土内に包含されていた遺物も、このときに多くが散在したものと思われる。

縄文土器・深鉢

上述した土坑ＳＫ０２から出土した井口式の深鉢である。この土器については口縁部から胴下半部までが検出されていることから、往時においては完形に近い状態でＳＫ０２に埋没していた可能性もあろうかと思われる。

打製石斧

第２次調査区における古代の表土層からは、２点の打製石斧が出土している。遺物番号5025としたものは全長13.5cm，最大幅9.1cm，厚さ2.1cmの規格を呈し、5027は全長23.1cm，幅8.2cm，厚さ3.9cmを呈する大型の石斧である。前者は砂岩製であり、後者は花崗岩でつくられている。

磨製石斧

第２次調査区の水路の最下層からは、１点だけではあるが蛇文岩製の磨製石斧が出土している。破損により先端部を残存させるのみである。残存する範囲では全長7.8cm，最大幅5.7cm，厚さ2.6cmを呈する。

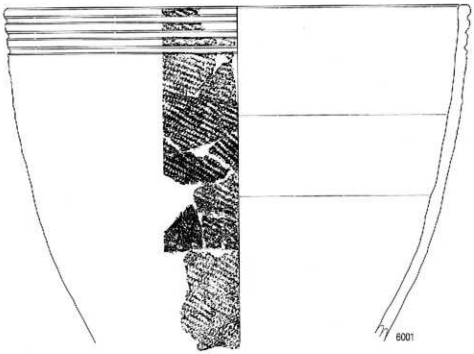

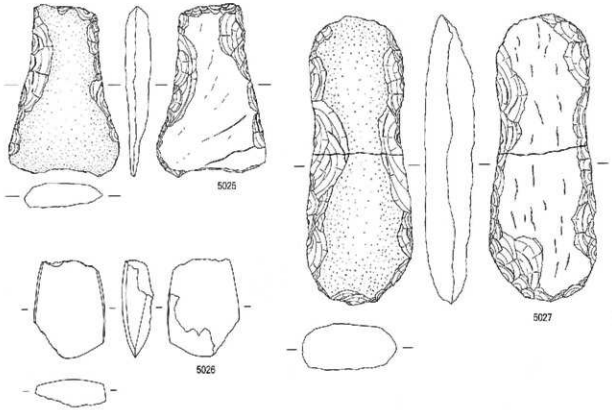

図23. 中保B遺跡出土の縄文土器及び石斧　(縮尺1/3)

参 考 文 献

阿部義平　「銙帯と官位制について」「東北考古学の諸問題」　1976
阿部義平　「豪族居館と邸宅」『季刊考古学36　特集古代の豪族居館』雄山閣　1991
荒井隆・岡田一広　「東木津遺跡」『木簡研究』21 木簡学会　1999他
安楽勉　「倭人伝の道――対馬・一支国の港と道――」『考古学ジャーナル』434　1998
石川県埋蔵文化財センター　『金沢市　戸水C遺跡・戸水C古墳群（9次・10次）遺跡』　2000
石川考古学研究会・北陸古代土器研究会　『シンポジウム北陸古代土器研究の現状と課題』橋本確文堂　1988
宇野隆夫　『律令社会の古代学研究――北陸を舞台として――』桂書房　1991
宇野隆夫　「古代荘園図研究と考古学」『日本古代荘園図』東京大学出版会　1996
大平聡　「古代史からみた豪族居館」『季刊考古学36　特集古代の豪族居館』雄山閣　1991
岡本淳一郎・三島道子・町田賢一・上田尚美
「佐野台地における古墳出現期の土器について」『富山考古学研究』紀要第2号　1999
橿原考古学博物館編　『シンポジウム　弥生人の四季』六興出版　1987
角川書店　『日本地名大辞典16　富山』　1978
金沢市埋蔵文化財センター　『上荒屋遺跡』　1999他
木倉豊信　「東大寺墾田地を主としたる呉西地区の古代地理（上）」『富山教育』280　1936
木倉豊信　「東大寺墾田地を主としたる呉西地区の古代地理（中）」『富山教育』287　1937
鬼頭清明　「郷・ムラ・集落」『国立歴史民族博物館研究報告22――共同研究・古代の集落――』　1989
木下良編　『古代を考える　古代道路』　吉川弘文館　1996
木本秀樹　「『宮倉納穀交替記』をめぐる二・三の問題」『日本海地域史研究』5　1984
久々忠義　「中世の船着場　福光町梅原安丸V遺跡」『埋文とやま』57　1997
正和勝之助　『越中伏木港と海商百家』桂書房　1995
鈴木景二　「越中における古代荘園図研究の動向」『富山史壇』129　1999
珠洲市立珠洲焼資料館　『珠洲の名陶』　1989
高岡市　『高岡市史　上巻』青林書院新社　1959
高岡市教育委員会　「石塚遺跡」『高岡市埋蔵文化財調査概報』　1982
高岡市教育委員会　「荒見崎遺跡」『高岡市埋蔵文化財調査概報』　1983
高岡市教育委員会　「利賀野遺跡」『高岡市埋蔵文化財調査概報』　1983
高岡市教育委員会　『石塚遺跡発掘調査概報Ⅰ』　1986他
高岡市教育委員会　『美野下遺跡発掘調査概報』　1987
高岡市教育委員会　『高岡市埋蔵文化財分布調査概報』Ⅱ
――下関地区・南条地区北西部の遺跡分布調査――　1991
高岡市教育委員会　『高岡市埋蔵文化財分布調査概報』Ⅲ　――南条地区南東部の遺跡分布調査――　1991
高岡市教育委員会　「下佐野遺跡　横田地区」『市内遺跡調査概報』Ⅱ　1993
高岡市教育委員会　『石塚遺跡群調査概報』Ⅲ　1995
高岡市教育委員会　『石塚遺跡群調査概報（旭建設地区）』Ⅳ　1996
高岡市教育委員会　『石塚遺跡群調査概報（日本海ホーム地区）』Ⅳ　1996
高岡市教育委員会　「石塚遺跡　老子地区」『市内遺跡調査概報』Ⅳ　1996
高岡市教育委員会　『市内遺跡調査概報Ⅴ』　1997
高岡市教育委員会　「石塚遺跡　正和地区」『市内遺跡調査概報』Ⅴ　1997
高岡市教育委員会　「下佐野遺跡　さのクリニック地区」『市内遺跡調査概報』Ⅴ　1997
高岡市教育委員会　「東木津遺跡　香翔地区」『市内遺跡調査概報』Ⅴ　1997
高岡市教育委員会　「石塚遺跡　白石地区」『市内遺跡調査概報』Ⅷ　1998
高岡市教育委員会　「東木津遺跡　丹羽地区」『市内遺跡調査概報』Ⅷ　1998
高岡市教育委員会　『石塚遺跡群調査概報』Ⅴ　1999
高岡市教育委員会　「石塚遺跡　福島地区」『市内遺跡調査概報』Ⅸ　1999
高岡市教育委員会　「下佐野遺跡　新田地区」『市内遺跡調査概報』Ⅸ　1999
高岡市教育委員会　「東木津遺跡　月安地区」『市内遺跡調査概報』Ⅸ　1999
高岡市教育委員会　『高岡市遺跡地図』　2000
高岡市教育委員会　『戸出古戸出遺跡発掘調査概報』　2000
高岡市教育委員会　『市内遺跡調査概報ⅩⅠ』　2001
高岡市教育委員会　「東木津遺跡（山崎地区）」『市内遺跡調査概報ⅩⅠ』　2001
高岡市教育委員会　『東木津遺跡調査報告』　2002
高岡市教育委員会　「東木津遺跡（堀井地区，セーブオン地区，
チックタック地区）」『市内遺跡調査概報』Ⅹ　2000
高岡市教育委員会　「東木津遺跡　丹羽地区」『市内遺跡調査概報』ⅩⅠ　2001
高岡市教育委員会　「石塚江之戸遺跡」『市内遺跡調査概報』ⅩⅡ　2002
舘野和己　『日本古代の交通と社会』塙書房　1998
中世土器研究会編　『概説　中世の土器・陶磁器』真陽社　1995
富山県教育委員会　『富山県史　史料編Ⅰ　古代』　1970
富山県教育委員会　『富山県埋蔵文化財包蔵地図』　1993
奈良国立文化財研究所　『木器集成図録　近畿古代編』　1995
西井龍儀　「御亭角遺跡出土の瓦について――御亭角廃寺を中心に――」
『富山県小杉町・大門町小杉流通団地内遺跡群第5次緊急発掘調査概報』富山県教育委員会　1985
根津明義　「中保B遺跡」　『大境』21，22 合併号　2000
根津明義　「（富山）県西部における古代交通研究について」『大境』21，22合併号　2000
福岡町教育委員会　『石名田木舟遺跡』　1995
藤井一二　『古代日本の四季ごよみ――旧暦にみる生活カレンダー』中公新書　1997
堀沢祐一　「越中国の律令祭祀と官衙遺跡」『フォーラム古代北陸の
国と郡の成り立ち』第2回「富山の奈良時代を探る」フォーラム資料　2001
松任市教育委員会　『東大寺領横江庄遺跡』　1983
松村恵司　「古代のムラを掘る」『考古学ゼミナール古代を発掘する』六興出版　1992
山口英男　「古代荘園図に描かれた道について」『古代交通研究』8　1998
山中敏史　『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房　1996
吉岡康暢　『日本海域の土器・陶磁〔古代編〕』六興出版　1989
吉岡康暢　『日本海域の土器・陶磁〔中世編〕』六興出版　1989
和島村教育委員会　『門新遺跡』　1995
和田一郎　「越中の東大寺墾田」『高岡市史　上巻』高岡市史編纂委員会編　1959

報告書抄録

書名	中保B遺跡 調査報告
副書名	中保土地区画整理組合による高岡市中保地内の区画整理事業に伴う調査
シリーズ名	高岡市埋蔵文化財調査報告
シリーズ番号	第8冊
編著者名	根津 明義
編集機関	高岡市教育委員会
所在地	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 TEL0766-20 1463
発行年月日	西暦2002年3月15日

所収遺跡	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
中保B遺跡	富山県高岡市中保地内	01602	202170	136°58′00″	36°43′10″	19960516～19991216	24,900m²	区画整備事業

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物
中保B遺跡	官衙，集落等	古代 中世 古墳時代 縄文後期	掘立柱建物 52棟 貯蔵穴2基 その他	土師器，須恵器，緑釉陶器，灰釉陶器， 木簡，墨書土器，暗文土器，赤彩土器 帯金具，石帯，木製品，その他

高岡市埋蔵文化財調査報告第8冊
中保B遺跡調査報告
発行者 高岡市教育委員会
富山県高岡市広小路7番50号
平成14年3月15日
印刷所 キクラ印刷株式会社
富山県高岡市福岡48-2

図面・図版

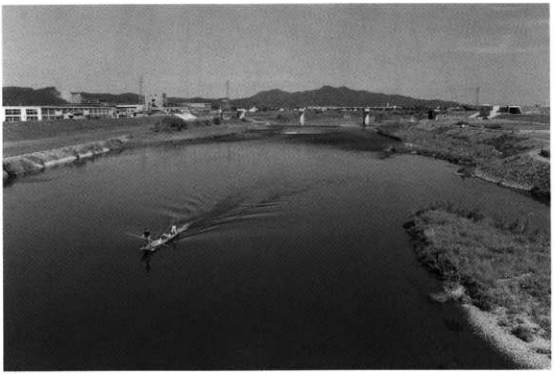

ある日の小矢部川の風景
後方の山は『万葉集』にも歌われた二上山。その東端には越中国府推定地がある。

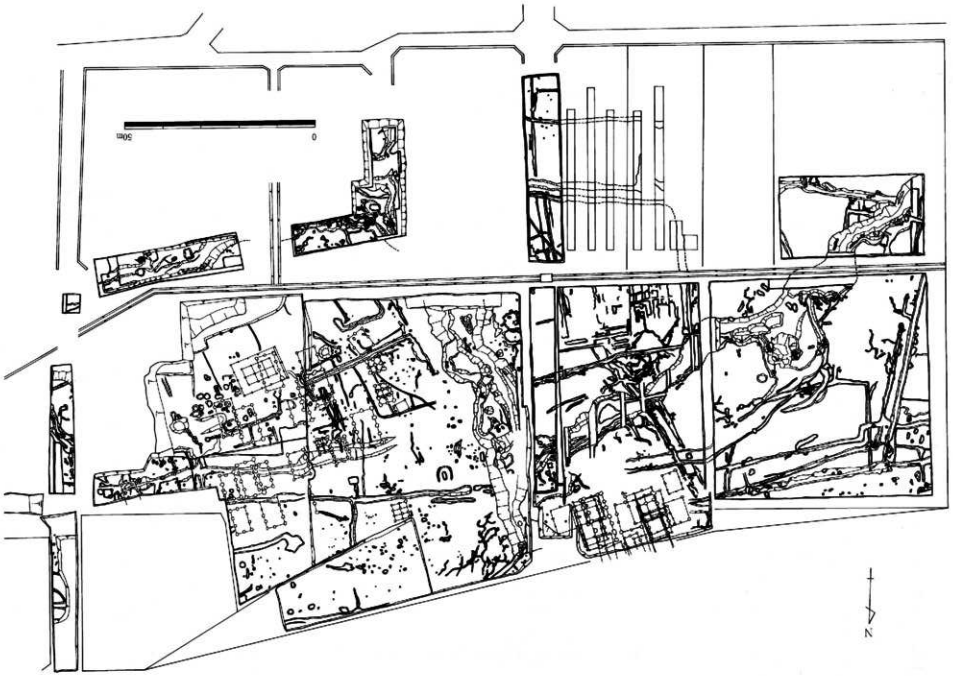

図版10　調査区全景図

図面一〇二　第二次調査区及び第八次調査・二区　全体図

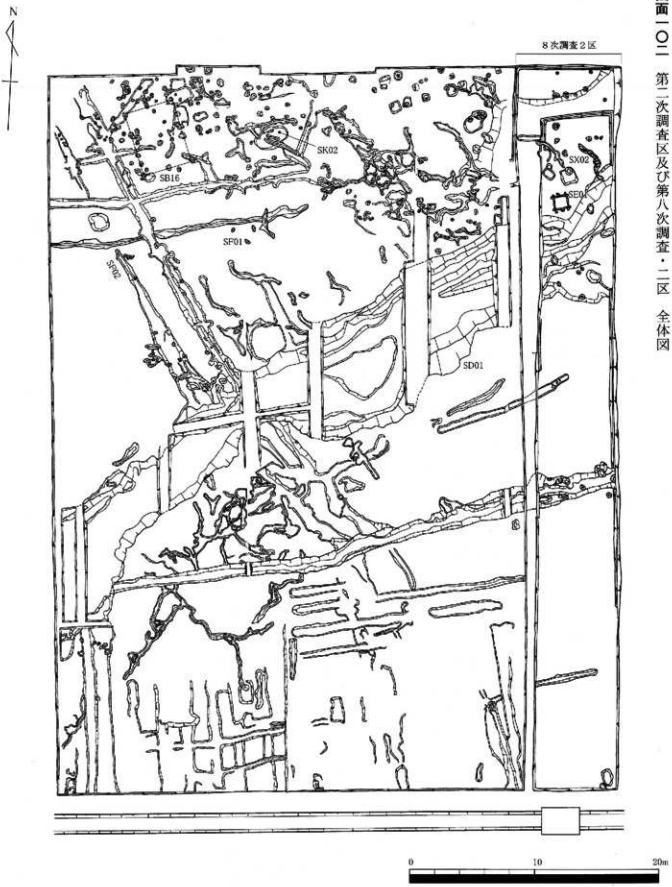

図面一〇三　第四次調査区　全体図

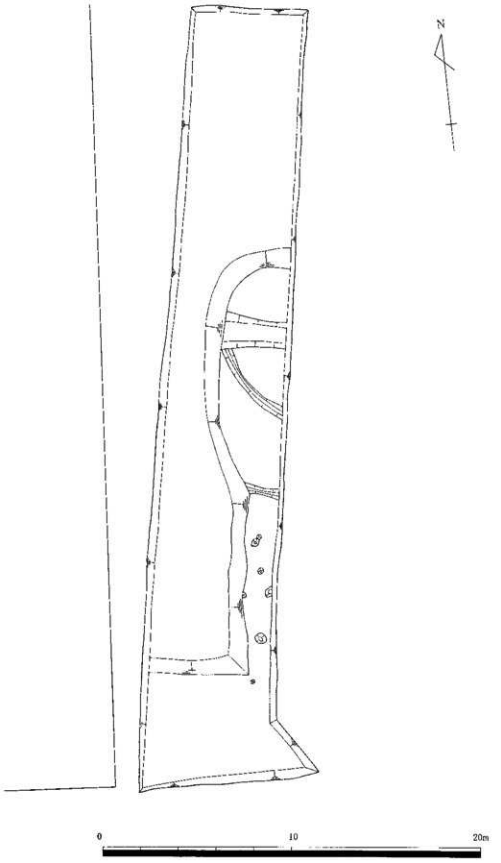

図面一〇四　第六次調査区及び七次調査区　全体図

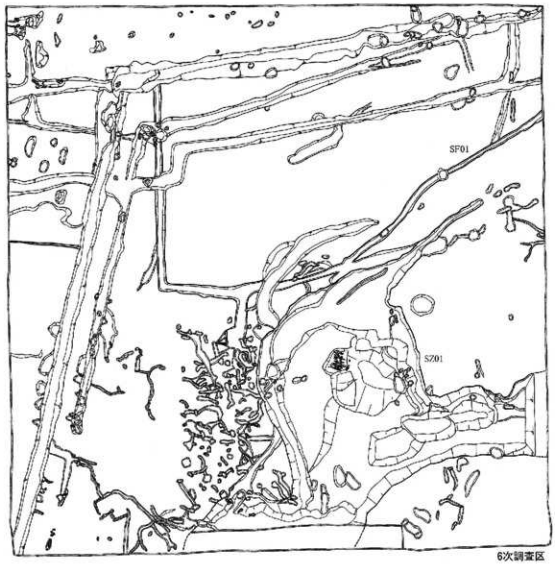

図面一〇五 第八次調査・一区，三区，四区　全体図

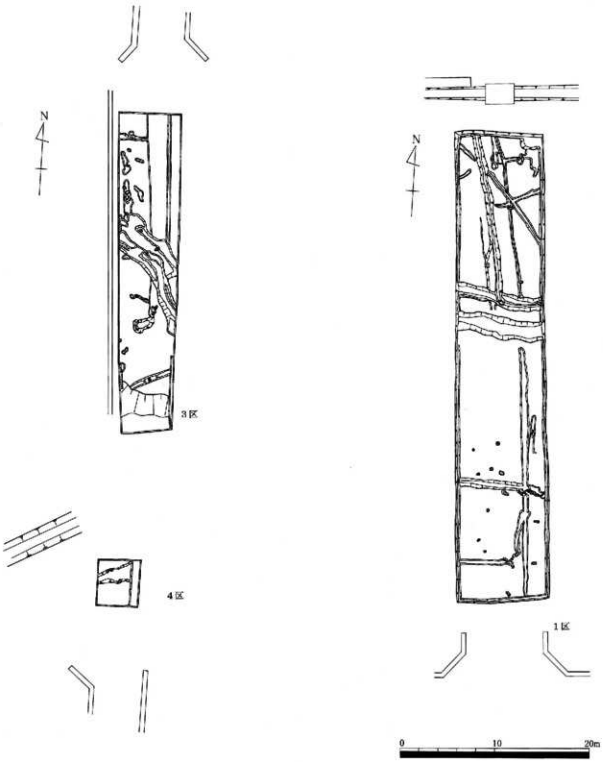

図面一〇六　第八次調査・五区、六区、七区　全体図

図面一〇七　第八次調査・八区　全体図

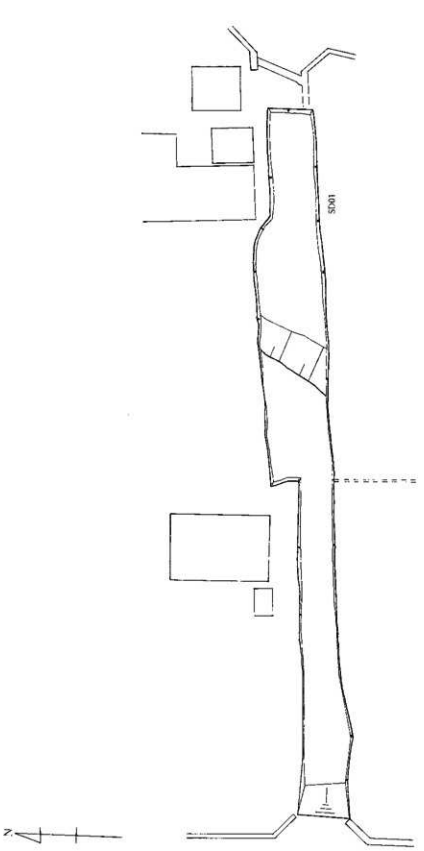

図面一〇八　第十一次調査区　全体図

図面一〇九　第九次調査区及び十三次調査区　全体図(1)

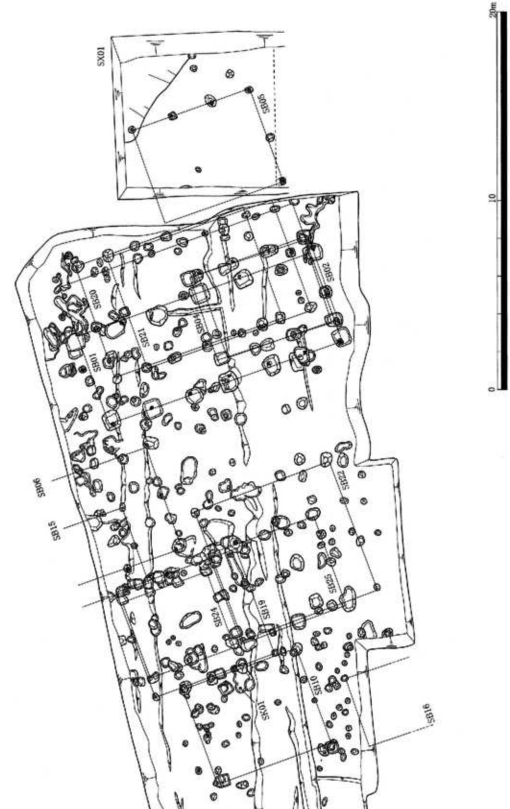

図面一一〇　第九次調査区及び十三次調査区　全体図(2)

図面一一一　第十二次調査区　全体図

図面111　第十四次調査区　全体図

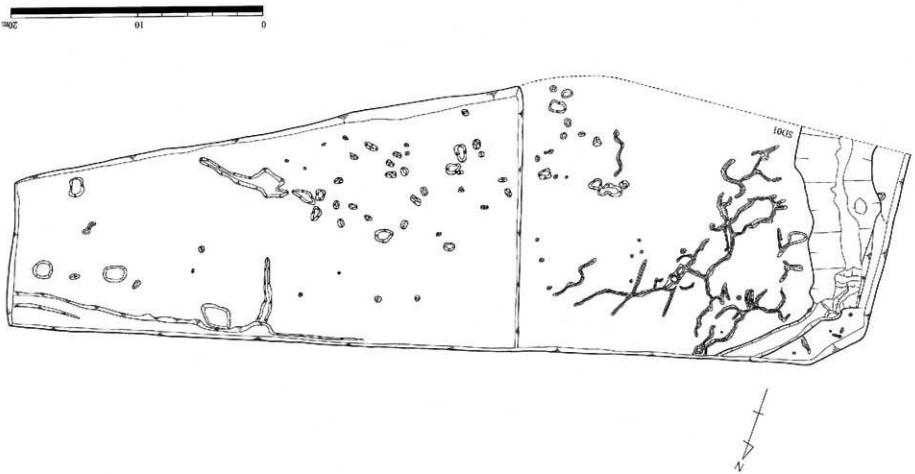

図面一一三　第十五次調査区　全体図

図面一一四　調査区全体図

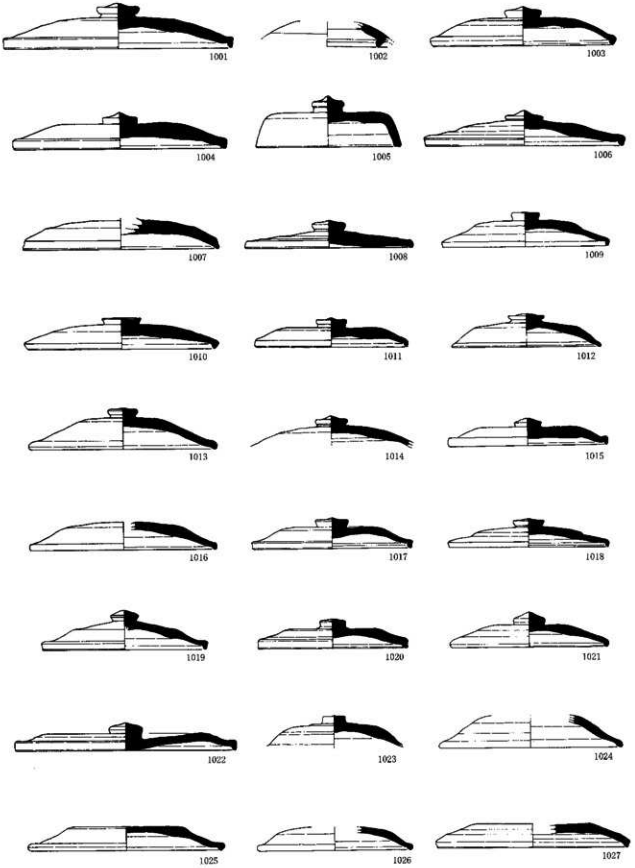
1001
1002
1003
1004
1005
1006
1007
1008
1009
1010
1011
1012
1013
1014
1015
1016
1017
1018
1019
1020
1021
1022
1023
1024
1025
1026
1027

須恵器・蓋

縮尺1／3

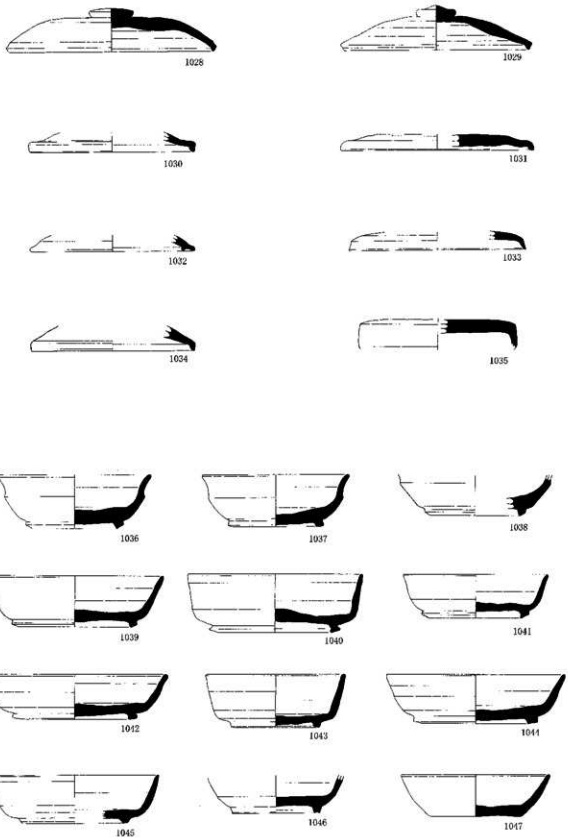
1028
1029
1030
1031
1032
1033
1034
1035
1036
1037
1038
1039
1040
1041
1042
1043
1044
1045
1046
1047

須恵器・蓋，杯類

縮尺1／3

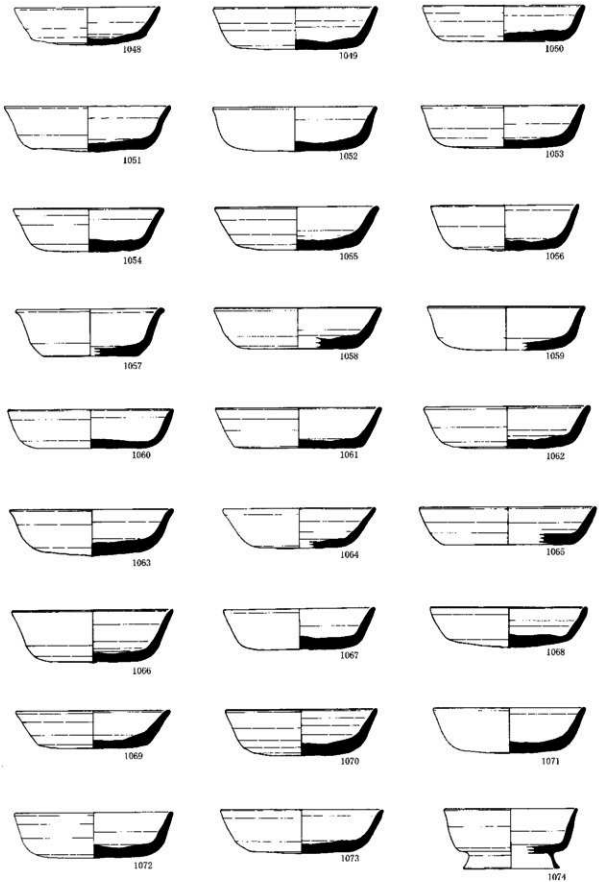
1048
1049
1050
1051
1052
1053
1054
1055
1056
1057
1058
1059
1060
1061
1062
1063
1064
1065
1066
1067
1068
1069
1070
1071
1072
1073
1074

須恵器・杯

縮尺1／3

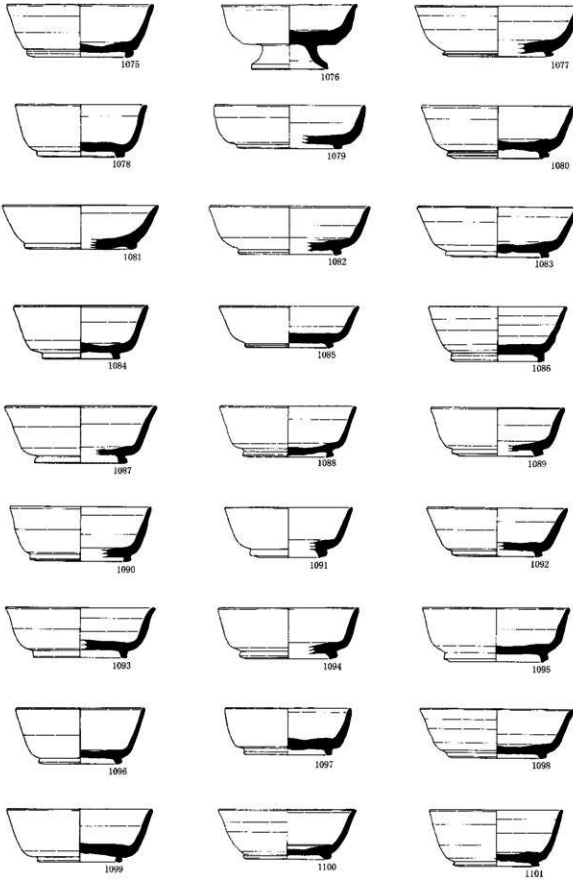
1075
1076
1077
1078
1079
1080
1081
1082
1083
1084
1085
1086
1087
1088
1089
1090
1091
1092
1093
1094
1095
1096
1097
1098
1099
1100
1101

須恵器・杯類

縮尺1／3

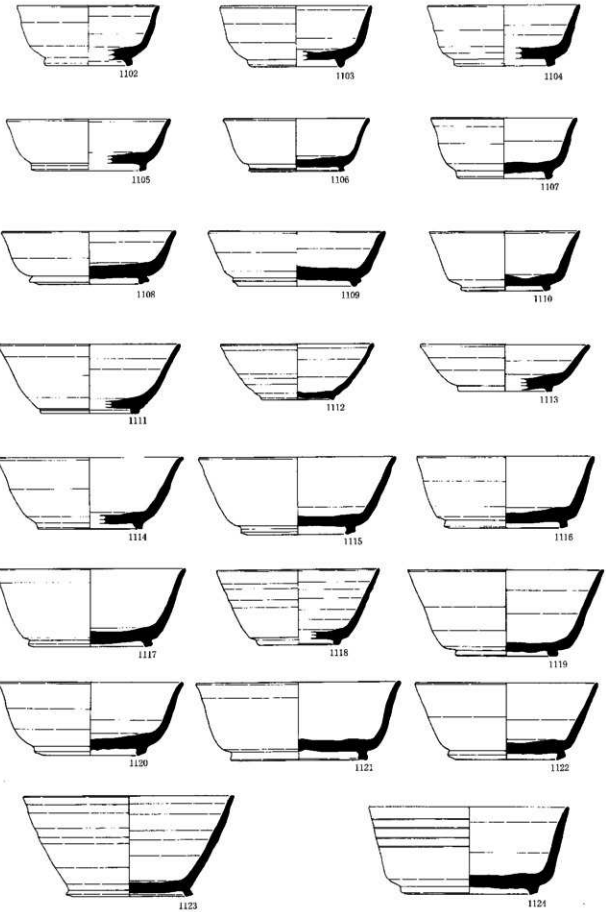
1102
1103
1104
1105
1106
1107
1108
1109
1110
1111
1112
1113
1114
1115
1116
1117
1118
1119
1120
1121
1122
1123
1124

須恵器・杯類

縮尺1／3

1125

1126

1127

1128

1129

1130

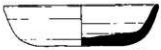
1131

1132

1133

1134

1135

1136

1137

1138

1139

1140

1141

1142

1143

1144

1145

1146

1147

1148

1149

1150

1151

須恵器・杯

縮尺1／3

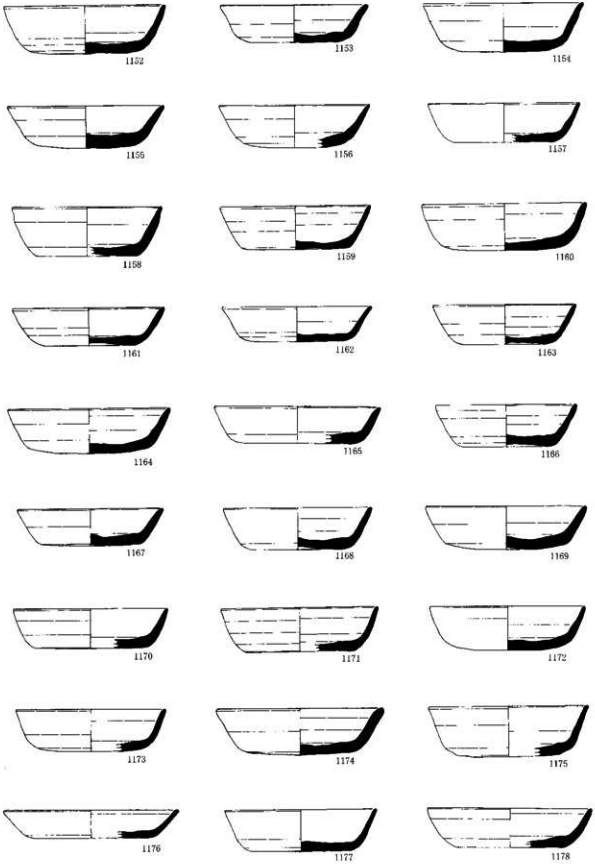
1152
1153
1154
1155
1156
1157
1158
1159
1160
1161
1162
1163
1164
1165
1166
1167
1168
1169
1170
1171
1172
1173
1174
1175
1176
1177
1178

須恵器・杯類

縮尺1／3

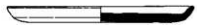

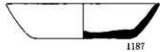

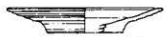

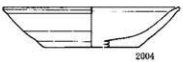

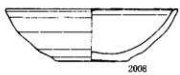

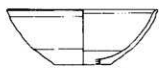

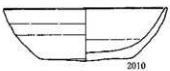

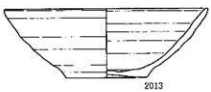

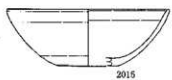

須恵器，土師器・杯類

縮尺1／3

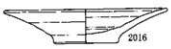
2016

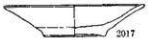
2017

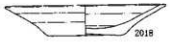
2018

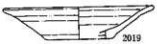
2019

2020

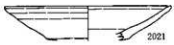
2021

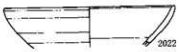
2022

2023

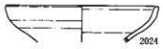
2024

2025

2026

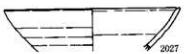
2027

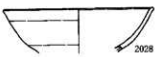
2028

2029

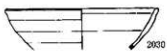
2030

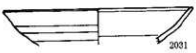
2031

2032

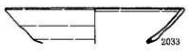
2033

2034

2035

2036

2037

2038

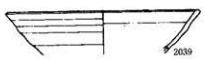
2039

2040

2041

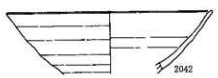
2042

土師器・杯類

縮尺1／3

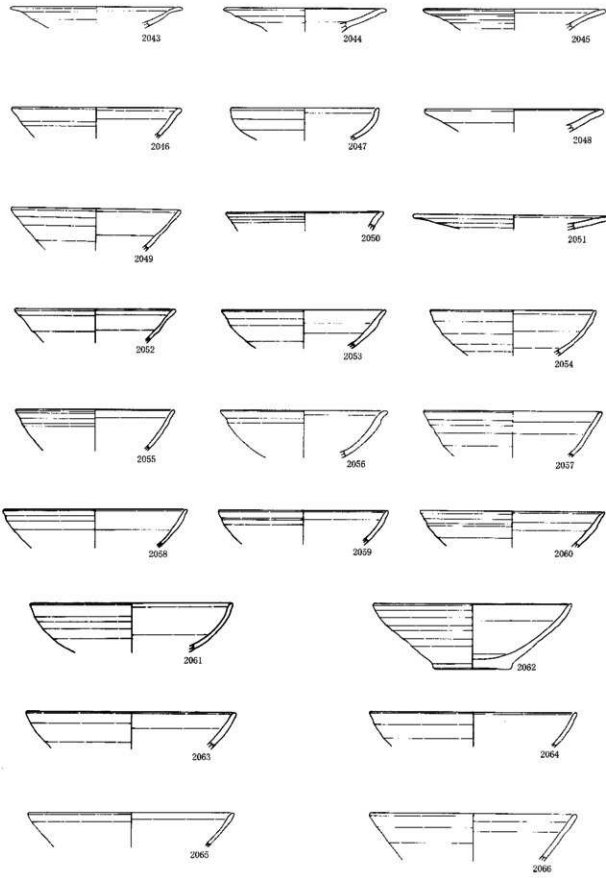
2043
2044
2045
2046
2047
2048
2049
2050
2051
2052
2053
2054
2055
2056
2057
2058
2059
2060
2061
2062
2063
2064
2065
2066

土師器・杯類

縮尺1／3

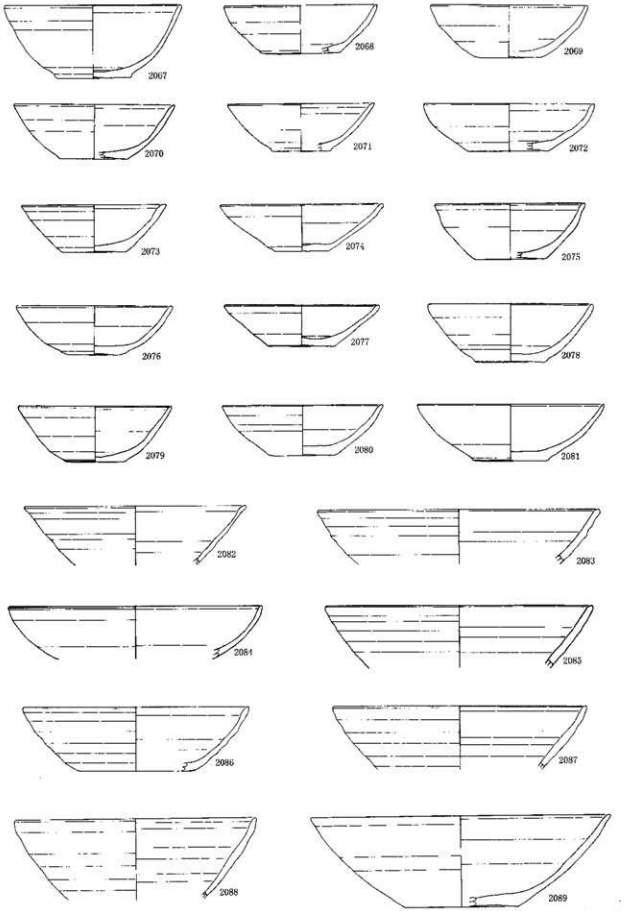
2067
2068
2069
2070
2071
2072
2073
2074
2075
2076
2077
2078
2079
2080
2081
2082
2083
2084
2085
2086
2087
2088
2089

土師器・杯類

縮尺1／3

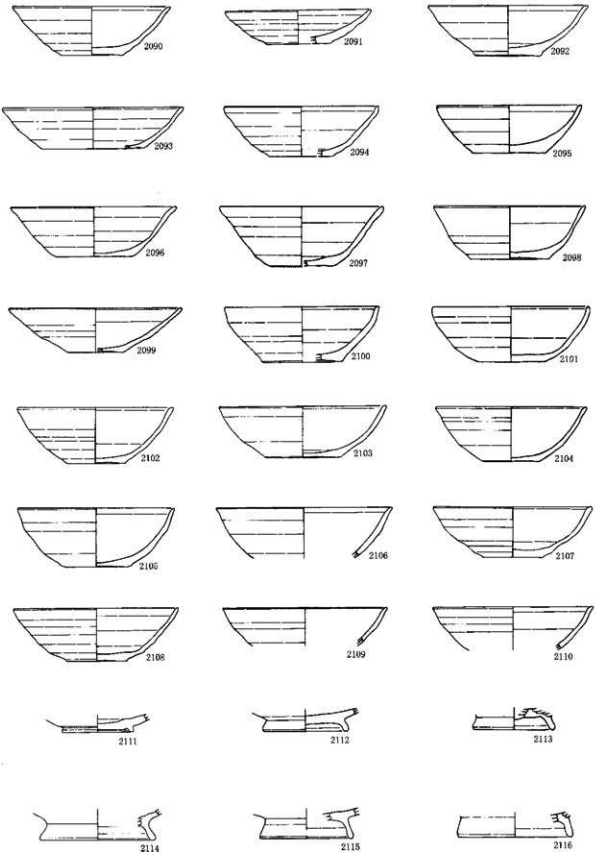
2090
2091
2092
2093
2094
2095
2096
2097
2098
2099
2100
2101
2102
2103
2104
2105
2106
2107
2108
2109
2110
2111
2112
2113
2114
2115
2116

土師器・杯類

縮尺1／3

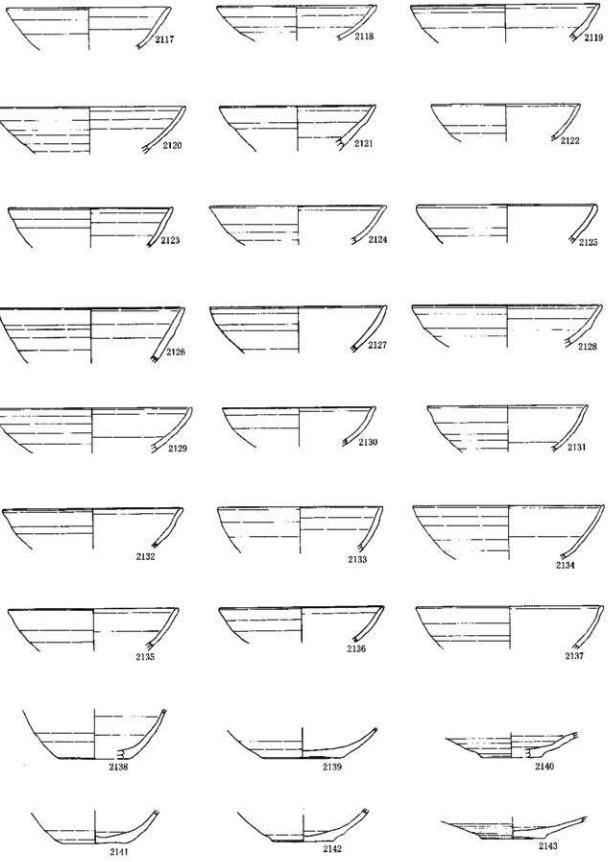
2117
2118
2119
2120
2121
2122
2123
2124
2125
2126
2127
2128
2129
2130
2131
2132
2133
2134
2135
2136
2137
2138
2139
2140
2141
2142
2143

土師器・杯類

縮尺1／3

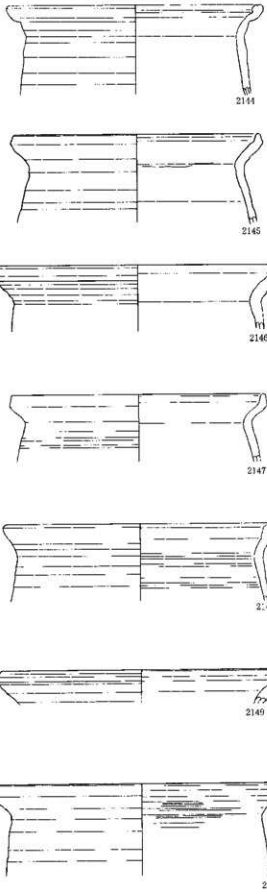
2144
2145
2146
2147
2148
2149
2150
2151
2152
2153
2154
2155
2156
2157
2158
2159

土師器・甕

縮尺1／3

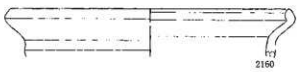
2160

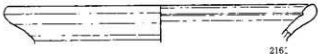
2161

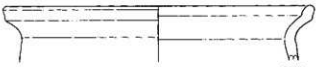
2162

2163

2164

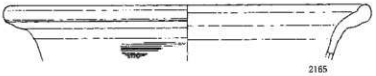
2165

2166

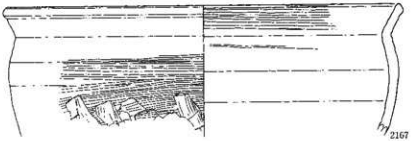
2167

2168

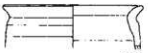
2169

2170

2171

2172

2173

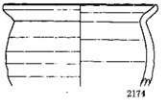
2174

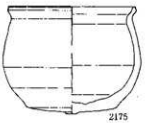
2175

土師器・壺，鉢

縮尺1／3

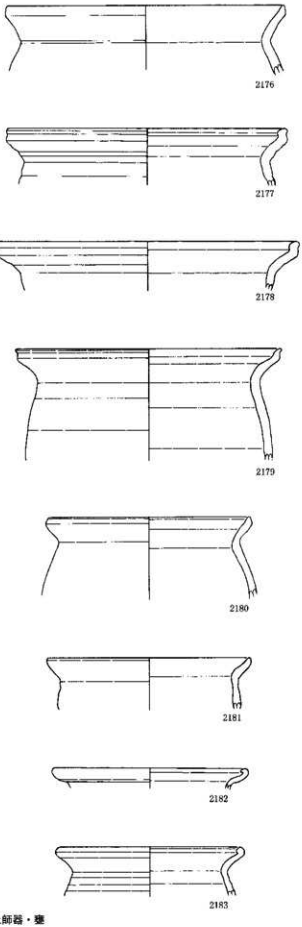
2176
2177
2178
2179
2180
2181
2182
2183
2184
2185
2186
2187
2188
2189
2190
2191
2192

土師器・甕

縮尺1／3

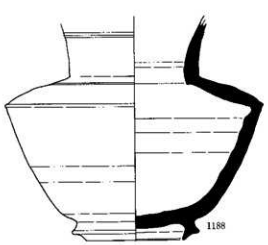

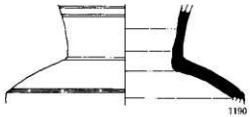

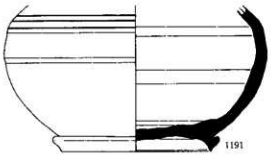

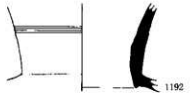

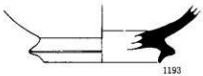

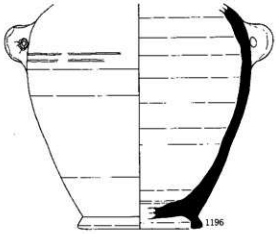

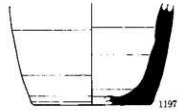

須恵器・壺

縮尺1／3

1199

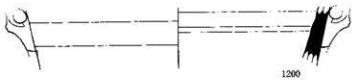
1200

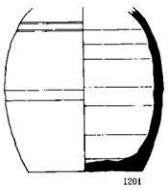
1201

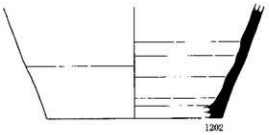
1202

1203

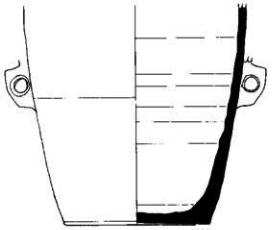
1204

1205

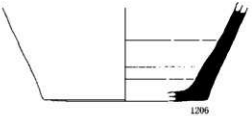
1206

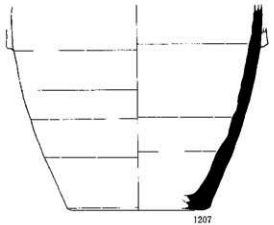
1207

須恵器・壺

縮尺1／3

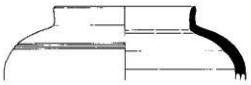
1208

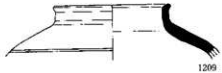
1209

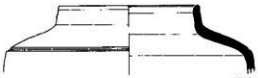
1210

1211

1212

1213

1214

1215

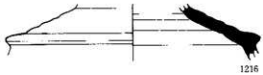
1216

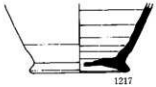
1217

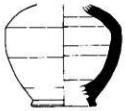
1218

1219

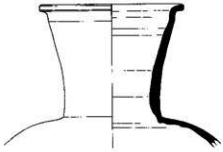
1220

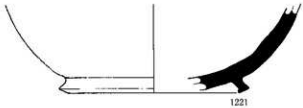
1221

須恵器・壺

縮尺1／3

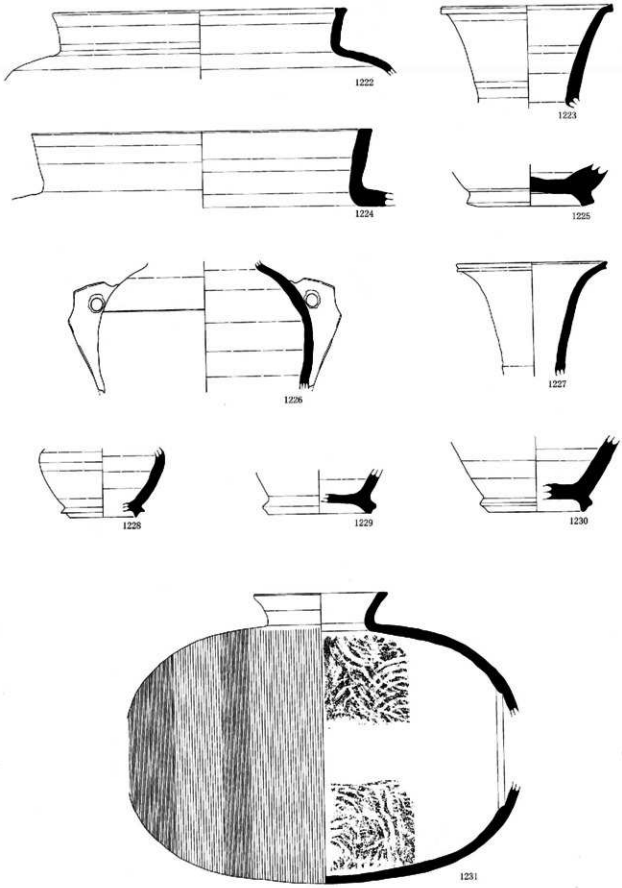

須恵器・壺，横瓶

縮尺1／3

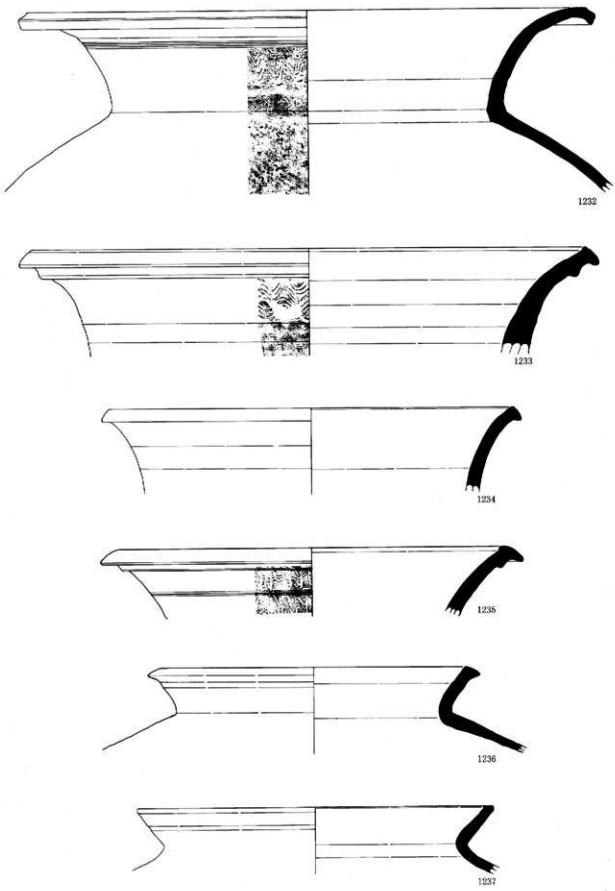

須恵器・大甕

縮尺1／3

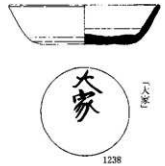
「大家」
1238

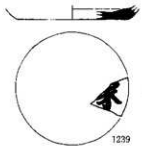
「口家」
1239

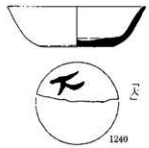
「大」
1240

「罪家」
1241

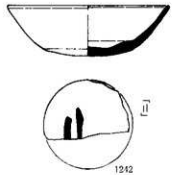
「山」
1242

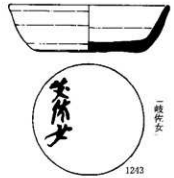
「姦作女」
1243

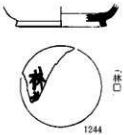
「林口」
1244

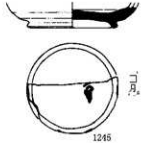
「月」
1245

「姦」
2193

「林苟」
1246

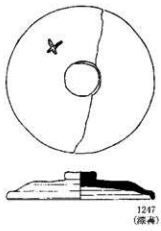
1247
(線書)

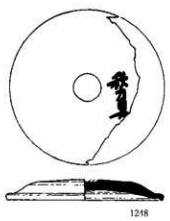
「執八口女」
1248

墨書土器，漆書

縮尺1／3

諸人
1249

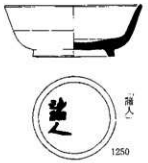
諸人
1250

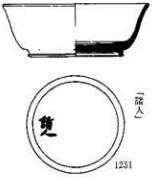
諸人
1251

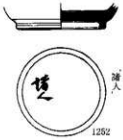
諸人
1252

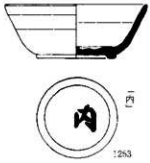
内
1253

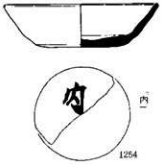
内
1254

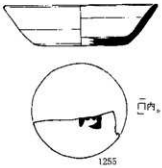
内。
1255

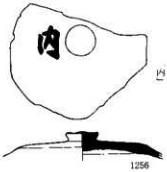
内
1256

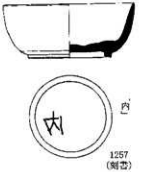
内
1257
(側面)

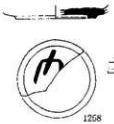
内。
1258

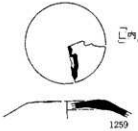
内。
1259

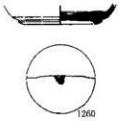
1260

図面二二四

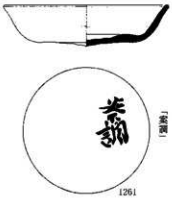
「案調」
1261

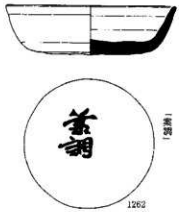
「案調」
1262

「案調」
1263

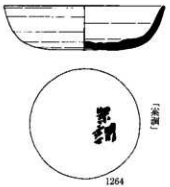
「案調」
1264

「案調」
1265

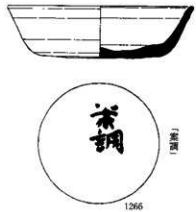
「案調」
1266

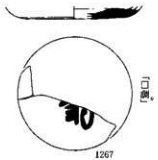
「□調」
1267

「案調」
1268

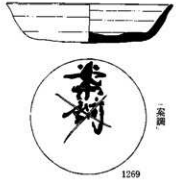
「案調」
1269

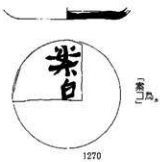
「案□」
1270

「案鳥」
1271

「案鳥」
1272

墨書土器

縮尺1／3

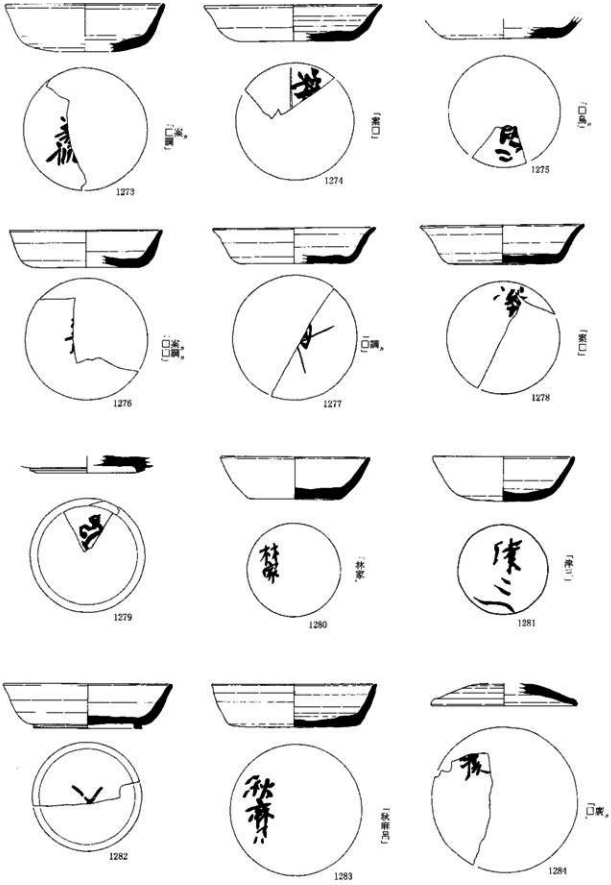

墨書土器

縮尺1／3

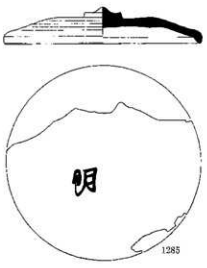

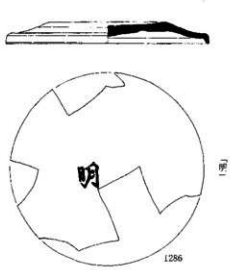

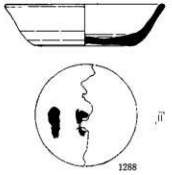

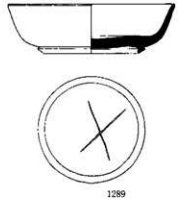

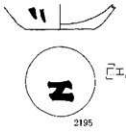

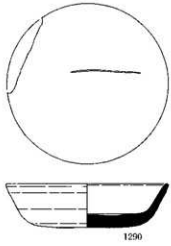

墨書土器，ヘラ記号

縮尺1／3

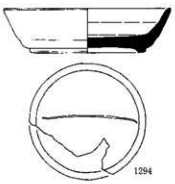
1294

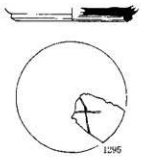
1295

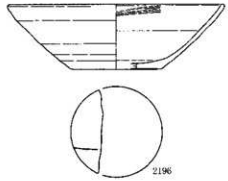
2196

1296

1297

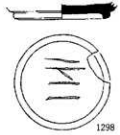
1298

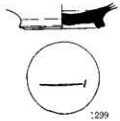
1299

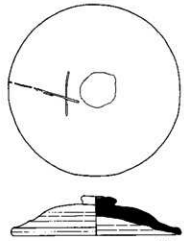
1300

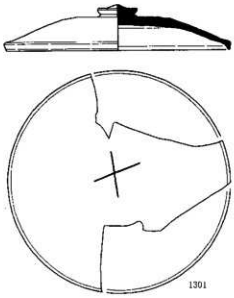
1301

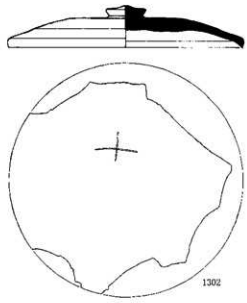
1302

ヘラ記号

縮尺1／3

図面二八

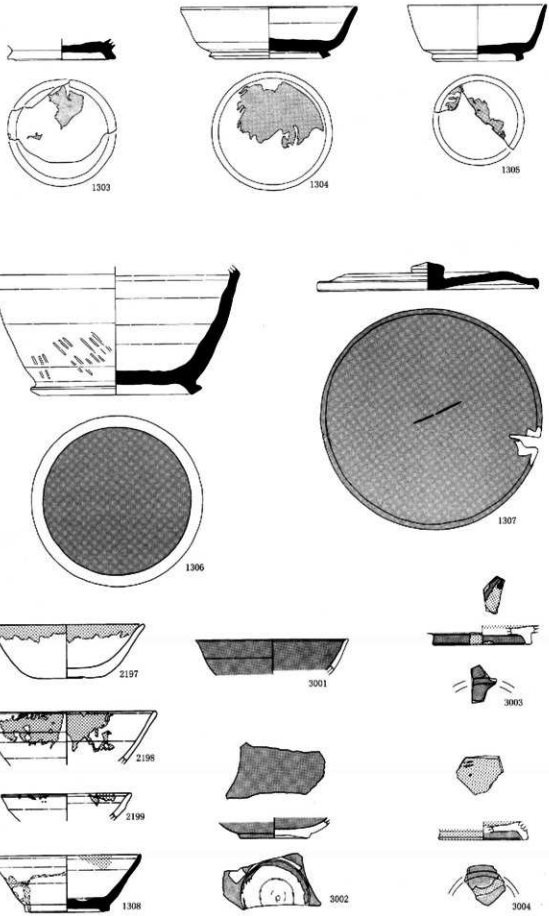

転用硯，灯明皿，緑釉陶器

縮尺1／3

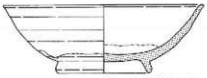
3005（縮尺1/3）

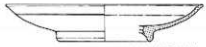
3009（縮尺1/3）

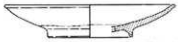
3006（縮尺1/3）

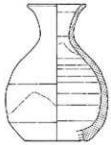
3008（縮尺1/3）

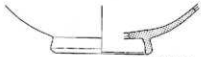
3010（縮尺1/3）

3007（縮尺1/3）

3011（縮尺1/3）

3012（縮尺1/3）

3013（縮尺1/3）

3014（縮尺1/3）

3015（縮尺1/3）

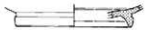
3016（縮尺1/3）

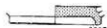
3017（縮尺1/3）

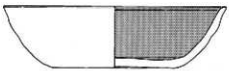
2200（縮尺1/3）

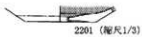
2201（縮尺1/3）

2202（縮尺1/3）

2203（縮尺1/3）

2204（縮尺1/3）

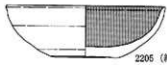
2205（縮尺1/3）

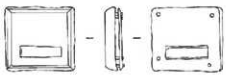
5001（縮尺2/3）

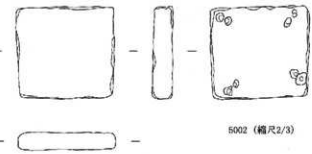
5002（縮尺2/3）

灰釉陶器，赤彩土器，内黒土器，帯金具，石帯

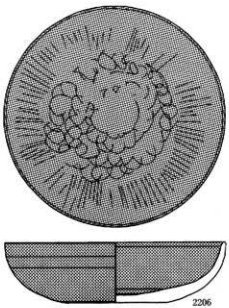

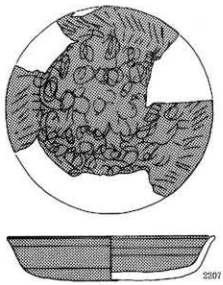

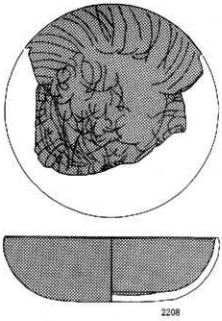

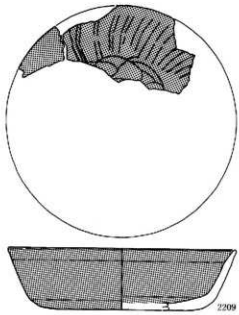

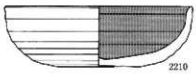

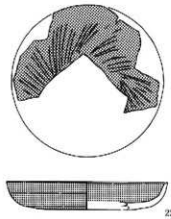

晴文土器，内黒土器

縮尺1／3

4001

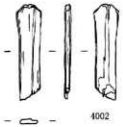
4002

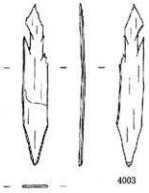
4003

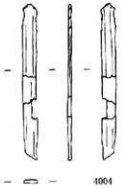
4004

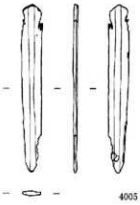
4005

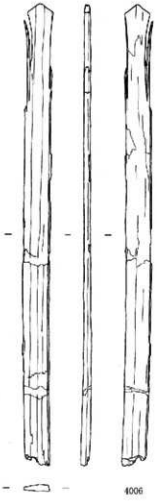
4006

4007

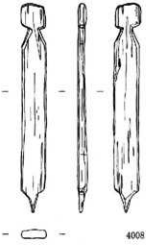
4008

木製品・斎串，浮子

縮尺1／3

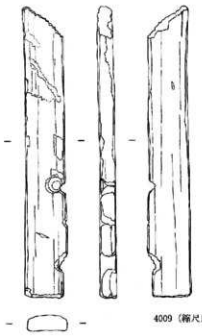

4009（縮尺1/3）

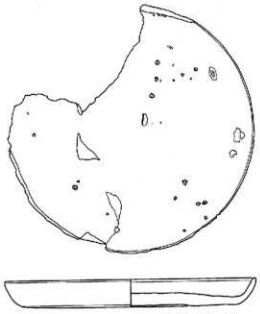

4010（縮尺1/3）

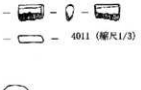

4011（縮尺1/3）

4012（縮尺1/3）

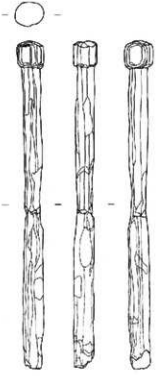

4013（縮尺1/3）

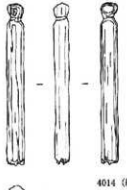

4014（縮尺1/3）

4015（縮尺1/6）

木製品・火切臼，盤，横笛，浮子，弓

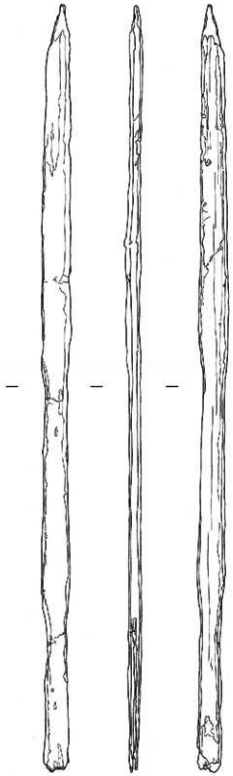

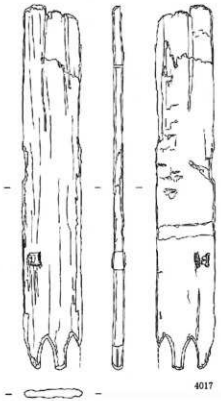

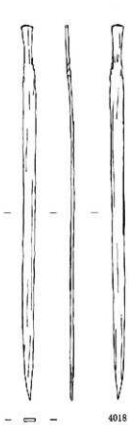

木製品・斜形木製品，琴の天板，斎串など

縮尺１／６

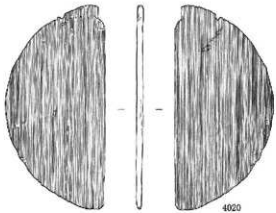

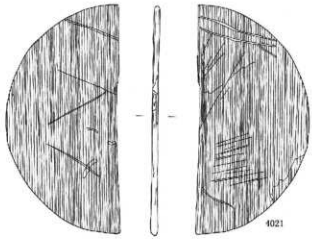

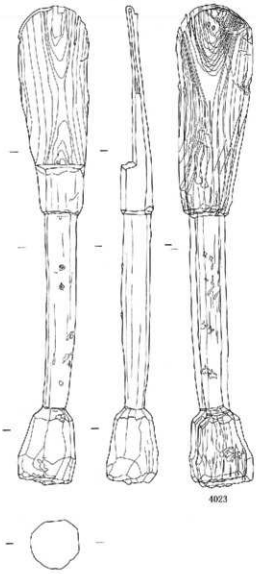

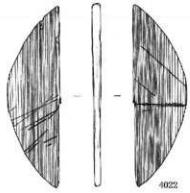

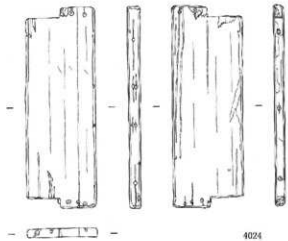

木製品・蓋板，箱板，ヘラ形祭祀用具

縮尺1／3

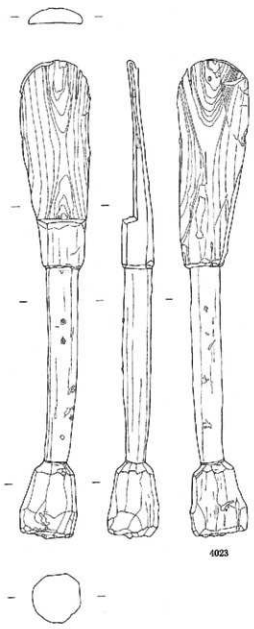
4023

4025

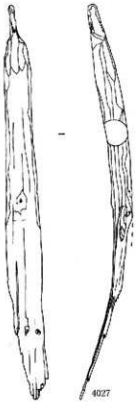
4027

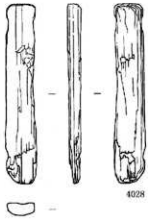
4028

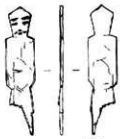
4026

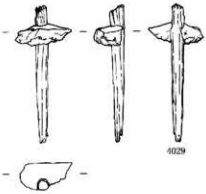
4029

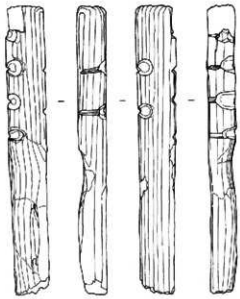
4030

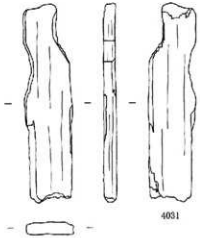
4031

木製品・木簡，人形，馬形，弓など

縮尺1／3

図面二三六

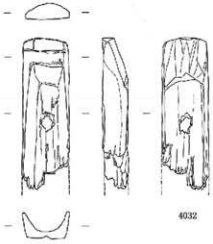

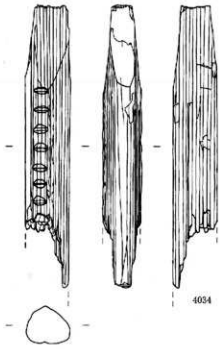

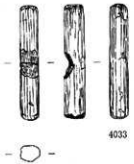

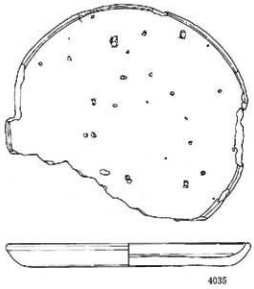

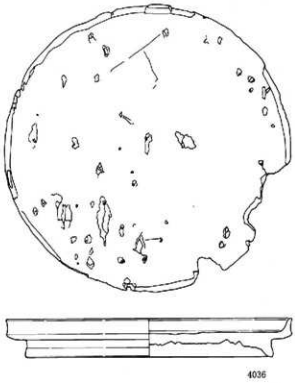

木製品・舟形，盤，祭祀用具

縮尺1／3

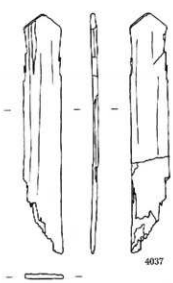

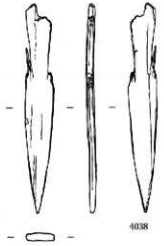

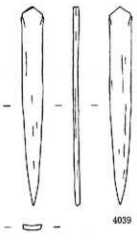

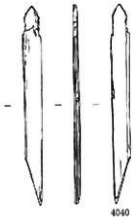

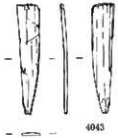

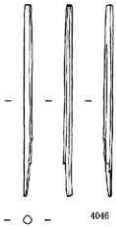

木製品・斎串，箸

縮尺1／3

図面二三八

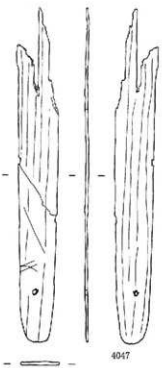

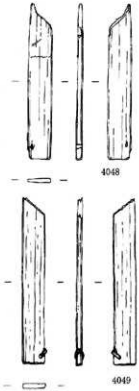

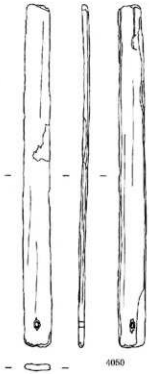

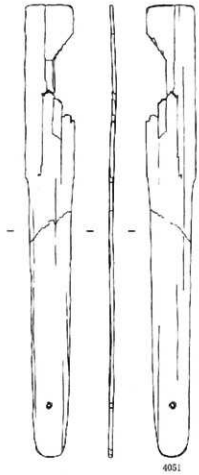

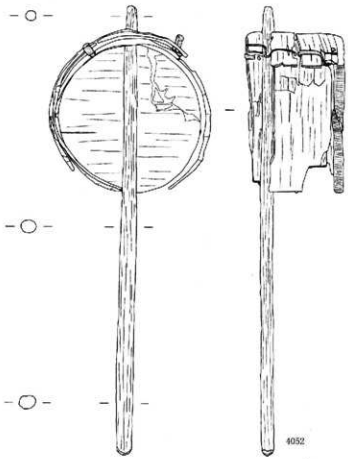

木製品・楯扇，柄杓など

縮尺1／3

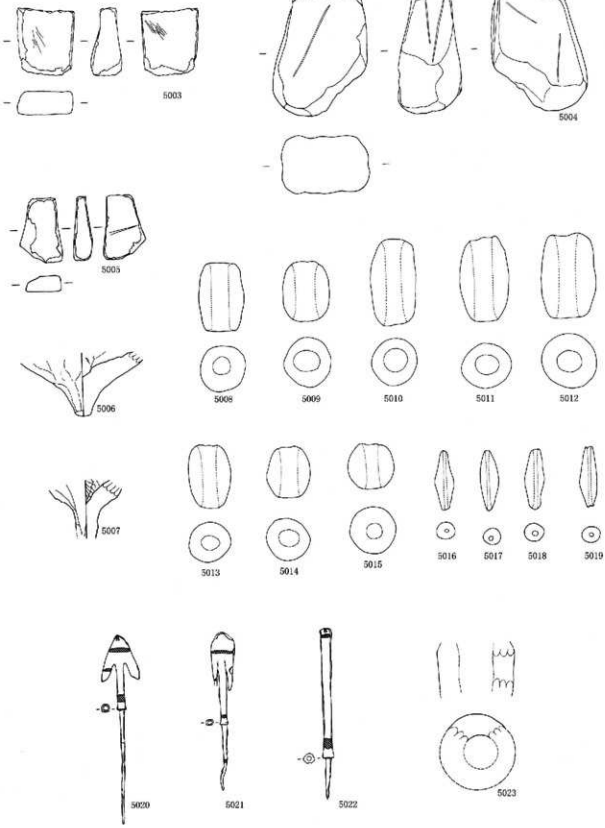

砥石，製塩土器，土錘，鉄鏃，羽口

縮尺1／3

3018（縮尺1/3）

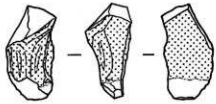
3022（縮尺2/3）

3019（縮尺1/3）

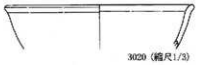
3020（縮尺1/3）

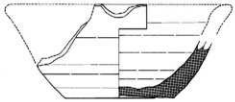
3023（縮尺1/3）

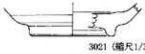
3021（縮尺1/3）

5024（縮尺1/1）

2212（縮尺1/3）

2213（縮尺1/3）

2214（縮尺1/3）

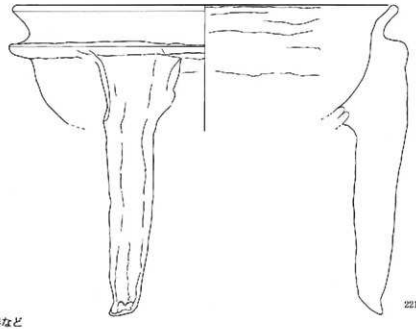
2215（縮尺1/3）

青磁，白磁，土師器など

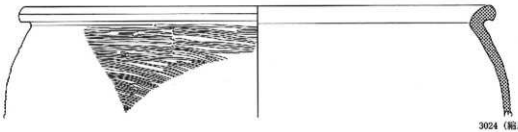

3024（縮尺1/4）

3025（縮尺1/3）

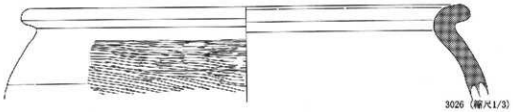

3026（縮尺1/3）

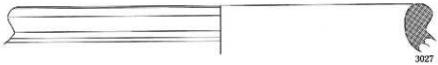

3027（縮尺1/3）

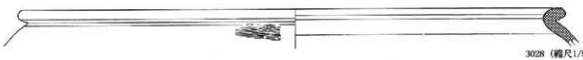

3028（縮尺1/6）

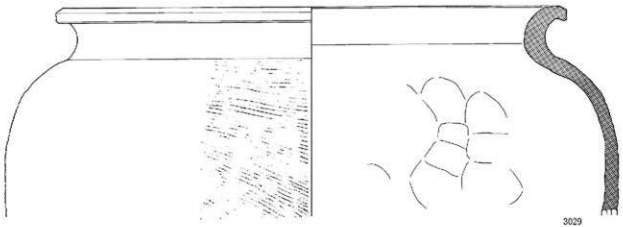

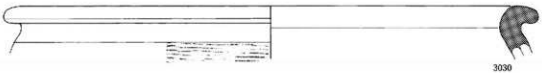

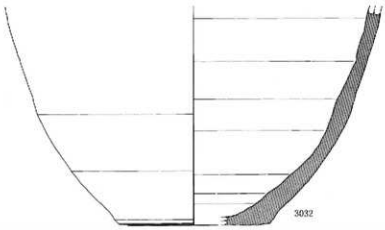

珠洲・甕，壺

縮尺1／3

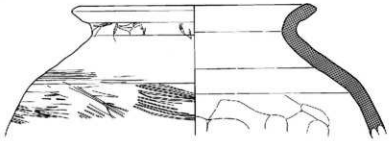

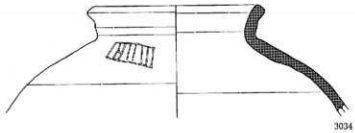

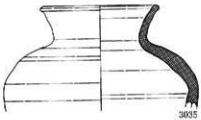

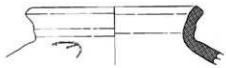

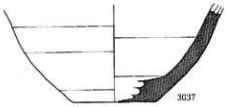

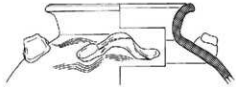

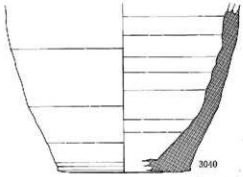

珠洲・壺

縮尺1／3

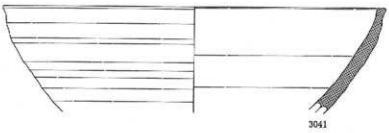

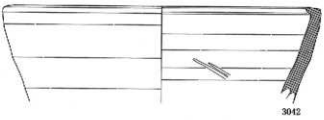

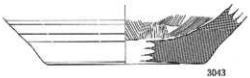

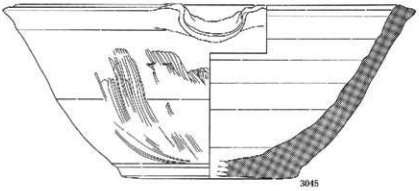

珠洲・鉢，すり鉢

縮尺１／３

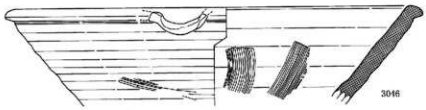

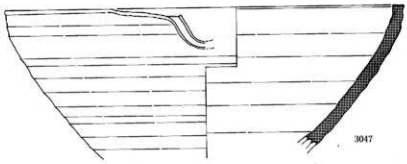

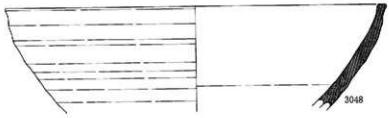

珠洲・鉢，すり鉢

縮尺1／3

図面二四六

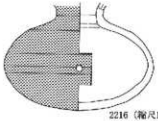
2216（縮尺1/3）

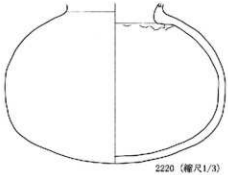
2220（縮尺1/3）

2222（縮尺1/3）

2223（縮尺1/3）

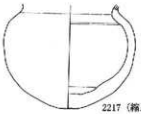
2217（縮尺1/3）

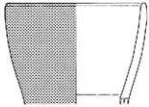
2221（縮尺1/3）

2224（縮尺1/3）

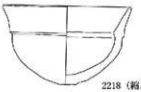
2218（縮尺1/3）

2225（縮尺1/3）

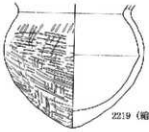
2219（縮尺1/3）

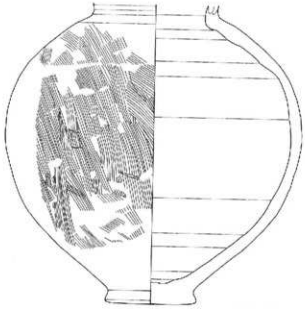
2228（縮尺1/4）

2226（縮尺1/3）

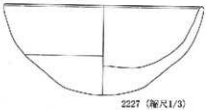
2227（縮尺1/3）

土師器・小型丸底土器，鉢，壺など

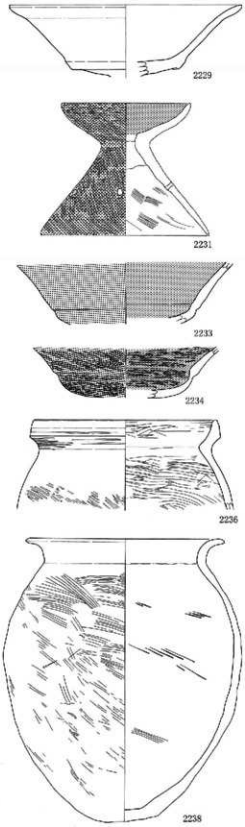

土師器・高杯，器台，甕

縮尺1／3

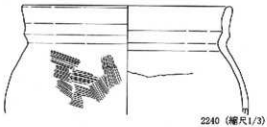
2240（縮尺1/3）

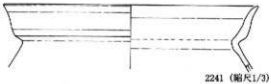
2241（縮尺1/3）

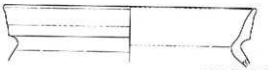
2242（縮尺1/3）

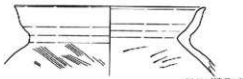
2243（縮尺1/3）

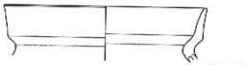
2244（縮尺1/3）

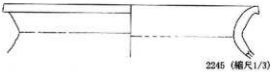
2245（縮尺1/3）

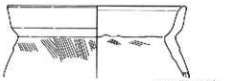
2246（縮尺1/3）

2247（縮尺1/3）

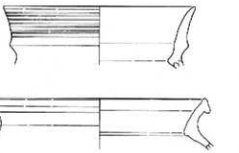

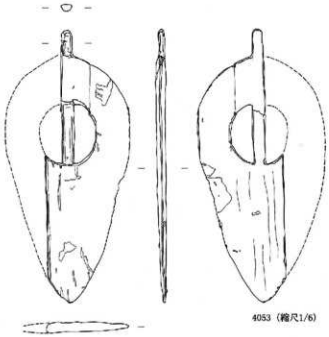
4053（縮尺1/6）

4054（縮尺1/8）

土師器・甕，　木製品・鍬先形祭祀用具，横槌

図版一〇一　船着場遺構ＳＺ０１（第六次調査区全景）

図版一〇二　第十一・十二・十四次調査区全景

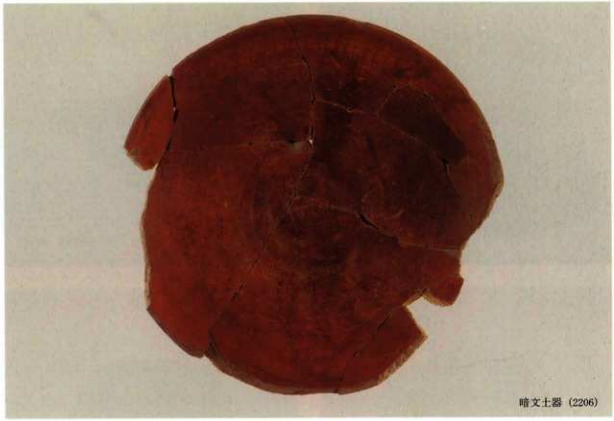

暗文土器（2206）

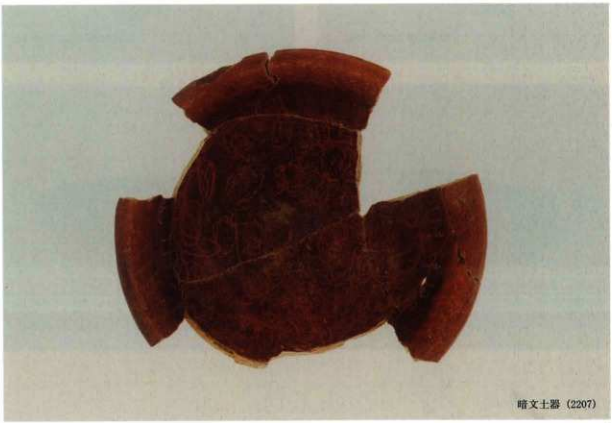

暗文土器（2207）

暗文土器（2208）

灰釉陶器（3005）

緑釉陶器（3004-内面）

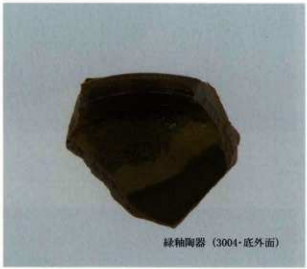
緑釉陶器（3004-底外面）

緑釉陶器（3002）

内黒土器（2210）

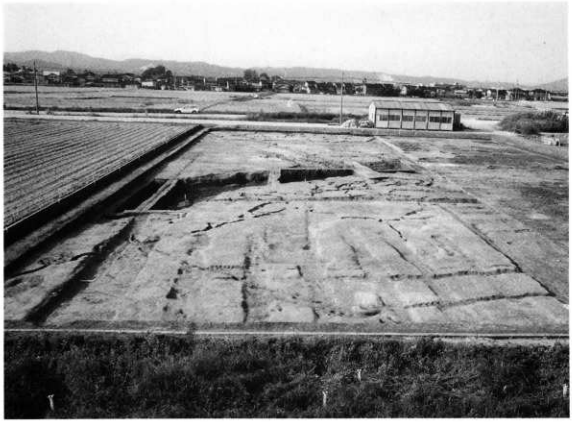

図版２０１　第２次調査区全景（西側部分・南から）

図版２０２　第７次調査区全景（東から）

図版２０３　第８次調査・２区　北側全景（南から）

図版２０４　第８次調査・３区　全景（北から）

図版２０５　第８次調査・５区　全景（西から）

図版２０６　第８次調査・６区　全景（西から）

図版２０７　第８次調査・７区　全景（南から）

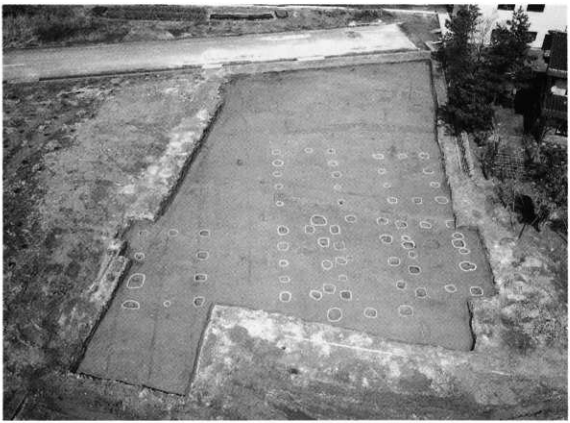

図版２０８　第11次調査区全景

図版２０９　第13次調査区全景

図版２１０　第15次調査区全景

図版２１１　船着場遺構SZ01

図版２１２　道路遺構SF01（船着場遺構から）

図版２１３　道路遺構SF01（北側建物群の方面から）

図版２１４　井戸SE01（南東方向から）

図版２１５　井戸SE01　完掘状況

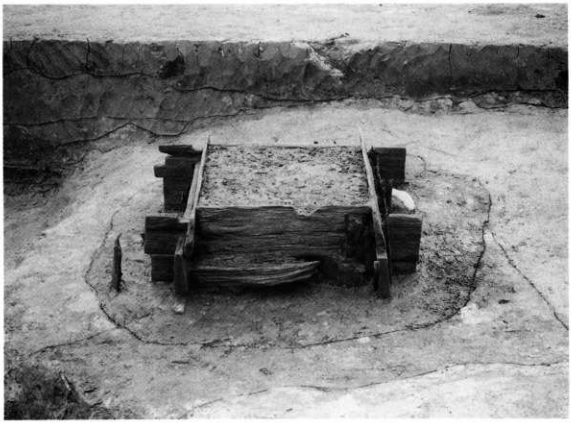

図版２１６　井戸SE01（東から）

図版２１７　SX02（南から）

図版２１８　SX02（南から）

図版２１９　船着場遺構SZ02（北側部分・北から）

図版２２０　船着場遺構SZ02（南側部分・北から）

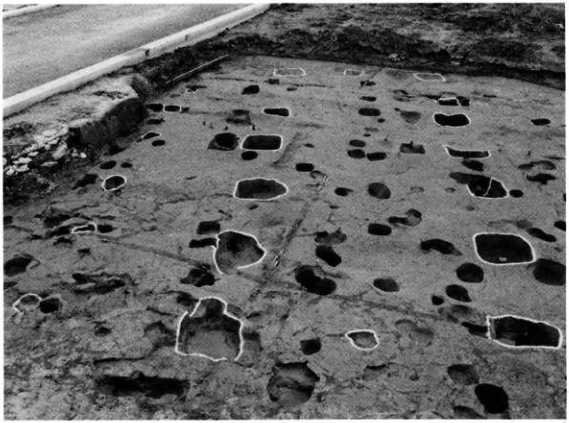

図版２２１　掘立柱建物SB01（北から）

図版２２２　掘立柱建物SB01（北から）

図版２２３　掘立柱建物SB02（南から）

図版２２４　掘立柱建物SB27（南から）

図版２２５　掘立柱建物SB28（南から）

図版２２６　掘立柱建物SB29（南から）

図版２２７　掘立柱建物SB30（北から）

図版２２８　掘立柱建物SB31（南から）

図版２２９　掘立柱建物SB32（北から）

図版２３０　掘立柱建物SB33（北から）

図版２３１　掘立柱建物SB34（南から）

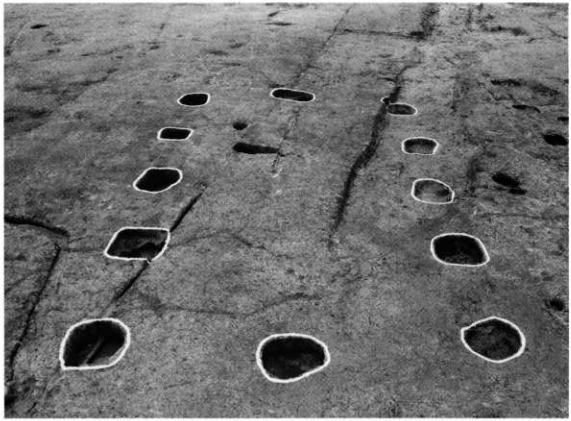

図版２３２　掘立柱建物SB35（南から）

図版２３３　掘立柱建物SB36（南から）

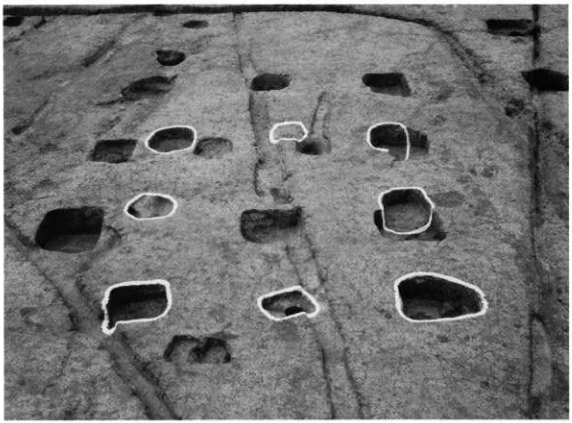

図版２３４　掘立柱建物SB37（南から）

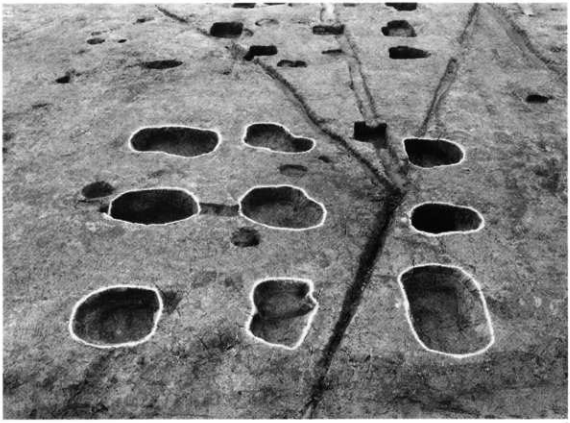

図版２３５　掘立柱建物SB38･44（南から）

図版２３６　掘立柱建物SB39（南から）

図版２３７　掘立柱建物SB41（北から）

図版２３８　掘立柱建物SB45（北から）

図版２３９　掘立柱建物SB46（南から）

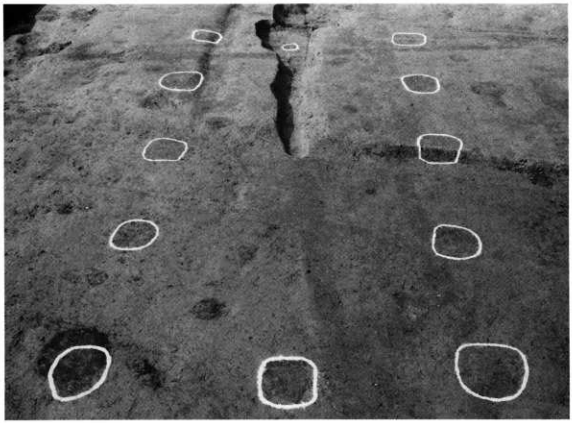

図版２４０　掘立柱建物SB48（南から）

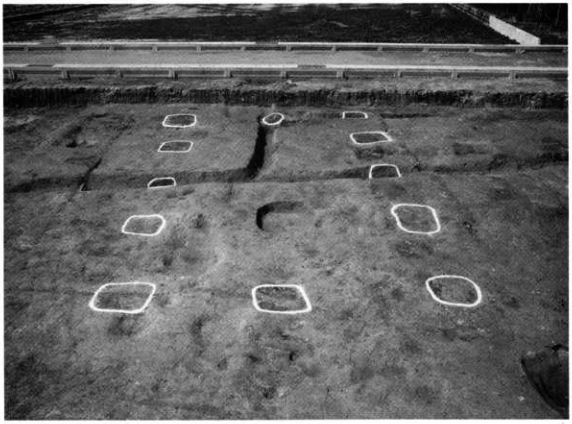

図版２４１　掘立柱建物SB49（南から）

図版２４２　掘立柱建物SB50（南東方向から）

図版２４３　掘立柱建物SB50（西から）

図版２４４　掘立柱建物SB51（南から）

図版２４５　掘立柱建物SB52（南から）

図版２４６　木棺墓SZ03　遺構検出状況（南から）

図版２４７　木棺墓SZ03　木棺内部検出状況（南から）

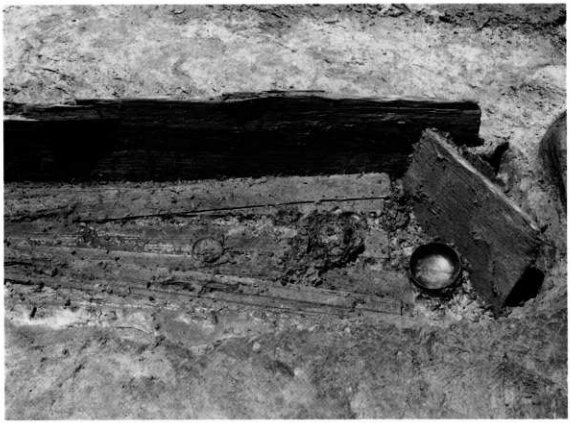

図版２４８　木棺墓SZ03　木棺内部検出状況（東から）

図版２４９　木棺墓SZ04　遺構全景（完掘後・北から）

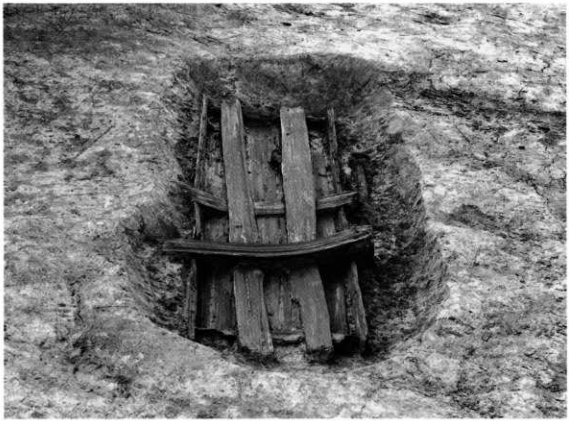

図版２５０　木棺墓SZ04　木棺検出状況（南から）

図版２５１　木棺墓SZ04　木棺内部検出状況（南から）

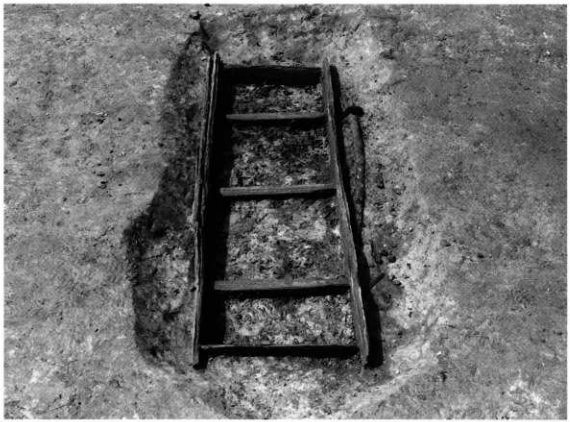

図版２５２　木棺墓SZ04　木棺墓礎板検出状況（南から）

図版２５３　木棺墓SZ04　刀剣検出状況（東から）

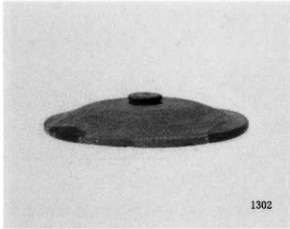
1302

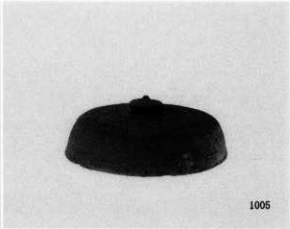
1005

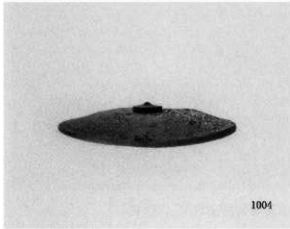
1004

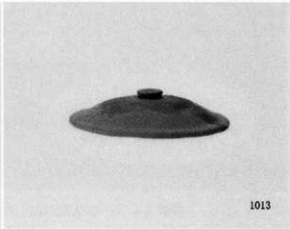
1013

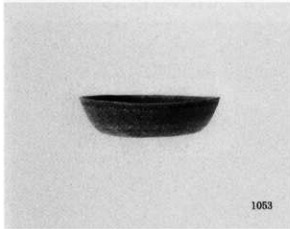
1053

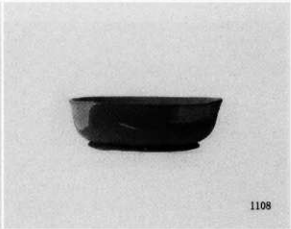
1108

1188

1231

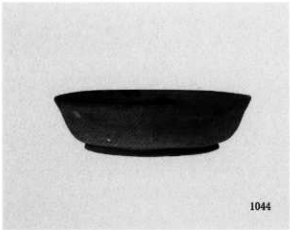
1044

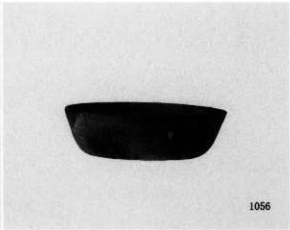
1056

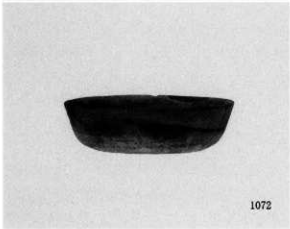
1072

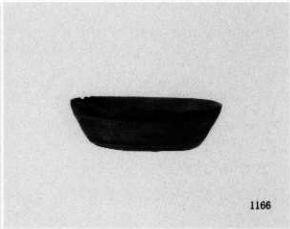
1166

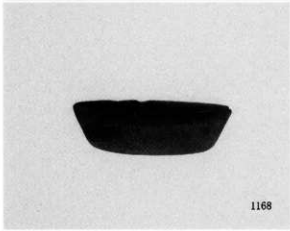
1168

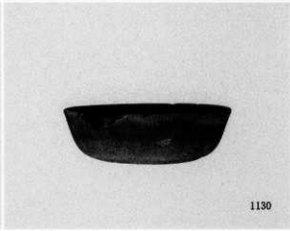
1130

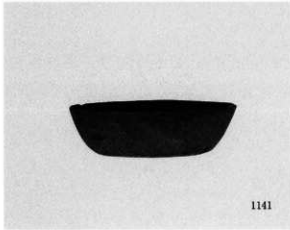
1141

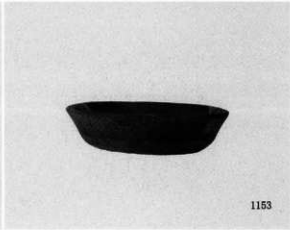
1153

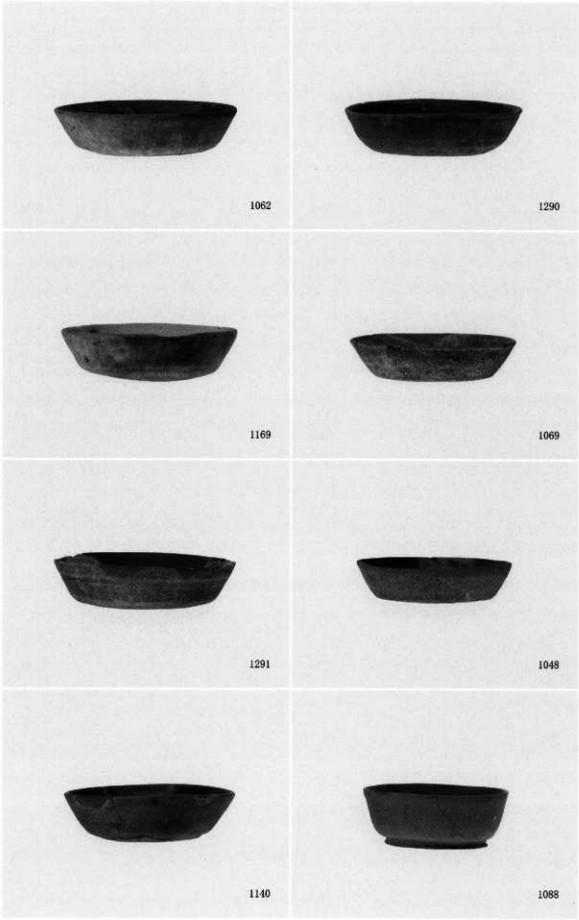
1062
1290
1169
1069
1291
1048
1140
1088

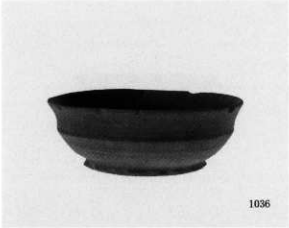
1036

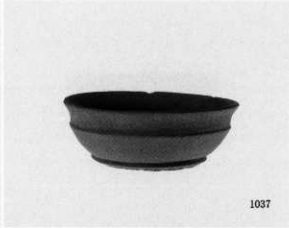
1037

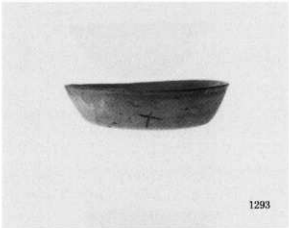
1293

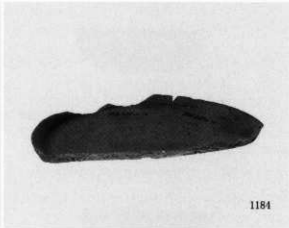
1184

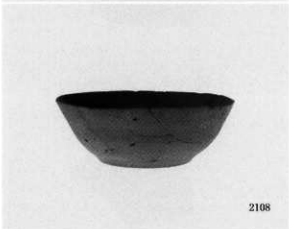
2108

1118

1076

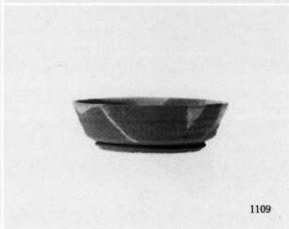
1109

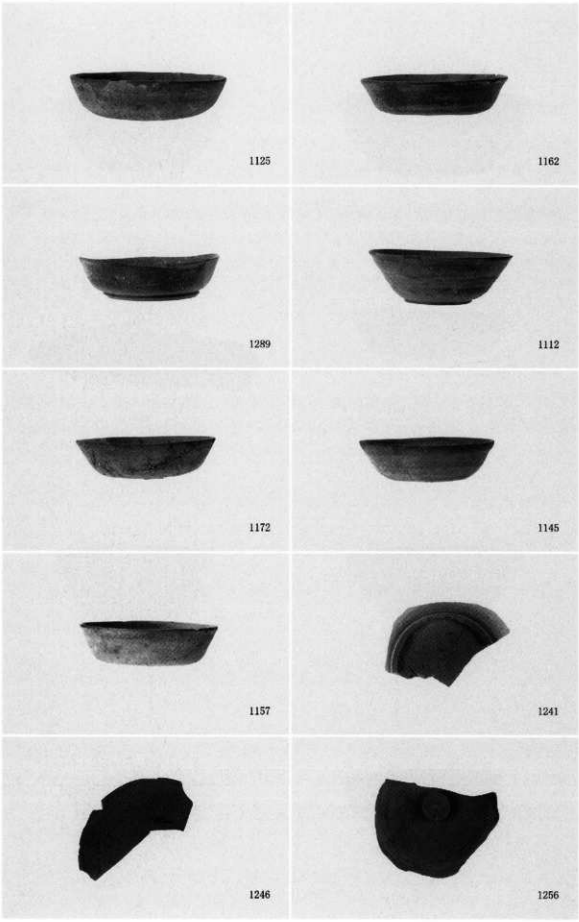
1125
1162
1289
1112
1172
1145
1157
1241
1246
1256

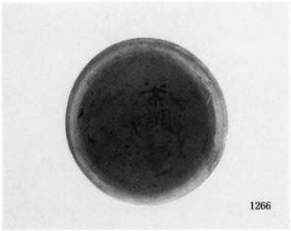
1266

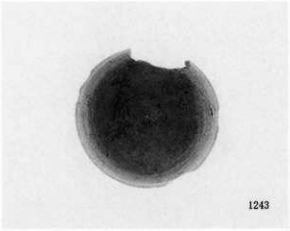
1243

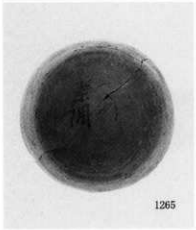
1265

1248

1247

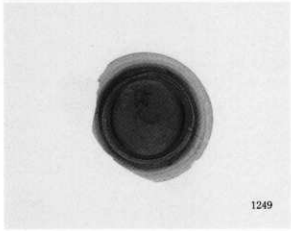
1249

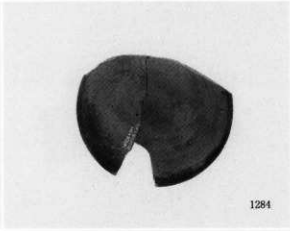
1284

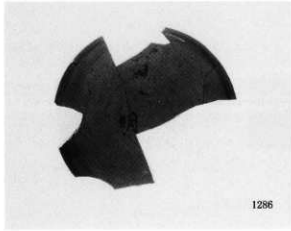
1286

1285

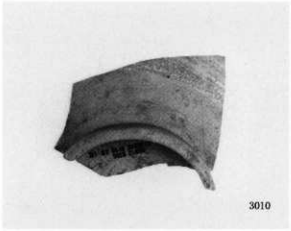
3010

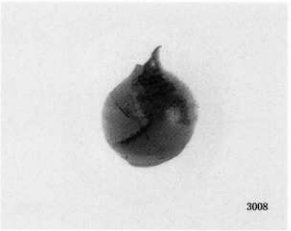
3008

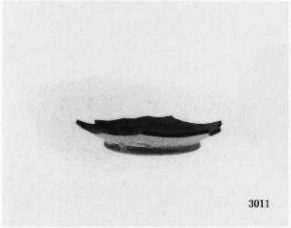
3011

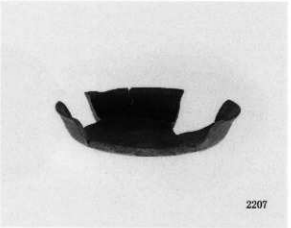
2207

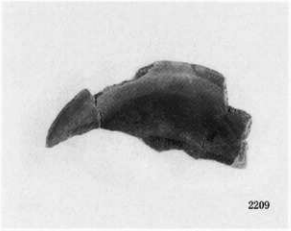
2209

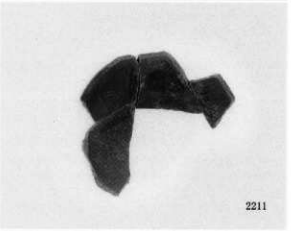
2211

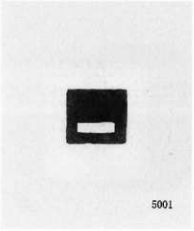
5001

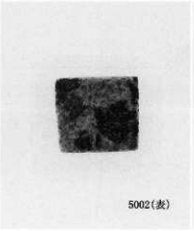
5002(表)

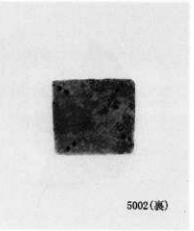
5002(裏)

1306

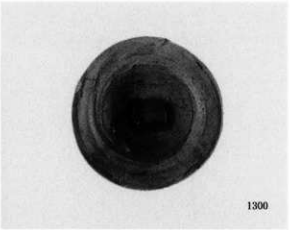
1300

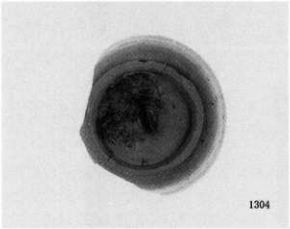
1304

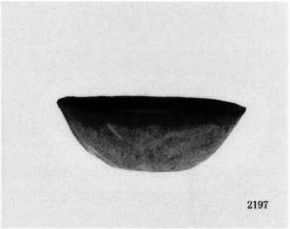
2197

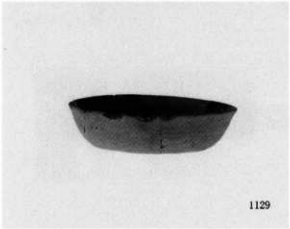
1129

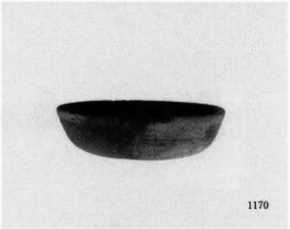
1170

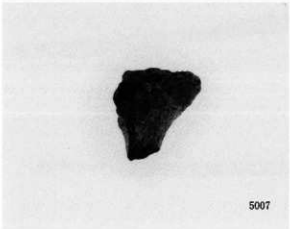
5007

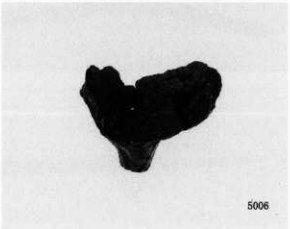
5006

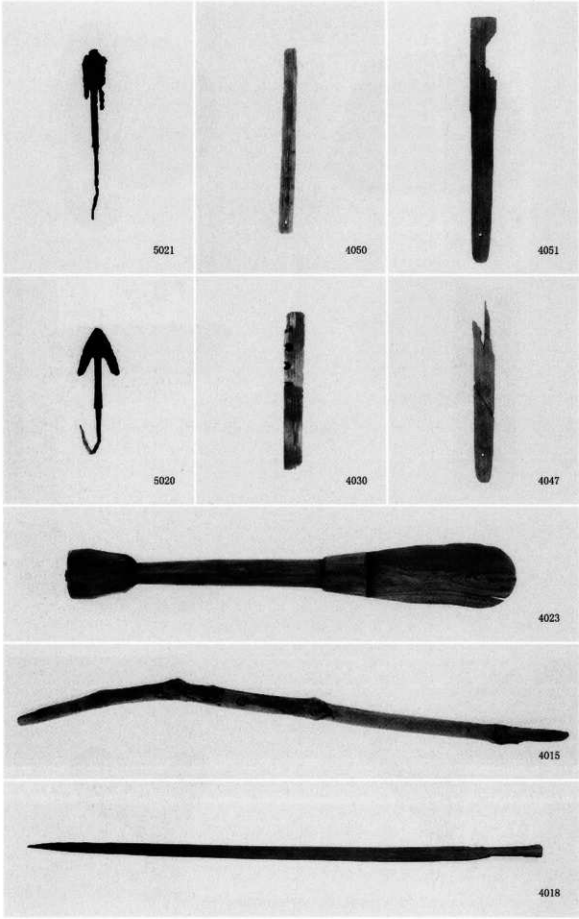
5021
4050
4051
5020
4030
4047
4023
4015
4018

図版二一〇

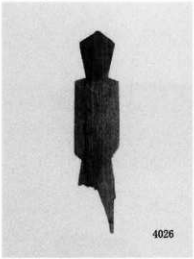
4026

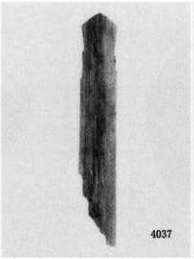
4037

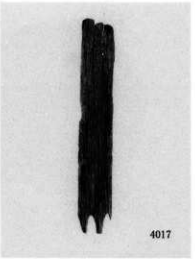
4017

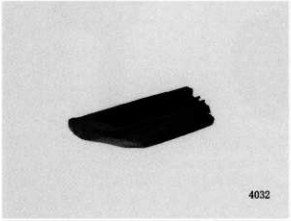
4032

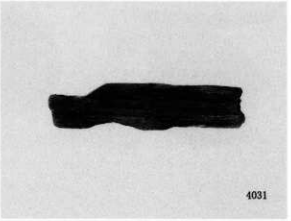
4031

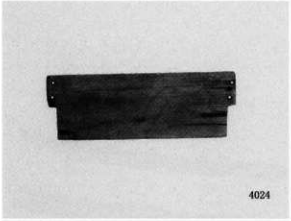
4024

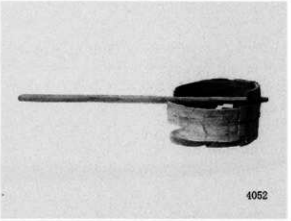
4052

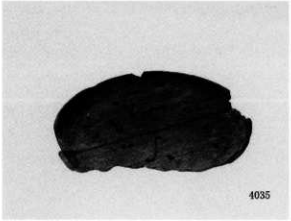
4035

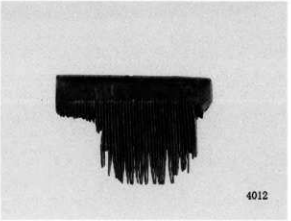
4012

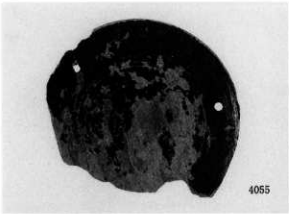
4055

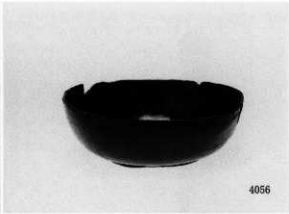
4056

3024

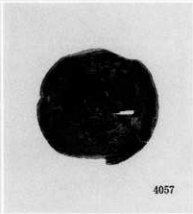
4057

2215

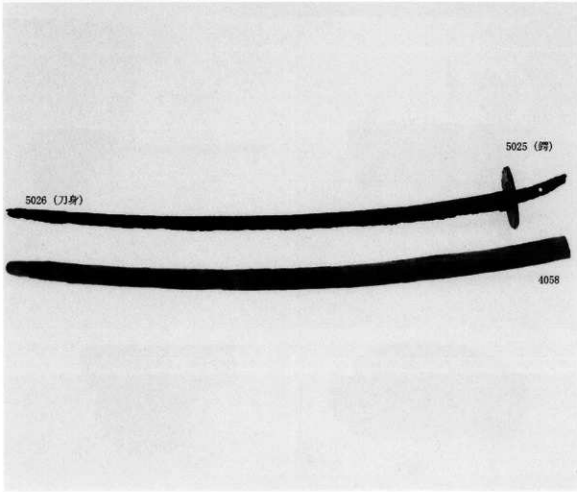

4058

2239

2238

2228

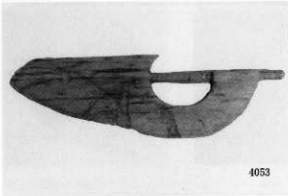
4053

2227

4054

図版三一三　墨書土器（赤外線写真）

「大家」1238

「大」1240

「里家」1241

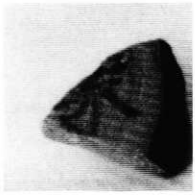

「□家」1239

「内」1256

「□内」1258

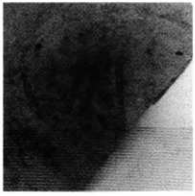

「内」1254

「内」1253

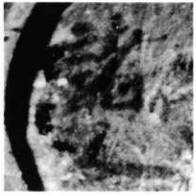

「諸人」1250

「秋刀自女」1248

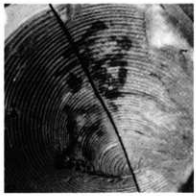

「稲里」2193

「□月」1245

「岐佐女」1243

「林前」1246

「林□」1244

「□工ゟ」解読不能　2195

「□」1242

「案鳥」1271

「案鳥」1272

「案鳥ゟ」1270

「案調」1269

「案調」1263

「□鳥ゟ」1275

「□調ゟ」1267

図版三一五　墨書土器・人形（赤外線写真）

「案調」1264

「案調」1261

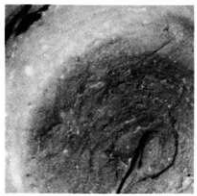

「林家」1280

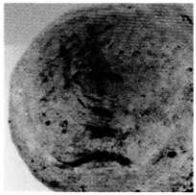

「津三」1281

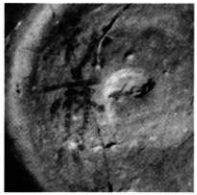

「秋麻呂」1283

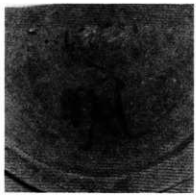

「明」1287

「明」1285

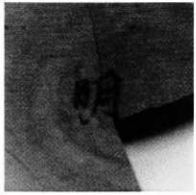

「明」1286

「□□」解読不能

「□」解読不能　1288

「□」解読不能　1279

人形　4026

図版三一六　木簡（赤外線写真）

小型丸底壺（2216）

器台（2231）

遺物出土状況（2229等）

横槌（4054）

SZ02　木製品出土状況

SK02　遺物出土状況（縄文土器）

盾（2225）

ヘラ形祭祀用具（4023）

SB41　遺物出土状況（1117）

SB49　遺物出土状況（1285）

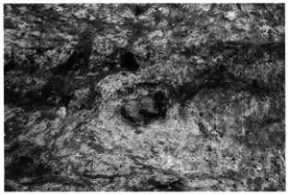

SF02　遺物出土状況（2197）

SK01　遺物出土状況（1123，1201）

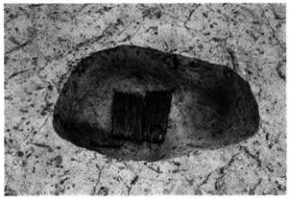

SB20　掘方礎板出土状況

船着場遺構しがらみ部分

SB01　掘方柱根等出土状況

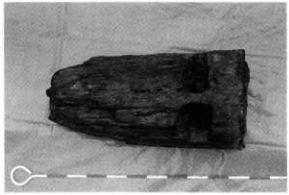

SB01　掘方出土柱根

墨書土器「実調」（1266）

墨書土器「内」（1253）

検層（4047）

遺物出土状況

須恵器　広口壺（1188）

用途不明品（4034）

柄杓（4052）

帯金具（5001）

木棺墓 SZ04 調査状況

船着場遺構 SZ02 北側部分（北から）

木棺墓 SZ04 調査状況

船着場遺構 SZ02 南側部分（南から）

木棺墓 SZ04 調査状況

水路 SD01（第６次調査区・西から）

木棺墓 SZ04 調査状況

道路遺構 SF01 南側側溝（西から）

SE01 付近 掘削状況

SE01 底石除去後

SE01 付近 掘削状況

SE01 掘削状況

SE01 井戸枠内完掘状況

SE01 測量作業風景

SE01 井戸枠抜き取り後

SE01 測量作業風景

第２次調査区　遺構掘削状況

SD01 掘削状況（第８次調査２区）

調査風景（高岡市中学校社会科部会）

SD01 掘削状況（第６次調査２区）

調査風景（高岡市中学校社会科部会）

第13次調査区 遺構確認

測量作業風景（第13次調査区）

SB27 掘削状況

図版五〇一

中保B遺跡周辺の米軍空中写真（M320-A-10）